独評発第0831027号
平成24年８月31日

独立行政法人国立成育医療研究センター
理事長　五十嵐　隆　殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会
委員長　猿田　享男

独立行政法人国立成育医療研究センターの平成23年度における業務の実績に関する評価結果の通知について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条第2項に基づき、別添のとおり、平成23年度における業務の実績に関する評価を行ったので、同条第3項の規定により、その結果を通知する。

国成育収
受 24.9.10付
第867号

独立行政法人
国立成育医療研究センター
平成２３年度業務実績の評価結果

平成２４年８月２２日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

１．平成２３年度業務実績について

（１）評価の視点

独立行政法人国立成育医療研究センター（以下「センター」という。）は、国立成育医療センターが移行して、平成２２年４月１日に発足したものである。センターは、母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの（以下「成育に係る疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこうした業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

平成２３年度のセンターの業務実績の評価は、平成２２年４月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成２２年度～２６年度）の２年目の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成２１年３月３０日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）やいわゆる二次意見等も踏まえ、評価を実施した。

（２）平成２３年度業務実績全般の評価

受精、妊娠に始まって、胎児期、新生児期、小児期、思春期を経て次世代を育成する成人期へと至る、リプロダクションによってつながれたライフサイクルに生じる疾患に対する研究と医療を推進するため、病院と研究所が一体となり、日本人のエビデンスの収集や、疾病に悩む患者や家族に対し、安全性と有効性を充分に検証した上で高度先駆的医療の開発と提供を行うとともに、小児救急医療、周産期医療を含めた成育医療全般に関して、チーム医療、継続的医療に配慮したモデルを確立し、これらを全国的に展開していくことが求められている。

理事長のリーダーシップの下、昨年度に引き続き職員の意識改革が進められる中、現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取組みが行われ、経常収支率について、継続して100%以上を維持していることは評価する。中期目標の期間全体において目標を達成できるよう努められたい。

研究・開発について、特許事務所と顧問契約を締結し、医学生物系特許に詳しい弁理士により、研究所及び臨床研究センターのグループにヒアリングを実施するなど、相談支援機能の強化を図ることにより、職務発明委員会における審査件数が大幅に増加した。

また、センターが担当する研究分野で最も重要な使命である再生医療の確立として、前年度にヒト胚性幹細胞（ES 細胞）3 株を樹立した成果を受けて、研究所に再生医療セ

ンターを開設した。

平成２３年度においては、「小児腫瘍の網羅的ゲノム解析研究」を含む８つのゲノム網羅的解析に関わる新規研究課題を倫理審査委員会に申請し、承認を受け研究を開始し、臨床研究の倫理に関する研修会を定期的に開催することにより、医師・研究者が積極的に倫理審査委員会に申請を行い、臨床研究を実施するなど、平成２３年度の臨床研究実施件数は、152 件（倫理委員会承認件数 124 件、治験（製造販売後臨床試験も含む）実施件数 28 件）となり、平成２１年度に比し、76 件（100.0%）の大幅な増加となったことは評価する。

医療の提供について、年間小児肝移植症例数は世界最多となる 38 例を実施し、生存率 90%と良好な成績であるとともに、先進医療である「双胎間輸血症候群に対するレーザー手術」は、最新の EBM で双胎間輸血症候群に対する第一選択治療となっており、40 例を施行するなど、最新の EBM に基づく成育医療を提供したことは評価する。

年間分娩件数は 1,637 件で、約 7 割が多胎分娩、胎児異常等のハイリスク分娩であるが、積極的な受け入れにより、周産期医療の中核的役割を果たしているとともに、小児救急医療についても約 34,000 人の小児救急患者及び約 3,200 台の救急車搬送の受け入れ、また、他院からの搬送要請に応えての迎え搬送の実施など積極的な取り組みを行うことにより、小児救急医療体制の中核的な役割を果たしている。

さらに、病院所属で研究所や臨床研究センターで研究を開始する医師、大学又は企業に所属してセンターで研究に従事する研究者など、様々な人材交流を推進するとともに、研究所研究員の中で顕著な英文業績を上げている者に上級研究員の称号を与える等の取り組みを行っている。

こうしたことを踏まえると、平成２３年度の業務実績については、全体としてはセンターの設立目的に沿って適正に業務を実施したものと評価できるものである。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については２のとおりである。また、個別評価に関する評価結果については、別紙として添付した。

２．具体的な評価内容

（１）研究・開発に関する事項

① 臨床を志向した研究・開発の推進

研究所と病院との一層の連携強化を図るため、共同研究会議の開催数を平成２１年度に比べ４回上回る 56 回実施するとともに、新規共同研究数も平成２１年度に比べ４件増加し 26 件となっており、着実に取り組んでいる。

臨床研究センターの知財・産学連携室に企業等の産業界、大学等の研究機関と病院並びに研究所との連携を推進する役割を担わせ、その結果、平成２３年度の共同研究実施数（＝共同研究契約締結数）は、平成２１年度に比して 18.8%増加させるとともに、平成２２年度に共同研究申請書における成果の取り扱いに係る記述の見

直しの検討を行った結果、平成２３年度は研究者側の権利確保の観点から書類を見直す配慮が定着した。また、職務発明委員会における審査件数は平成２１年度より11 件多く、18 件となったことは高く評価する。

② 病院における研究・開発の推進

規制当局審査経験者、実地調査経験者、企業の開発経験者、臨床研究の教育を受けた医師、CRC をメンバーとした医師主導治験を含む臨床研究支援体制を整備したことは評価する。

臨床研究については、計画・立案支援を 11 件、実施支援を 10 件実施するとともに、臨床研究推進室において、複数のデータマネージャーを確保し、各種成育疾患の臨床研究や疫学研究の研究計画書作成支援並びにデータ収集・解析を実施した。

また、平成２３度のデータマネージメント受託数は、前年度より 9 件増加しており、小児肝移植に係る多施設データベースについては、オンライン登録システムを完成させ、本登録に係る研究計画書がセンターの倫理委員会の承認を受けた。

③ 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

センターが担当する研究分野で最も重要な使命である再生医療の確立として、前年度においてヒト胚性幹細胞（ES 細胞）3 株を樹立した。平成２３年度には、研究所内に再生医療センターを開設し、再生医療研究を推進、その結果、異種動物成分を一切使用しない方法によるヒト ES 細胞株の樹立、iPS 細胞遺伝子のメチル化問題に関する発見により再生医療への重要な成果、川崎病に対する新しい発見、新生児乳児消化管アレルギーのメカニズムの解明など高く評価する。

（成育疾患の本態解明）

新生児乳児消化管アレルギーの研究については、全国から血液献体を収集し、試験を行った結果、通常の食物アレルギーと同様、牛乳などのアレルゲンに特異的な Th2 細胞の活性化が存在することを世界で初めて発見したことは評価する。

（成育疾患の実態把握）

成育期に多くみられる疾患の罹患率・有病率の経年推移を明らかにすることを目的として、成育医療研究委託事業「成育医療の長期追跡データの構築に関する研究（通称：成育コホート研究）」を平成１４年度発足以降継続してデータを収集している。平成２３年９月には 5 歳健診を終了し、平成２４年１月現在では 6 歳児、7 歳児を対象としてデータの収集を行っている。本研究は参加者の脱落率が低く、1,273 名が登録継続（追跡率 82.2%）している。我が国では 7 歳以上の児まで長期にわたり追跡できた出生コホート研究は希であり、非常に貴重な資料となる。また、平成２

３年度はアレルギー疾患に関する網羅的ゲノム（エクソーム）解析に関して倫理委員会の承認を得た。

（高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進）

原発性免疫不全症のなかで最も頻度の高いＸ連鎖慢性肉芽腫症（X-CGD）に対する造血幹細胞遺伝子治療を計画しており、遺伝子治療臨床研究審査委員会での審議承認を経て、平成２４年３月２８日厚生労働省厚労科学審議会にて承認された。今後、厚生労働省・環境省での法令審査を経て、平成２４年度内の実施を目指している。

また、ゴーシェ病、ムコ多糖症、ファブリ病、副腎白質ジストロフィーなど先天性異常症の治療目的としてライソゾーム病センターを設立し、酵素製剤による治療だけでなく、最新機器を用いた診断や遺伝に関する相談・カウセリングを含む包括的医療の提供は、我が国の中心的存在となっている。

（医薬品及び医療機器の開発の推進）

平成２３年度において「小児腫瘍の網羅的ゲノム解析研究」を含む 8 つのゲノム網羅的解析に関わる新規研究課題を倫理審査委員会に申請し、承認を受け研究を開始した。

臨床研究の倫理に関する研修会を定期的に開催することによって、医師・研究者が積極的に倫理委員会に申請を行い、臨床研究を実施しており、実施件数は 152 件と、平成２１年度と比較して 76 件（100.0%）の大幅な増加となり年度計画を遙かに超えたことは大いに評価する。

（医療の均てん化手法の研究開発の推進）

人材育成ツールとして、e-learning を用いた小児がんの教育を継続して実施した。成育医療の均てん化に必要な診断・治療のガイドラインについて、周産期診療のガイドラインは平成２２年度に作成が終了し、平成２３年度は全国に発信することにより、均てん化を図った。

（情報発信手法の開発）

成育医療に対する理解を促進し、患者・家族への支援の質を向上させるため、ホームページにおいて国民及び医療機関に向けて、小児がんに特化した最新の治療情報、センターの業績、メールマガジン等を公開・提供している。

再生医療に向けたヒト幹細胞等のバンク化推進のため、6 つのナショナルセンター共同でバイオバンクの構築、高精度な医療情報とその追跡システムの構築等について検討を開始するとともに、ヒト ES 細胞を含むヒト幹細胞を用いる臨床研究に関し

て、国が示している指針の改定についての提言をした。

（２）医療の提供に関する事項

①　高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供

年間小児肝移植症例数は世界最多となる児 36 例を実施し、生存率 90%と良好な成績であるとともに、平成２２年７月に施行された改正脳死移植法に伴い、小児脳死移植施設認定を受け、小児脳死肝移植 2 例を成功裏に実施したことは評価する。平成２３年度については、手術指導・支援 12 回及びエジプトへ海外手術指導 7 回を実施し移植医療の標準化に努めたことについて高く評価する。

先進医療である「双胎間輸血症候群に対するレーザー手術」は、最新の EBM で双胎間輸血症候群に対する第一選択治療となっており、日本で最多の 40 例の症例数であり、一児生存率 95%は世界でもトップレベルであるなど、最新の EBM に基づく成育医療を提供するとともに、それに関する講習会を診療科毎にレジデント向けに 127 回開催し、普及に努めたことも大いに評価できる。

②　患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供

セカンドオピニオンをセンターの重要な使命として位置づけ、その意図を院内に浸透させることにより、平成２１年度の対応診療科 5 から 32 診療科に大幅に増設するとともに、セカンドオピニオン外来は、利用者にわかりやすいようホームページを全面的に見直し、外来枠の増加等を行うことにより、実施件数が年度計画を遙かに上回り対平成２１年度と比較して 70 件（241.4%）増の 99 件となったことは評価する。

多職種の連携を常に行いつつ、疾患を克服する診療体制の基盤整備を行い、多数の診療科が関与する臨床カンファレンスを統合する等チーム医療の推進に取り組んでいる。

③　その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供

MFICU の新設、NICU の増床により、母胎搬送受け入れ例は、前年度から大幅に増加した。年間分娩件数は 1,637 件で、約 7 割が多胎分娩、胎児異常等のハイリスク分娩であるが、積極的に受け入れ、適切な周産期医療を提供しながら他医療機関との連携強化も図っており、周産期医療の中核的役割を果たしていることは評価する。

また、平成２３年度は、33,827 名の小児救急患者を診療し、3,222 台の救急車搬送を受け入れるとともに、地域医療機関と連携した初期救急医療では、平成２３年６月より世田谷区医師会と協定を結び、地域のクリニックの小児科医 3 名が当院と協力して夜間の初期救急医療患者の診療に携わっており、重症救急患者の集約化と

ともに、小児救急医療体制のモデルを構築した。

（３）人材育成に関する事項

研究所と病院における人材交流を推進し、病院所属で研究所にて研究に従事する医師等の数は 24 名、大学又は企業に所属して同研究所にて研究に従事する大学院生等の数は、それぞれ 49 名、9 名であった。

なお、英文論文執筆等国際的な業績を重視し、研究所研究員の中で顕著な英文業績を上げている者 1 名に上級研究員の称号を与えるなど､様々な取り組みを行っており、大学教授として研究所から 2 名、病院から 2 名排出していることは評価する。

また、研修は、医師のみに限定せず、看護師及びコメディカル等に対しても大学や病院等から幅広く受入れ、成育医療に関する育成を積極的に行った。

さらに、成育医療の均てん化の推進及び地域の指導者の育成を目的として、センター以外の医療従事者等に向けた研修会を 24 回開催した。

（４）医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項

他の医療機関が参加するセミナーやカンファレンス等を積極に実施するなど標準的医療等の普及を図るとともに、小児炎症性腸疾患研究会の中心施設として、患者診療や臨床研究の連携を都道府県を越えて推進している。

成育医療に関連した患者・家族・国民向けの情報をホームページやメールマガジンで公開し、情報提供を活発に行った。ホームページは一般向けに一層わかりやすく情報を充実させ、メールマガジンを定期的に配信することにより、着実に利用件数が増加していることは評価する。

（５）国への政策提言に関する事項、その他我が国の医療政策の推進等に関する事項

再生医療に向けたヒト幹細胞等のバンク化の推進のため、ヒト ES 細胞を含むヒト幹細胞を用いる臨床研究に関して国が示している指針の改定について提言を行ったことは評価する。

また、平成２４年度からがん対策推進基本計画に、これまでほとんど触れられていなかった小児がん対策が盛り込まれることになり、がん対策推進協議会に小児がん専門委員会が設置され、小児がん専門委員会の委員として、小児腫瘍の専門医としての意見を提出し、平成２３年８月には、今後の小児がん対策のあり方について小児がん専門委員会報告書が作成された。

さらに、胆道閉鎖症等の早期発見のための便色カードを開発し、母子健康手帳に掲載することで全国的規模のスクリーニングの実施につなげていることは評価する。

研究成果を諸外国に発信することを目的に英文原著論文を平成２１年度比 19 件増の 213 件発表した。

（６）効率的な業務運営に関する事項

①　効率的な業務運営体制

より効率的に成果を生み出すことを目的として、平成２３年５月には、情報管理部の設置、再生医療センターの発足、副所長２人体制、病院部門診療部の改組、周産期診療部の名称変更、臓器移植センターの発足、発達評価センターの発足、医療連携・患者支援センターの発足、執行役員会議の人員変更など研究所、病院及び管理部門の大幅な組織見直しを行ったことは評価する。

②　効率化による収支改善、電子化の推進

センターの特性や機能を考慮した運営方針に応じ、職員の適正配置を行うこと等により診療報酬上の上位基準の取得等を図るとともに、人件費及び材料費等に係るコスト縮減に努めることにより、平成２３年度の損益計算において経常収支率102.6%（経常利益 5.3 億円）であり、昨年度に引き続き 100%以上を維持していることは評価する。

6 つのナショナルセンターによる医薬品等の共同入札を実施するなど、業務運営コストを節減する取り組みを評価する。

一般管理費の節減については、中期計画の目標として 15%減のところ 22.7%減と既に中期計画を上回っていることについて評価する。

医業未収金については、定期的な督促業務を精力的に行うとともに、特に新規発生の防止に重点を置き、事前の預かり金制度の導入、カード決済の導入など、様々な取り組みを行った結果、中期計画の数値目標を上回る低減ができた。レセプト点検に関して、診療報酬委員会は、40 万点以上の高額レセプトを中心に症状詳記の記載内容の指導、添付する資料の検討等の審査減対策を実施している。

（７）法令遵守等内部統制の適切な構築

内部監査を担当する部門として監査室を設置され、適切に業務が実施されているか、

平成２３年度は、平成２２年度に交付された科研費等補助金について証拠書類等により補助金の使用状況の無作為モニタリング監査を実施し、要改善事項を指摘しているが、更に充実されたい。また、コンプライアンスの徹底を目的とし、相談内容に応じた窓口担当を明確にするとともに、弁護士によるコンプライアンスホットラインを開設したことは、今後に期待する。

（８）予算、収支計画及び資金計画等

寄附については、ホームページ上での案内を継続するとともに、その他の競争的資金については、事業を実施する省庁等から研究内容や応募にかかる情報を入手し、職

員に対し情報提供、手続きの助言を行うなど、その獲得に努めた結果、43,087 千円の多額の寄附を受けることができたことは評価する。

平成２３年度の決算においては、520 百万円の剰余が生じたため、積立金とすることにしている。

なお、センターは収支相償を目指し効率的経営に取り組んでいるものの、中期計画で定めた運営費交付金算定ルールを大幅に超えた運営費交付金の削減が行われ、今後もこのような状況が続くと、センターの事業活動に支障が生じる恐れがあることから、センター運営における主要な財源である運営費交付金については、中期計画で定めた運営費交付金算定ルールに沿った予算措置がされるよう、配慮が必要と考える。

（９）その他業務運営に関する事項

医師の業務軽減策として、医療クラークの導入を平成２２年度から行い、導入効果を検証しながら計画的な増員を行っており、平成２３年度は 6 名の増員を行った。さらに、医師の業務軽減のためのワーキンググループによる検討を開始したことは評価する。

役員による全ての部署の職員を対象とした意見交換を実施するとともに、センターとして取り組むべき事項を選定し、度合いを区分したアクションプランを作成し、緊急性が高い項目に対しては取り組みを開始した。

また、重要性が高い病棟再編成等については、計画や実施方法等をイントラの掲示板等を利用することで職員に周知を図るとともに、中間段階での職員アンケート及び評価会を実施するなど、情報の共有化と意識の向上に努めた。なお、厚生労働省から取り組みの要請を受けている総人件費の削減については、それに特化したアクションプランを作成し、その実現に向けた取り組みを開始した。

(10) 評価委員会が厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点への対応

① 財務状況について

センターの特性や機能を考慮した運営方針に応じ、職員の適正配置、診療報酬の上位基準の取得等を図るとともに、材料費や建築コストの節減に努め、収支改善を推進したことにより、当期純利益 5.2 億円を計上した。

② 保有資産の活用状況とその点検

「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点」で示された視点に基づき点検した結果、保有資産で「不要」と認められるケースはない。

知的財産については、独立行政法人国立成育医療研究センター職務発明等規程に基づき管理している。

（実物資産）

平成２４年４月３日「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（行政改革実行本部決定）で示された対象となる職員宿舎（２４年４月１日時点）の宿舎は 7 棟であり、平成２４年中に策定予定の見直し実施計画に基づき着実に実施されるよう当委員会としても、その措置状況を注視していく。

（金融資産）

「いわゆるたまり金の精査」における、運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況については、財務担当員によるヒアリングにより、該当がない旨確認をしており、当委員会として今後も注視していく。

③　給与水準の状況と総人件費改革の進捗状況

センターの給与水準について、平成２３年度のラスパイレス指数は、研究職 111.8、医師 104.6、看護師 111.9、事務・技術職 105.6 となっており、その原因としては、地域手当の水準が 18%であること、また、医師の医長以上及び看護師の師長以上について役職手当の支給対象としたこと、看護師の特殊勤務手当の支給対象者が 18%となっていることが主に影響している。

給与水準は、適正化に向けた不断の努力が求められるものであるが、医師については、自治体病院や民間医療機関とはなお開きがあり、医師確保が問題となっている昨今において、他の医療機関と遜色のない給与水準に近づけることは必要な措置であると考える。

なお、医療職種のモチベーションが金銭面だけではないことは自明であり、診療環境や研究環境、勤務体制等はもとより魅力ある病院づくりも重要である。

また、総人件費改革の主な取り組みとして、技能職の退職不補充、調整額の廃止、給与カーブの変更などを行い、平成２１年度からの削減額は 1.6 億円であった。他方、増額は 11.6 億円であった。結果として平成２１年度と比して 9.4 億円増となり、行革推進法等による削減率を達成していないものの、周産期医療を始めとする成育医療に関する高度先駆的医療の研究開発・普及・医療提供や、治験・臨床研究を推進する体制強化、医療安全や診療報酬基準への対応によるものであるが、センターの役割を着実に果たしていくためには必要な措置と認められる。

今後とも適正な人件費管理を行い人件費改革に強力に取り組む必要があるが、国内外の関係機関と連携し、研究・開発及び人材育成に関し国際水準の成果を生み出していくためには、研究・医療現場に対する総人件費改革の一律の適用は困難である。

福利厚生費については、弔電、供花については、厚生労働省に準じた基準とするとともに、労働安全衛生法に基づく健康診断を実施しており、事業運営上不可欠なものに限定し、適切に取り組んでいる。

④　事業費の冗費の点検について

職員に経営の効率化・経費縮減に対する意識の向上を図るとともに、一定額（原則 50 万円）以上の支出については、委員会等の審議を経て購入等を決定している。

更に重要（高額等）案件については、外部有識者を委員に含めた契約審査委員会において、事前審査を行っている。旅費についても、日常的な点検を行いつつ、不要不急な出張等は行われていない。こうした継続的な取組みを期待する。

⑤　契約について

契約については、一般競争入札を原則とする取組みを行っており、契約審査委員会において公正性、妥当性等について審査を経るとともに、契約監視委員会を設置し平成２３年度に締結した契約のうち、競争性のない随意契約や一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、今後は、より一層透明性と競争性が確保された厳正かつ適切な契約の実施に期待する。

（公益法人等への会費等への支出について）

平成２３年度においては、9 件の該当があり、次年度以降においては、平成２４年３月２３日「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」（行政行革実行本部決定）の方針に従い、独立行政法人の業務の遂行のために真に必要なものを除き、公益法人等への会費の支出を行うことがないよう当委員会としても、その措置状況を注視していく。

⑥　内部統制について

センター設立時に業務運営体制としての重要事項を審議する理事会を設けるとともに役員会、幹部会議等において、理事長が理念や方針を役職員に示しており、全職員に周知されており、職員とのヒアリングや意見交換の実施などにより職員からの意見を積極的に取り入れる環境を整備し、前述の会議等においてもセンターとして取り組むべき事項は取り入れるなどセンターの活性化を図っている。逆に、ミッション達成を阻害すると思われる要因や問題点、今後の課題等についても把握するとともに、それらについては十分な分析・検討により、その対応について役職員に対し的確に指示をするなど、適切な統制環境の確保に向けて取り組んでいると認められる。

また、監事による監査のほか、監査室による内部監査やコンプライアンス室、理事長特任補佐による理事長補佐体制と合わせ、内部統制の充実に取り組んだことは、ミッションや中期計画を達成する上でその妥当性やリスクを把握・分析する重要かつ適切な取り組みであったと言える。

加えて、監事は、業務評価制度の実施状況報告を受け、必要に応じて調査を行うことにより、職員が全体目標・部門目標を共有し自ら設定した目標の達成に努めて

いるか、職員間のコミュニケーションが十分図られているかについても確認を行っている。

さらに、センターの実績は年度計画を大幅に上回っており、これは年度計画や業績測定のための尺度が妥当であったことによるものと認める。今後においても、役職員に対する内部統制の周知徹底を図るとともに、監査法人監査及び内部監査の実効を高めることを期待する。

⑦　事務事業の見直しについて

独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針で講ずべき措置とされた、研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業等の業務運営の効率化については、平成２２年度から継続して実施している。

⑧　法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。

⑨　国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成２４年７月１７日から３１日までの間、センターの業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行い、その寄せられた意見を参考にしながら評価を行った。

別紙

独立行政法人国立成育医療研究センター
平成２３年度業務実績評価シート

目　　次

評価区分	23年度計画記載項目	頁
評価シート1	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	1
	１．研究・開発に関する事項	1
	（１）臨床を志向した研究・開発の推進	1
評価シート2	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	－
	１．研究・開発に関する事項	－
	（２）病院における研究・開発の推進	6
評価シート3	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	－
	１．研究・開発に関する事項	－
	（３）担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	8
	担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進（別紙１）	8
評価シート4	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	－
	２．医療の提供に関する事項	17
	（１）高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供	18
評価シート5	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	－
	２．医療の提供に関する事項	－
	（２）患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供	21
評価シート6	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	－
	２．医療の提供に関する事項	－
	（３）その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供	26
評価シート7	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	－
	３．人材育成に関する事項	29
評価シート8	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	－
	４．医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	31

評価区分	23年度計画記載項目	頁
評価シート9	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	－
	５．国への政策提言に関する事項	33
	６．その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	33
評価シート10	第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置	35
	１．効率的な業務運営に関する事項	35
	（１）効率的な業務運営体制	35
評価シート11	第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置	－
	１．効率的な業務運営に関する事項	－
	（２）効率化による収支改善	38
	２．電子化の推進	39
評価シート12	第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置	－
	３．法令遵守等内部統制の適切な構築	43
評価シート13	第３　予算、収支計算書及び資金計画	46
	第４　短期借入金の限度額	46
	第５　重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画	46
	第６　剰余金の使途	46
	第７　その他主務省令で定める業務運営に関する事項	47
	１．施設・設備整備に関する事項	47
評価シート14	第７　その他主務省令で定める業務運営に関する事項	－
	２．人事システムの最適化	50
	３．人事に関する方針	50
	４．その他の事項	51

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標

第２　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

１．研究・開発に関する事項

（１）臨床を志向した研究・開発の推進

高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。

①　研究所と病院等、センター内の連携強化

中期計画

第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

１．研究・開発に関する事項

センターは、臨床研究の企画、立案、実施及び支援が実施できる体制を整備するとともに、センター独自にあるいは関連施設とともに高度先駆的医療の開発及び標準的医療の確立に資する臨床研究を実施する。

（１）臨床を志向した研究・開発の推進

①　研究所と病院等、センター内の連携強化

基礎研究の成果を臨床での実用化につなげられるよう、また臨床現場での問題点の解明のための基礎研究が円滑に行えるよう、研究所と病院との情報や意見交換の場を設ける等の連携強化を図るとともに相互の人的交流を進め、共同での臨床研究の実施を推進する。

これにより、研究所と病院が連携する会議等の開催数を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ20%以上増加させ、病院・研究所による新規共同研究を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ30%以上増加させる。

平成２３年度計画

第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

１．研究・開発に関する事項

平成22年度より開始した臨床研究センターを中心として、病院及び研究所から企画・立案された臨床研究を迅速に推進・実施する。

また、高度先駆的医療の研究・開発においては、前臨床研究・臨床研究を経て、実用化し普及させるための協力体制を構築していく。

（１）臨床を志向した研究・開発の推進

①　研究所と病院等、センター内の連携強化

基礎研究の成果を臨床での実用化につなげられるよう、また臨床現場での問題点の解明のための基礎研究が円滑に行えるよう、研究所、臨床研究センターと病院との情報や意見の交換等の連携強化を図る。この目的を達成するために相互の人的交流、共同しての臨床研究を推進するためセミナー、グラウンドラウンド等を共同開催する。

平成23年度は、研究所、臨床研究センターと病院が連携するための会合等の共同開催数を、平成21年度に比して8%増加させる。また、研究所、臨床研究センターと病院による新規共同研究推進チームによる調整作業を開始し、新規共同研究数を平成21年度に比べ12%増加させる。

平成２３年度の業務の実績

第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

１．研究・開発に関する事項

研究所と病院の連携を深めるために、臨床研究の企画・立案・実施、及び、支援を行う中核的組織を構築し、高度先駆的医療の開発及び標準的医療の確立に資するという観点から、平成22年4月1日に臨床研究センターを開設し、臨床試験・研究・他施設との共同研究データセンターとしての業務を開始している。

（１）臨床を志向した研究・開発の推進

①　研究所と病院等、センター内の連携強化

平成22年度から研究所と病院との一層の交流を目指し、これまで不定期に開催されていた研究所部長によるレジデントのためのセミナーや研究ユニット単位の共同研究会議を定期的に実施している。平成23年度における研究所と病院が連携する会議の開催数は56回となり、平成21年度の52回を4回（7.7%）上回った。

病院・研究所による新規共同研究を推進するため、共同研究企画推進対策部会を発足し検討を開始した。その結果として、平成23年度に開始した病院・研究所による新規共同研究数は26件であり、平成21年度の22件に比して4件（18.2%）増加した。

病院、研究所、臨床研究センターの一層の交流を図るため、平成23年度から3名の病院医師を研究所併任（室長）とし、1名の臨床研究センター室長を研究所併任とした。その他、平成23年度の病院医師・レジデントの研究所および臨床研究センター共同研究員への新規受け入れは6名となり、平成23年度末時点で合計24名（平成22年度末に比し1名増）となっている。さらに、平成24年度から病院レジデント1名が研究所研究員に転出することになった。

研究所と病院が連携するための会合等の共同開催数

平成21年度	平成22年度	平成23年度	対平成21年度増減
52回	56回	56回	4回 (7.7%増)

病院・研究所による新規共同研究数

平成21年度	平成22年度	平成23年度	対平成21年度増減
22件	25件	26回	4件 (18.2%増)

【説明資料】
資料　１：研究所と病院が連携するための会合等の共同開催数［１頁］
資料　２：病院・研究所の新規共同研究数［６頁］

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２３年度計画	平成２３年度の業務の実績
②　「革新的医薬品・医療機器創出のための５か年戦略」（平成19年4月26日内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省）に基づく、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」の形成等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携	**②　産学官等との連携強化** ベンチャー企業等の産業界、大学等の研究機関及び独立行政法人国立病院機構、小児専門医療施設等の治験実施医療機関等との連携を深め、「医療クラスター」の形成を目指すとともに、治験を含む臨床研究を推進するため、臨床研究センターを整備する。 これにより、企業及び他の研究機関との共同研究の実施数を中期目標の期間中に、平成21年度に比べ10%以上増加させる。	**②　産学官等との連携強化** 臨床研究センターが中心となり、企業等の産業界、大学等の研究機関との研究に関する連携を深めていく。独立行政法人国立病院機構や小児専門医療施設等との治験実施等に関する連携のための治験基盤整備費事業を開始する。 また、平成23年度は企業及び他の研究機関との共同研究の実施数を、平成21年度に比して4%増加させる。	**②　産学官等との連携強化** １．臨床研究センターの知財・産学連携室に企業等の産業界、大学等の研究機関と病院並びに研究所との連携を推進する役割を担わせた。その結果、平成23年度の共同研究実施数（＝共同研究契約締結数）は、平成21年度に比して18.8%増加した。 ２．平成22年度に共同研究申請書における成果の取り扱いに係る記述の見直しの検討を行った結果、平成23度は研究者側の権利確保の観点から書類を見直す配慮が定着した。 ３．平成22年度から開始された特定領域治験基盤整備事業を引き続き遂行し、日本小児総合医療施設協議会加盟施設を中心に設立され、日本では初となる小児領域に特化した「小児治験ネットワーク」（平成22年11月設立：27施設加盟）による施設間連携を構築した。この中で、医療施設の設置母体の違いにより困難とされている治験実施に必要な標準的業務手順書、治験費用算定方法、治験契約書等について統一化を図った。さらに、WEB会議システム、eラーニングシステム、治験文書管理・進捗管理システム、治験候補患者検索システム等を設計・構築し、施設間の情報共有、治験に係る人材育成、治験関連文書の一元管理、治験の進捗管理、症例集積性の向上を図ることで“1つのネットワークが1つの医療機関”と見える機能を備え、かつ中央治験審査委員会設置の準備も行い、日本における小児医薬品・医療機器開発を容易とする環境を整備しつつある。また、小児領域の現場で日常的に行われている剤形変更に係る実態調査（ニーズ調査）を実施し、製薬企業に開発促進を働きかけることで小児医薬品の開発を自ら行う機能も持たせた。 **企業及び他の研究機関との共同研究実施数** 平成21年度：16件 平成22年度：17件 平成23年度：19件 対平成21年度増減：3件（18.8%増）
③　研究・開発に係る企画及び評価体制の整備	**③　研究・開発の企画及び評価体制の整備** 戦略的に研究・開発（研究開発費を含む）を推進するため、研究・開発の企画及び評価のための体制の構築に努める。	**③　研究・開発の企画及び評価体制の整備** 平成23年度は成育医療に関する戦略的研究・開発を推進するための委員会を設置し、企画及び評価のための体制を整備する。	**③　研究・開発の企画及び評価体制の整備** 平成22年度から研究・開発の企画推進を目的として、共同研究企画推進対策部会において検討を開始している。その結果、成育研究開発費の新規課題採択に関して、外部評価委員会で審議する前段階の課題決定に関して、透明性を確保すべくセンター内において評価委員会を開催することになった。具体的には、課題提案者全員のプレゼンテーションを実施し、厚生労働省科学評価の方式に従った評価項目に関して委員全員の合計点数をもとに課題を決定した。 研究・開発の評価の見直しについて、従来のインパクトファクター（雑誌を評価するための指標）に加えて、個々の研究成果をより客観的に評価できる被引用回数を用いた研究評価方法について様々な角度から検討している。平成22年度から研究所上級研究員の称号付与に関する内規を定め、論文のインパクトファクターのみならず被引用回数も条件としたが、平成23年度には研究員1名が被引用回数の条件をクリアし上級研究員となった。 【説明資料】 資料　３：共同研究承認課題一覧［８頁］ 資料　４：治験基盤整備事業（小児治験ネットワーク）業績［１０頁］ 資料　５：研究所におけるフェロー等の名称について［１８頁］

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２３年度計画	平　成　２３　年　度　の　業　務　の　実　績
④　効果的な知的財産の管理、活用の推進	**④　知的財産の管理強化及び活用推進** センターにおける研究成果及び生物資源等について、知的財産の権利化を図るための体制強化、維持の必要性を見直し、研究者に対する知的財産管理や契約行為等に関する相談支援機能の充実を図る等、効率的な維持管理を推進するとともに、積極的に発信・提供を行うことによって社会還元に努める。 このため、センターとして職務発明委員会における審査件数を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ20%以上増加させる。	**④　知的財産の管理強化及び活用推進** センターにおける研究成果及び生物資源等について、知的財産の権利化を図るための体制を確立し、知的財産管理や契約行為等に関する相談支援機能強化を図る。 このため、平成23年度はセンターとして職務発明委員会における審査件数を、平成21年度に比して8%増加させる。	**④　知的財産の管理強化及び活用推進** １．知的財産の権利化に繋がるシーズ探索、知的財産管理や契約行為等に関する相談支援機能強化を図るため、特許事務所と顧問契約を締結した。医学生物系特許に詳しい弁理士による研究所および臨床研究センター職員へのヒアリングを実施し、研究成果の新規性、進歩性に係るコメントを得た。その結果、職務発明委員会における審査件数が18件に上り、21年度に比して飛躍的に増加した（157.1%増）。なお、審査18件のうち、新規申請は8件ですべて発明と認定、残り10件は継続審査あるいは出願済みの案件に係る見直し等であった。 ２．職務発明の審査に係る手順を明確にするため、職務発明審査委員会実施要領を作成した。それに従い、外部施設との共同出願や権利譲渡に係る契約内容の確認を、職務発明審査委員会と共同研究審査委員会が連携して取り組んだ結果、より適切な契約が図られることとなった。 **職務発明委員会における審査件数** 平成21年度：7件 平成22年度：8件 平成23年度：18件 対平成21年度増減：11件（157.1%増） 【説明資料】 資料　６：職務発明届出・審査状況一覧［２０頁］

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点	自己評定	S	評　　定	S

■評価項目１■
研究・開発に関する事項
（１）臨床を志向した研究・開発の推進

（総合的な評定）

研究所部長によるセミナーや研究ユニット単位の共同研究会議を定期的に実施することにより、研究所と病院が連携する会議の開催数は増加し、また、共同研究企画推進対策部会を有効に活用することにより、病院・研究所による新規共同研究数が増加する等、年度計画を達成している。

日本では初となる小児領域に特化した「小児治験ネットワーク」による施設間連携を構築し、標準的業務手順書及び治験契約書等の統一化を図り、さらに、WEB会議システム及び治験文書管理・進捗管理システム等を設計・構築し施設間の情報共有、症例集積の向上を図る等、日本における小児医薬品・医療機器開発を容易とする環境整備を行いつつある。

特許事務所と顧問契約を締結し、医学生物系特許に詳しい弁理士により、研究所及び臨床研究センターのグループにヒアリングを実施する等、相談支援機能の強化を図ることにより、職務発明委員会における審査件数が大幅に増加した。

（委員会としての評定理由）

臨床研究センターの知財・産学連携室に企業等の産業界、大学等の研究機関と病院並びに研究所との連携を推進する役割を担わせ、その結果、平成２３年度の共同研究実施数（＝共同研究契約締結数）は、平成２１年度に比して18.8%増加させるとともに、平成２２年度に共同研究申請書における成果の取り扱いに係る記述の見直しの検討を行った結果、平成２３年度は研究者側の権利確保の観点から書類を見直す配慮が定着した。また、職務発明委員会における審査件数は平成２１年度より11件多く、18件となったことは高く評価する。

［数値目標］

・研究所と病院が連携する会議等の開催数を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ20%以上増加させ、病院・研究所による新規共同研究を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ30%以上増加
（平成21年度　会議等開催数　52回、新規共同研究　22件）

・研究所と病院との一層の交流を目指し、これまで不定期に開催されていた研究所部長によるレジデントのためのセミナーや研究ユニット単位の共同研究会議を定期的に実施することとした。その結果、平成23年度における研究所と病院が連携する会議の開催数は56回となり、平成21年度の52回を4回（7.7%）増加し、年度計画の8%がほぼ達成できた。（業務実績1頁参照）

・病院・研究所による新規共同研究を推進するため、共同研究企画推進対策部会が発足し検討を開始した。その結果として、平成23年度に開始した病院・研究所による新規共同研究数は26件であり、平成21年度の22件に比して4件（18.2%）増加し、年度計画の12%を上回ることができた。（業務実績1頁参照）

（各委員の評定理由）

・研究所と病院が連携するための会合等が４回（７．７％）、新規共同研究が４件（１８．２％）、それぞれ増加している。企業及び他の研究機関との共同研究は３件（１８．８％）増えている。職務発明委員会における審査件数も１１件（１５７．１％）増加しており、大いに評価できる。
・研究所と病院の連携を深めるため、平成22年4月に臨床研究センターが開設され、そこにおいて臨床試験、他施設との共同研究が着実に進んできている。実際に、新規共同研究が２１年度に比し１８．２％増加したことは評価できる。
・臨床研究センターの知財・産学連携室の業務体制もしっかりし、平成２３年度の共同研究実施件数は１９件で、２１年度に比し１８．８％増加。
・日本の小児領域の治験推進を考慮し、平成２２年１１月に「小児治験ネットワーク」が設立されたが、２３年度はその機能が設備され、着実に機能が発揮されてきている。
・研究・開発の企画および評価体制の整備がしっかりされてきた。
・計画に対して外部共同研究実施数、職務発明審査件数の大幅増について高く評価する。
・センター内連携での共同研究企画推進会議対策部会発足、併任人事、産学連携の小児治験ネットワーク構築および中央治験審査委員会設置など基盤整備、また知財強化では弁理士による外部ヒヤリングなど支援機能強化などを評価する。
・小児治験ネットワークの構築や、中央IRBの稼働に向けた取り組みなど、体制整備を進めており、今後の臨床試験推進に期待できる。
・研究所と病院の併任人事の取り組みは高く評価できる。
・病院と研究所の新規共同研究数は計画を上回っており評価できる。
・企業及び他の研究機関との共同研究数は年度計画を大きく上回っており大変高く評価できる。

・企業及び他の研究機関との共同研究の実施数を中期目標の期間中に、平成21年度に比べ10%以上増加
（平成21年度　16件）

・知財・産学連携室と研究所が連携して共同研究を推進した結果、平成23年度の実施件数は19件となり、平成21年度に比して3件（18.8%）増加し、年度計画の4%を上回ることができた。（業務実績2頁参照）

・職務発明委員会における審査件数を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ20%以上増加
（平成21年度　7件）

・相談支援体制を強化した結果、平成23年度の実施件数は18件となり、平成21年度に比して11回（157.1%）増加し、年度計画の8%を大幅に上回ることができた。（業務実績3頁参照）

［評価の視点］

・基礎研究の成果を臨床での実用化につなげることや、臨床現場での問題点の解明のための基礎研究が円滑に行えるよう、研究所と病院との連携強化を図るとともに相互の人的交流を進め、共同での臨床研究の実施を推進しているか。

実績：○

・病院、研究所、臨床研究センターの一層の交流を図るため、平成23年度から3名の病院医師を研究所併任（室長）とし、1名の臨床研究センター室長を研究所併任とした。（業務実績1頁参照）

・病院・研究所による新規共同研究を推進するため、共同研究企画推進対策部会を発足し検討を開始した。（業務実績1頁参照）

・産官学等との連携を深め、「医療クラスター」の形成を目指すとともに、治験を含む臨床研究を推進するため、臨床研究センターを整備しているか。

実績：○

・臨床研究センターが中心となって、研究所と病院をつなぎ、治験のみならず、先天性高アンモニア血症に対する肝細胞治療、慢性肉芽腫症に対する遺伝子治療を含む臨床研究の推進を図っている。

・臨床研究センターの知財・産学連携室に企業等の産業界、大学等の研究機関と、病院並びに研究所との連携を推進する役割を担わせた。その結果、平成23年度の共同研究実施数（＝共同研究契約締結数）は、平成21年度に比して18.8%増加した。（業務実績2頁参照）

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点		
・戦略的に研究・開発（研究開発費を含む。）を推進するため、研究・開発の企画及び評価のための体制の構築に努めているか。	実績：○ ・平成22年度から研究・開発の企画推進を目的として、共同研究企画推進対策部会において検討を開始している。その結果、成育研究開発費の新規課題採択に関して、外部評価委員会で審議する前段階の課題決定に関して、透明性を確保すべくセンター内において評価委員会を開催することになった。（業務実績2頁参照）	
・研究者に対する知的財産管理の相談支援機能の充実を図る等、効率的な維持管理を推進するとともに、積極的に発信・提供を行うことによって社会還元に努めているか。	実績：○ ・医学生物系特許に詳しい弁理士により、研究所ならびに臨床研究センター内の12の研究グループに対する個別ヒアリングを終了した。（業務実績3頁参照） ・上記弁理士へのメールによる相談ホットラインを整備した。	
・特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）	実績：○ ・職務発明の審査手順を明確にし手順書を作成した。（業務実績3頁参照） ・企業へのライセンシングができない等、今後の見通しが少ない特許について、権利放棄等の見直しを行った。	
・検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）	実績：－ ・センターが職務発明と認定した発明のうち、今後、権利を承継してゆくものとしないものについて整理を行った。 ・センターが企業、大学等と共同で出願し、権利を保有する特許について見直しを行い、実用化の見込みのないものについては、権利を放棄する等の処理を行った。	
・特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）	実績：－ ・創造・保護・活用というわが国における知的財産政策の3つの柱を盛り込んだ知的財産ポリシーの原案を作成した。また、特許事務所と顧問契約を締結し、相談体制を充実させた。（業務実績3頁参照）	
・実施許諾等に至っていない知的財産の活用を推進するための取組についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）	実績：－ ・ヒューマンサイエンスTLOへ権利譲渡した発明のライセンシング状況については定期的に報告を求めている。	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２３年度計画	平　成　２３　年　度　の　業　務　の　実　績
（２）病院における研究・開発の推進 治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めること。	**（２）病院における研究・開発の推進** **①　臨床研究機能の強化** センターにおいて、治療成績及び患者のQOLの向上につながる臨床研究及び治験等を推進するため、センターで実施される治験を含む臨床研究に対する薬事・規制要件の専門家を含めた支援部門の整備に努める。	**（２）病院における研究・開発の推進** **①　臨床研究機能の強化** 治療成績及び患者のQOLの向上につながる臨床研究及び治験等を推進するため、平成23年度は臨床研究センターを中心として、治験を含む臨床研究に対する薬事・規制要件の専門家を含めた臨床研究支援部門の体制整備として、小児のアセント文書共通フォームの作成や小児肝移植データベースを構築する。	**（２）病院における研究・開発の推進** **①　臨床研究機能の強化** １．臨床研究支援 規制当局審査経験者、実地調査経験者、臨床研究方法論の教育を受けた医師、世界標準に則った臨床研究プロトコール作成ができる医師ならびに臨床試験コーディネーター（CRC）から構成される臨床研究支援体制を構築し、医師主導治験を含む治験ならびに臨床試験を支援した。計画・立案段階から支援している医師主導治験2課題（4プロトコル、主任研究者は他施設所属）については、調整業務を引き続き実施・支援した。また、臨床研究の支援実施数（計画・立案支援11件、実施支援10件）も増加した。さらに、当センターのCRCが中心となり小児拠点医療機関のCRCと連携して小児のアセント文書統一フォームを完成させた。 ２．データマネージメント 複数のデータマネージャーを確保し、小児固形腫瘍の多施設臨床試験を中心として、各種成育疾患の臨床研究や疫学研究の研究計画書作成支援ならびにデータ収集・解析を実施した。平成23年度のデータマネージメント受託数は前年度より9件増加した。小児肝移植に係る多施設データベースについてはオンライン登録システムを完成させ、本登録に係る研究計画書が当センターの倫理委員会の承認を受けた。現在、参加施設（自治医科大学、慶應義塾大学、京都大学、九州大学、熊本大学、藤田保健衛生大学および福島医科大学）での倫理審査が実施されている段階である。 ３．細胞治療 肝移植が適応となる難治性先天性代謝異常症に対し、肝移植が可能となるまでの間の橋渡し治療としての肝細胞治療の臨床試験が倫理承認を受けた。病院、研究所および臨床研究センターが計画立案段階から三位一体として取り組む体制を整備し研究推進を図った成果である。現在、厳重な管理によりセル・プロセス・センターでの移植用肝細胞の調整・保存が進行中である。 ４．医療機器開発 臨床研究センターと当センターの複数診療科が中心となり、海外の大学を含む研究機関、民間企業と連携して新たな医療機器を開発する体制を整備している。昨年度は新型の内視鏡や超音波診断装置等の先進的医療機器の開発研究が進んだ。 なお、政策評価・独立行政法人評価委員会による平成22年度業務の実績に関する二次評価において、数値目標を設定するよう指摘のあった「治験申請から症状登録までの平均日数」については、平成24年度計画に「治験申請から症例登録までの期間を平均110日以内」と具体的な数値目標を盛り込んでいる。
	②　倫理性・透明性の確保 臨床研究における倫理性・透明性を確保する観点から、倫理審査委員会等を適正に運営し、その情報を公開する。 この推進に当たり、倫理委員会及びIRBにおける審査した研究に関する情報を年12回以上更新する。 また、センター職員の研究倫理に関する知識の向上を図るとともに、センターで実施している治験を含む臨床研究について適切に情報開示し、さらに、臨床研究の実施に当たっては、患者及び家族に対して十分な説明を行う。	**②　倫理性・透明性の確保** 臨床研究における倫理性・透明性を確保する観点から、倫理審査委員会等を適正に運営し、その情報を公開する。 この推進に当たり、倫理審査委員会及びIRBにおいて審査した研究に関する情報を年12回以上更新する。 また、センター職員の研究倫理に関する知識の向上を図るための講習会を開催するとともに、センターで実施している治験を含む臨床研究については順次ホームページ上に情報開示する。さらに、臨床研究に関する患者及び家族への情報開示、問い合わせへの対応を適切に行う。	**②　倫理性・透明性の確保** 倫理審査委員会を14回、IRBを10回開催した。審査した研究に関する情報を倫理委員会は14回更新し、IRBは7回開催分まで更新し、8回開催分以降も順次更新する予定である。研究倫理の講習会については、倫理委員会で審査を行う研究の主任研究者及び分担研究者を対象に臨床研究の指針等について3回実施した。 倫理委員会への申請時に、主任研究者及び分担研究者が講習会又はeラーニングによる講習を受講しているかを確認するとともに、受講していない場合は全て受講させている。 なお、倫理委員会及びIRBにおいて審査した研究内容や審査結果等については、議事要旨をホームページ上で開示している。 また、倫理委員会及びIRBで審査を行う場合は、当該臨床研究に対する患者及び家族からの問い合わせ先の記載や研究結果の公表に関する記載がされているかを確認の上審査を行い、記載が適当でない場合は、研究計画や説明資料等を修正させている。 【説明資料】 資料　７：倫理委員会・IRB開催状況一覧［２２頁］ 資料　８：臨床研究に関する倫理方針の研修会受講状況［２４頁］

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点	自己評定	A	評　　定	A
■評価項目２■ 研究・開発に関する事項 （２）病院における研究・開発の推進	（総合的な評定） 治験推進室を設置し、薬事・規制要件の専門家等をメンバーとして臨床研究支援体制を整備し、医師主導治験及び臨床研究を実施するとともに、小児のアセント文章統一フォームを作成した。 臨床研究のデータ収集・研究計画書作成支援等の拡大に努めている。小児肝移植多施設データベースについては、オンライン登録システムを構築し、本登録に係る研究計画書が倫理委員会の承認を受けた。 先進的医療機器の市場化を目指し、民間企業・公的機関・海外医療機関等、多くの他施設との共同研究開発・評価を開始した。 倫理審査委員会及びIRBを適正に運営させるため、講習会等への参加の義務付け、患者・家族への情報開示、議事要旨のホームページ公開等を行っている。		**（委員会としての評定理由）** 規制当局審査経験者、実地調査経験者、企業の開発経験者、臨床研究の教育を受けた医師、CRCをメンバーとした医師主導治験を含む臨床研究支援体制を整備したことは評価する。	
［数値目標］ ・倫理委員会及びIRBにおける審査した研究に関する情報を年12回以上更新	・倫理審査委員会は14回開催し、全て情報を更新した。IRBは10回開催し、7回更新し残りの3回についても順次更新予定としている。（業務実績6頁参照）		**（各委員の評定理由）** ・倫理審査委員会および治験審査委員会の開催、および審査した研究に関する情報の更新・公開が計画通りに進んでいる。 ・倫理審査委員会、治験審査委員会を前年と同数開催し、さらに審査した研究に関する情報を更新・公開した。 ・研究所と病院の連携が進んでいる。 ・倫理講習会の受講者数は増加している。 ・臨床研究機能の強化のためデータマネージャーの確保、また治験に精通した医師やCRCもしっかり確保し、教育体制も少しずつ進んでいるように思われる。 ・臨床試験支援体制構築、複数のデータマナージャー確保、医療機器開発体制整備など具体的施策実施したことについて評価する。 ・小児肝移植オンライン登録システムの構築は大変高く評価できる。倫理審査委員会等による情報更新数は計画通り行われたと評価できる。	
［評価の視点］ ・臨床研究に対する薬事・規制要件の専門家を含めた支援部門の整備に努めているか。	実績：○ ・臨床研究に対する支援体制の充実を目的とした、規制当局審査経験者、実地調査経験者、企業の開発経験者、臨床研究方法論の教育を受けた医師、CRCをメンバーとした治験推進室により、計画・立案段階から支援を行った。（業務実績6頁参照）			
・倫理審査委員会等を適正に運営し、その情報を公開しているか。	実績：○ ・倫理委員会の委員については、指針に沿って各分野の専門家を選定している。IRBの委員については、GCPに従って専門委員、専門外委員、外部委員を選定している。倫理委員会及びIRBにおいて審査した研究内容・審査結果等について議事要旨をホームページ上に情報公開している。（業務実績6頁参照）		**（その他の意見）** ・医療機器の開発体制の整備も評価されるが、その成果はこれからである。	
・職員の研究倫理に関する知識の向上を図るとともに、臨床研究についての適切な情報開示、さらに臨床研究の実施に当たっては、十分な説明を行っているか。	実績：○ ・研究倫理の講習会については、倫理委員会で審査を行う研究の主任研究者、分担研究者を対象に臨床研究の指針等について3回実施した。また、倫理委員会への申請時に、主任研究者、分担研究者が、講習会又はeラーニングによる講習を受けているか確認し受けていない場合は、全て受講させている。（業務実績6頁参照）			

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標

（３）担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を着実に推進すること。

担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進（別紙）

1．重点的な研究･開発戦略の考え方

少子化が急激に進むなか、次世代を担う子どもとその家族の健康は国民的課題であり、センターに期待される役割は極めて大きい。

こうした状況の下、センターは、母性・父性及び乳児・幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの（以下「成育疾患」という。）に関し、遺伝性・先天性疾患、稀少性疾患等解決が困難とされる疾患に対する医療を含め、成育医療における諸問題を一つ一つ克服していくことが求められている。

このため、センターは、研究所と病院の緊密な連携を基本として、国内外の医療機関、研究機関、学会等との連携の一層の推進を図るとともに、成育医療におけるイノベーションの創造と活用を図り、疫学研究等による日本人のエビデンスの収集や、画期的な予防・診断・治療法等の開発を目指した研究・開発を推進していくこと。

その実施にあたっては、中期計画において、主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化すること。

中期計画

（３）担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

成育医療分野において、大学や企業等と相互の強みを活かしながら有機的な連携により独創的な研究を展開するほか、成育医療に資する研究目標を定め、研究を推進する。

具体的には別紙１に記述する。

担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進（別紙１）

1．重点的な研究･開発戦略の考え方

急激な少子化の進行の中で、次世代を担う子供と家族の健康の確保に関する研究を推進することが、センターに期待されている使命である。

そこで、受精・妊娠に始まって、胎児期、新生児期、小児期、思春期を経て次世代を育成する成人期へと至る、リプロダクションによってつながれたライフサイクルに生じる疾患、すなわち、成育疾患について、その診断・治療並びに予防法の開発を目指すため、研究組織形態の柔軟化、企業や大学、学会等との連携の一層の推進を図る。

また、疫学研究等による日本人のエビデンスの収集、基礎研究及び臨床研究を相互に連携させることにより、総合的な研究・開発を推進する。

このため、中期目標の期間中に平成21年度に比し、英文・和文の原著論文発表数を5%以上増加させる。

平成２３年度計画

（３）担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

成育医療分野において、大学や企業等と相互の強みを活かしながら有機的な連携により独創的な研究を展開するほか、成育医療に資する研究目標を定め、研究を推進する。

具体的な平成23年度計画については、別紙１に記述する。

担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進（別紙１）

1．重点的な研究･開発戦略の考え方

急激な少子化の進行の中で、次世代を担う子供と家族の健康の確保に関する研究を推進することが、センターに期待されている使命である。

そこで平成23年度においても、成育疾患について、その診断・治療並びに予防法の開発を目指すため、研究組織形態の柔軟化、企業や大学、学会等との連携の一層の推進を図り、疫学研究、基礎研究及び臨床研究を相互に連携させることにより、総合的な研究・開発を推進する。それらの結果として、平成23年度においては、平成21年度に比し英文・和文の原著論文発表数を2%増加させる。

平　成　２３　年　度　の　業　務　の　実　績

（３）担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

当センターが担当する研究分野で最も重要な使命は再生医療の確立である。平成23年度においては、研究所内に新たに再生医療センターを設置し、重点的に研究を遂行することとなった。その結果、平成22年度のヒト胚性幹（ES）細胞3株の樹立に引き続き、臨床応用の際に大きな支障となる異種動物成分を一切使用しない培養条件においてヒトES細胞株を樹立した。

具体的成果については別紙１に記述する。

担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進（別紙１）

1．重点的な研究･開発戦略の考え方

当センターが担当する研究分野で最も重要な使命は再生医療の確立である。平成22年度において国内2施設目となるヒト胚性幹（ES)細胞の3株の樹立を受けて、平成23年度においては、研究所内に新たに2研究室（室長は病院医長、臨床研究センター室長が兼務）を設置した上で再生医療センターを開設し、重点的に再生医療研究を推進することとなった。その結果、平成22年度に引き続き、臨床応用の際に大きな支障となる異種動物成分を一切使用しない培養条件においてヒトES細胞株を樹立した。

新型万能（iPS）細胞の遺伝子のメチル化状態には問題があり、もとの細胞の情報が引き継がれるとの報告が相次ぎ、再生医療応用に大きな問題となっている。再生医療センターではヒトの羊膜や月経血、子宮内膜などの細胞からiPS細胞を22個作り2万7000箇所のメチル化を約1年間追跡し、その成果を平成23年度に発表した（プロス・ジェネティクス平成23年6月）。結果としては、iPS細胞生成直後から異常なメチル化が数多く発生したが、培養を続けるうちに減少することを見いだした。これはiPS細胞はもとの細胞の情報を引き継ぐとの見解とは正反対の結果であった。再生医療臨床応用へ向けた重要な成果である。

その他、センター内外の共同研究、連携の一層の推進を図った結果として、英文・和文の原著論文数は279件となり、平成21年の原著論文数256件に比して23件（9.0%）増加した。特に英文原著数は、前年と比較しても205件から213件と増加した。なお、2006～2010年に発刊された国立成育医療研究センターの英文論文765件の平成23年1月時点の被引用回数3,815回に比し、2007～2011年に発刊された国立成育医療研究センターの英文論文838件の2012年1月時点の被引用回数は4,775回と急増している。

英文・和文の原著論文発表数

平成21年度	平成22年度	平成23年度	対平成21年度増減
256件	271件	279件	23件 (9.0%増)

※平成23年度　…　英文 213件、和文 66件
平成22年度　…　英文 205件、和文 66件
平成21年度　…　英文 194件、和文 62件

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２３年度計画	平　成　２３　年　度　の　業　務　の　実　績
２．具体的方針 **（１）疾病に着目した研究** **①　成育疾患の本態解明** 科学技術のイノベーションを常に取り入れ、分子・細胞から個体に至るものまでを研究対象にすることにより、成育医療に係る疾患のメカニズムを解明し、予防・診断・治療への応用の糸口となる研究を推進する。	**2. 具体的方針** **（１）疾病に着目した研究** **①　疾患の本態解明** 成育疾患、特に先天性免疫不全症、先天代謝異常症等の希少疾患について、最新の技術による予防・診断・治療法の開発に向けた、成育疾患の発症機序や病態の解明につながる研究を推進する。 また、不妊・不育・胎児死亡の原因究明、受精・着床メカニズムの解明に資する研究、さらに発症メカニズム解明に関する研究を推進する。	**2. 具体的方針** **（１）疾病に着目した研究** **①　疾患の本態解明** 平成23年度は川崎病、新生児乳児消化管アレルギーなどの疾患について病院、研究所、臨床研究センターが共同してその原因の探索、治療法の開発に向けた研究を行う。 不妊・不育・胎児死亡、受精・着床異常疾患の感受性遺伝子ハプロタイプ、エピゲノム異常を同定する。またこれら疾患の診断として使用されている超音波診断装置を発展させた高精細化装置を完成させる。	**2. 具体的方針** **（１）疾病に着目した研究** **①　疾患の本態解明** 国際共同研究により哺乳類卵子エピゲノムの全容解明に初めて成功し（Nat Genet. 2011;43:811）、既知の着床後のゲノムインプリンティングの機構とは別に配偶子のメチル化状態が受精卵のメチル化状態に影響することを突き止めた。また、胎児と妊婦の異常について国内25の医療機関と連携し、次世代シーケンサーなどを用いたゲノム・エピゲノム解析に着手した。 1967年に川崎富作博士により世界で初めて報告された川崎病は、罹患率が年々増加しているのにも拘わらず未だ原因不明となっている。当センターでは以前より網羅的遺伝子発現解析成果を国際雑誌に発表し続けており、γグロブリン不応性に関わるバイオマーカーとしてPRV-1やSTAT3, G-CSFを同定している。平成22年度以降病院と研究所の連携を強化し以下のように多数の検体を収集し解析を続けている。その結果、臨床現場でPRV-1などを指標として評価し始めるとともに、γグロブリンが血管内皮細胞の核内転写因子であるC/EBPδの活性化を抑制することによりG-CSFなどの炎症性サイトカインの産生を抑えていること、この抑制作用はステロイドなどによる通常の遺伝子転写抑制よりも長期間持続することなどを見いだした（2012年欧州免疫学会雑誌に掲載決定）。 平成21年 院内　患者数　74　検体数　136 院外　患者数　31　検体数　68 平成22年 院内　患者数　111　検体数　342 院外　患者数　20　検体数　36 平成23年 院内　患者数　141　検体数　474 院外　患者数　18　検体数　35 新生児乳児消化管アレルギーはIgE抗体による通常の食物アレルギーと異なり、新生児期から嘔吐血便などの消化器症状を呈し、診断治療（アレルギーをおこす食物の除去）が遅れると死に至ることもある。IgE抗体は検出されないため診断は容易ではない。比較的希な疾患であったが近年頻度が増加し、新生児医療関係者の間で大きな問題となっている。当センターでは日本全国から臨床情報や検体を収集し解析を続けており、平成23年2月には、臨床情報のクラスタ分析により４つの異なるエンティティーの疾患からなる症候群であることを突き止め米国アレルギー学会雑誌に発表した。平成23年度においては、全国から228血液検体（成育内では30検体）を収集し、試験管内で刺激試験を行った結果、通常の食物アレルギーと同様牛乳などのアレルゲンに特異的なTh2細胞の活性化が存在することを世界で初めて見いだした。 現在の3D/4D超音波診断装置に内在する最大の問題（すなわち時間分解能と空間分解能のトレードオフ）を乗り越えるべく、超高精細超音波診断装置の開発に努めてきた結果、超音波プローブの機構を、2方向同時送信・8方向同時受診機能を有するものへと進化させた装置の開発に成功し、これにより、従来のものに比べ明らかに高画質な3D/4D超音波画像を得られることが確認された。今後、この装置の一層の高機能化を、将来の臨床現場への導入・市場化と併せて進めてゆく。
②　成育疾患の実態把握 我が国の成育疾患の罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移の把握、疫学研究によるリスク・予防要因の究明等、成育疾患の実態把握に資する研究を推進する。	**②　成育疾患の実態把握** 我が国の成育疾患について、その原因、危険因子などの探索に資するため、それらの疾患の罹患、転帰等の実態を把握する疫学研究を推進する。 具体的には、胎児期から長期にわたる児の追跡調査を実施し、子供の心身の発達や罹患等に影響を与える要因の解明を目指す。また基礎研究を組み合わせることにより、病態やメカニズムを明らかにし、その予防法や治療法の開発に努める。	**②　成育疾患の実態把握** 平成23年度は、胎児期から長期にわたる児の追跡調査研究である、成育コホート研究における結果解析を進め、網羅的ゲノム解析についての準備を進める。	**②　成育疾患の実態把握** 妊娠中および出産後の環境要因が、児の成長発達と疾病罹患にどのような関連を有するのかを、縦断的に調査し統計学的解析を進めると同時に、成育期に多くみられる疾患の罹患率・有病率の経年推移を明らかにすることを目的として、成育医療研究委託事業「成育医療の長期追跡データの構築に関する研究（通称：成育コホート研究）を平成14年度に発足させている。平成23年9月には5歳健診を終了し、平成24年1月現在では6歳児、7歳児を対象としてデータの収集を行っている。本研究は参加者の脱落率が低く、1,273名が登録継続（追跡率82.2%）している。我が国では7歳以上の児まで長期にわたり追跡できた出生コホート研究は希であり、就学後の子どもたちの発達や健康状態の観察データは非常に貴重な資料となる。 また、平成23年度はアレルギー疾患に関する網羅的ゲノム（エクソーム）解析に関して倫理委員会の承認を得た。 【説明資料】 資料　９：超音波診断装置の高精細化について［２６頁］

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２３年度計画	平　成　２３　年　度　の　業　務　の　実　績
③　高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進 成育疾患に対する高度先駆的な予防、診断、治療法の開発に資する研究を推進する。 また、既存の予防、診断、治療法に対する多施設共同研究等による有効性の比較等、標準的予防、診断、治療法の確立に資する研究を推進する。 また、高度先駆的な予防・診断・治療法の開発の基盤となる、バイオリソースや臨床情報の収集及びその解析を推進する。	**③　高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進** 成育疾患の迅速かつ正確な診断に関する研究・開発や、安全かつ効果的な遺伝子・細胞治療の研究・開発を目指す。 成育疾患の原因究明に加え、環境因子や栄養状態が胎児や乳幼児の成長・発達に与える長期的影響も視野に入れ、予防手法開発への展開を目指す。 成育疾患に対する既存の治療法について、多施設共同研究等を実施し、有効性と安全性を検証し、標準的治療法の確立を推進する。 小児期に特有の感染症や臓器移植後の免疫不全状態等に関する新規の診断法の開発を推進する。 また、各種の先天性疾患や小児がんその他の研究に必要な生体試料や臨床情報を収集し、成育医療に関する研究開発への有効活用を図る。	**③　高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進** 平成23年度は急性肝不全症に対する肝細胞移植、先天性免疫異常疾患に対する遺伝子治療法についての臨床研究を推進する。 また、先天性代謝異常症の一つであるライソゾーム病及びその類縁疾患患者について、最新の治療法である酵素補充療法を実施する。 小児がんの中央診断施設としてセンター内外より依頼を受け診断を行う。 さらに、標準的治療法開発の一つとして、ネフローゼ症候群に対するリツキシマブ治療を、医師主導治験として多施設共同で開発しており、症例数を積み重ねる。	**③　高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進** 高度先駆的治療法の開発の推進として、主には以下の3項目を行った。 最初に、慢性肉芽腫症やADA欠損症などの先天性免疫不全症に対する遺伝子治療の実施にあたっては、特に厳密に管理された細胞処理による遺伝子導入処理や遺伝子導入後のゲノム検査が必要であり、通常の大学施設等で実施することは困難である。 当センターでは先天性免疫不全症などの遺伝子治療の中核的な施設として使命を果たすべく、平成22年度に、研究所内に新たに骨髄細胞遺伝子の導入に特化した細胞処理施設の構築を開始するとともに、研究所成育遺伝研究部長を病院免疫科医長として併任させ、遺伝子治療を実施するための環境を整えた。 原発性免疫不全症のなかで最も頻度の高いX連鎖慢性肉芽腫症（X-CGD）に対する造血幹細胞遺伝子治療を計画しており、遺伝子治療臨床研究審査委員会での審議承認を経て、平成24年3月28日厚生労働省厚労科学審議会にて承認された。今後、厚生労働省・環境省での法令審査を経て、平成24年度内の実施を目指している。 次に、ライソゾーム病の酵素補充療法の推進については、酵素補充療法対象疾患は、ゴーシェ病、ファブリ病、ポンペ病、ムコ多糖症Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅵ型の6疾患である。このすべての疾患で、酵素補充療法を実施している施設は、当センターのみである。また、上記疾患に次いで臨床開発が進むモルキオA病の酵素補充療法の国際協同治験に参加している日本でただひとつの医療機関でもある。当センターのライソゾーム病センターには、定期的酵素補充療法、同補充療法の経過観察などで数十名の患者を担当しており、ライソゾーム病の診療・研究において、我が国の中心的存在になっている。 酵素補充療法の効果を最大限に引き出すためには、早期診断による早期からの治療が必要である。これを実現するために、迅速診断法を開発し、スクリーニングに応用し、ポンペ病の新生児スクリーニングパイロット研究に参加した新生児は、2,000人を超えている。 また、ヒト肝細胞移植治療：肝組織5件（生体肝移植、組織等）のバンキングを行った。 標準的治療法の開発に関しては、小児期発症の難治性ネフローゼ症候群に対する2つの医師主導治験を実施した。 1）IDEC-C2B8の多施設共同二重盲検プラセボ対照ランダム化比較試験（RCRNS-01） （総数）組入れ：23例（うち、登録後の除外1例）、完了：11例、中止：11例（うち、PK試験へ移行8例）。 なお、平成23年度については、組入れ：0例、完了：3例であった。 2）IDEC-C2B8の薬物動態試験（RCRNS-02） 組入れ：11例、完了：7例、中止：4例。 なお、平成23年度については、組入れ：0例、完了：2例である。 標準治療法の確立を目指す他施設共同研究は、小児がんの中央診断施設として、中央病理診断と検体保存317例、中央マーカー診断と検体保存（白血病）522例を実施し、今後も各施設との連携を継続していく。 成育医療に関する研究開発への有効活用を目的として、センターホームページに既存の生体試料や臨床情報を医学研究調査･教育に利用させていただくことについての同意説明文章を掲載した。 （http://www.ncchd.go.jp/hospital/about/houkatsu.html）

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標

④　医薬品及び医療機器の開発の推進

「新成長戦略（基本方針）（平成21年12月30日閣議決定）」においては、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略として、革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発・実用化の促進が求められている。
この趣旨を踏まえ、成育疾患に関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験（適応拡大を含む）、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の実現を目指した研究を推進する。
また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。
これらにより平成21年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の5%以上の増加を図ること。

（２）均てん化に着目した研究

①　医療の均てん化手法の開発の推進

関係学会等との連携を図り、臨床評価指標の開発並びに診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。
成育医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を図るため、系統だった教育・研修方法の開発を推進する。

中期計画

④　医薬品及び医療機器の開発の推進

成育医療にかかる研究の成果を新しい診断・治療技術の開発につなげるための研究を推進する。すなわち、成育疾患に係る網羅的遺伝子構造・発現解析や網羅的蛋白質解析により、創薬標的候補分子の探索を行う。
成育疾患に対する医薬品等については、治験、適応拡大ならびに外国では有効性と安全性が検証されているが国内では未承認の医薬品等について治験をはじめとする臨床研究を推進する。
このため、中期目標の期間中に平成21年度に比し、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の5%以上の増加を図る。

（２）均てん化に着目した研究

①　医療の均てん化手法の開発の推進

成育医療に関する医療の質を評価する信頼性・妥当性のある指標の開発を行う。
診断・治療ガイドラインの作成及び地域の医療機関において広く使用されるための方法論の確立等に必要な研究を推進し、先進医療・高度医療について中期目標の期間中に3件申請を目指す。
次世代の成育医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため 、人材育成教育ツールの開発を含め、系統だった教育・研修システムの開発を推進する。

平成２３年度計画

④　医薬品及び医療機器の開発の推進

成育疾患に係る網羅的遺伝子構造・発現解析や網羅的蛋白質解析により、創薬標的候補分子の探索に取り組む。平成23年度においては、小児白血病細胞に係る網羅的遺伝子構造・発現解析研究に着手する。
また、平成23年度は、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数を平成21年度に比し、2%の増加を図る。

（２）均てん化に着目した研究

①　医療の均てん化手法の開発の推進

成育医療均てん化に不可欠である診断・治療ガイドライン作成着手の基、小児科医・研修医の凡例に基づく活用性ある実践ガイドラインを目指す。
また、人材育成ツール開発に関して、当センター医師と意見交換等協力しつつ、教育・研修現場での盲点を洗い出すべく教育根源からの抜本改革に基づくシステムツールの基盤構築をする。

平　成　２３　年　度　の　業　務　の　実　績

④　医薬品及び医療機器の開発の推進

平成23年度において「小児腫瘍の網羅的ゲノム解析研究」を含む8つのゲノム網羅的解析に関わる新規研究課題を倫理審査委員会に申請し、承認を受け研究を開始した。
臨床研究の倫理に関する研修会を定期的に開催することにより、医師・研究者が積極的に倫理審査委員会に申請を行い、臨床研究を実施している。平成23年度の臨床研究実施件数は152件（倫理委員会承認件数124件、治験（製造販売後臨床試験も含む）実施件数28件）となり、平成21年度に比し、76件（100.0%）の大幅な増加となった。
なお、政策評価・独立行政法人評価委員会による、平成22年度業務の実績に関する二次評価において、中期計画の数値目標を大幅に上回っているため、適切な目標値を設定するよう指摘のあった「臨床研究実施件数及び治験実施件数の合計数」については、平成24年度計画に「臨床研究実施件数及び治験実施件数の合計数において130件以上」と過去の実績を踏まえ、従来のパーセントでの目標から件数での目標に見直しを行い記載している。

臨床研究実施件数及び治験実施件数

平成21年度	平成22年度	平成23年度	対平成21年度増減
76件	129件	152件	76件 （100.0%増）

（２）均てん化に着目した研究

①　医療の均てん化手法の開発の推進

人材育成ツールとしてeラーニング手法を用いて小児がんの教育を継続して行っており、平成23年度末までに会員登録数は約160名であった。また、バセドウ病合併妊婦の胎児に対するチァマゾールの危険性を当センターの母性医療診療部が中心となり調査・研究し、日本甲状腺学会ホームページに掲載しすることにより、均てん化に寄与した。
成育医療の均てん化に必要な診断・治療ガイドラインについて、周産期診療のガイドラインは平成22年に作成が終了し、平成23年度は全国に発信することにより、均てん化を図った。
「双胎間輸血症候群に対するレーザー治療」は、当センターが中心となり全国6カ所の医療施設に手術手技を指導・普及させ、均てん化を図った結果、平成24年度から保険収載された。また、「先天性横隔膜ヘルニアに対する胎児治療」について倫理委員会の承認が得られ、胎児治療の準備が整い、数カ所の周産期センター施設とともに技術開発を行い、その成果を発信する予定としている。

【説明資料】
資料１０：産科実践ガイド［２８頁］

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２３年度計画	平　成　２３　年　度　の　業　務　の　実　績
②　情報発信手法の開発 成育医療に関する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、医療従事者及び患者・国民への啓発手法の研究を推進する。	**②　情報発信手法の開発** 成育医療に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、広く国内外の知見を収集評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行うための研究を実施する。 **ア　患者・家族・国民を対象とした成育疾患及び成育医療の情報発信のための研究の推進** 患者・家族・国民の成育疾患及び成育医療に対する理解を支援するために、必要な情報やその発信方法について、研究するとともに実践する。 **イ　科学的根拠に基づく政策提言の実施に資する研究の推進** 科学的根拠に基づく政策提言の在り方、手法について検討する。 さらに、成育医療の適正化のための医療経済学的研究推進により、不採算部門となっている小児・産科医療費の適正化に資する政策提言について検討する。	**②　情報発信手法の開発** **ア　患者・家族・国民を対象とした成育疾患及び成育医療の情報発信のための研究の推進** ホームページ、メールマガジン等を通じて、小児がん等の最新の治療方法及び研究成果を公開する等、国内外の最新知見等の医療情報を提供する。センターパンフレットも英語版の充実など継続的に改善していく。 **イ　科学的根拠に基づく政策提言の実施に資する研究の推進** 不採算部門となっている小児・産科医療費関係の現状調査及び分析の結果を踏まえ、国等に対する政策提言の内容について検討を行う。	**②　情報発信手法の開発** **ア　患者・家族・国民を対象とした成育疾患及び成育医療の情報発信のための研究の推進** ホームページについては、センターのWebサイト内で、平成23年度Webサイトの年間ページ更新数（新規・更新・削除含む）1,105件、平均ページビュー2,870件／日であった。最新知見等を情報発信する専門的ホームページとしては、小児がん情報ステーション、子どもの心の診療拠点病院事業等のサイトがあり、各分野の専門情報を提供している。 パンフレットについては、改訂のためのワーキンググループを組織し、英語版を含めた検討を進めている。 医療者･研究者向けに配信する「メールマガジン」は、平成23年度には11本配信し、平成24年3月時点の宛先数は442（前年比23増）であった。また、一般向けに配信する「成育すこやかジャーナル」は、12本配信し、平成24年3月時点の宛先数は1,783（前年比49増）であった。 **イ　科学的根拠に基づく政策提言の実施に資する研究の推進** 再生医療に向けたヒト幹細胞等のバンク化推進のため、6NC共同でバイオバンクの構築、高精度な医療情報とその追跡システムの構築等について検討を開始するとともに、ヒトES細胞を含む、ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関して、国が示している指針の改定についての提言をした。 平成24年度からがん対策推進基本計画に、これまでほとんど触れられていなかった小児がん対策が盛り込まれることになり、がん対策推進協議会に小児がん専門委員会が設置された。小児がん専門委員会の委員として、当センターも小児腫瘍の専門医としての意見を提出し、平成23年8月には、今後の小児がん対策のあり方についてという小児がん専門委員会報告書が作成された。 胆道閉鎖症等の早期発見のための便色カードを開発し、厚生労働省令により母子健康手帳に掲載することで、全国的規模のスクリーニングの実施につなげた。 当センターが幹事施設である日本小児総合医療施設協議会において、医療機関での児童虐待の早期発見を図り、子どもを虐待死や重症後遺症から守るためには、児童虐待対応の院内組織整備と整備された病院を拠点とした地域システムの構築が必要との結論から、「児童虐待防止医療ネットワーク構築に対する経済的支援に関しての要望」を厚生労働大臣に要望を行った。 【説明資料】 資料１１：成育すこやかジャーナル［３２頁］ 資料１２：児童虐待防止医療ネットワーク構築に対する経済的支援に関しての要望［３４頁］

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２３年度計画	平　成　２３　年　度　の　業　務　の　実　績
	ウ　成育医療に係る各種相談事業などの展開推進 妊娠と薬情報センター、不妊・不育外来、遺伝外来、女性総合外来などの特殊外来および相談窓口の設置と展開により、情報収集と情報提供による双方向性コミュニケーションの確立について検討する。	**ウ　成育医療に係る各種相談事業などの展開推進** 全国の拠点病院との連携並びにホームページを介しての情報提供を推進することにより、妊娠と薬情報センターの相談業務の拡充を図る。 また、女性総合外来を中心とし、母性医療に関する情報提供を推進する。	**ウ　成育医療に係る各種相談事業などの展開推進** 妊娠と薬情報センターホームページにおいて、当該分野の情報発信に努め、特に、抗バセドウ病薬の登録調査を行いながら、中間報告を掲載し、その使用に関する啓発に努めた。 さらに、妊娠と薬情報センターの活動として以下の取り組みを行った。 ・相談業務の事務局として電話問い合わせならびに回答書作りなどを行った。 ・インフルエンザ関連ならびに抗バセドウ病薬を対象とした登録調査業務を行った。 ・相談事業の均てん化を目的とした拠点病院を4カ所増やし全国で19カ所となった。 ・妊婦・授乳婦専門薬剤研修で17名の薬剤師を受け入れた。 ・7月には提供する情報の品質管理を目的とした成育ステートメント検討委員会を開催した。 ・11月には開設6周年を記念し、一般医師・薬剤師を対象としたフォーラムを開催、内外の専門家を講師にお願いし、当該領域の啓発に努めた。 ・24年度から新たに加わる3病院を含めて22カ所の担当医師・薬剤師を対象とした研修会を行った。 女性総合外来においては、母性医療に関する相談を受け、個々の症例にあった最新で最善の治療方針について情報提供を行うとともに、セカンドオピニオンだけでなく母性医療診療部の入り口として役割を果たした。 【説明資料】 資料１３：妊娠と薬情報センター活動報告［３７頁］ 資料１４：妊娠初期のチアマゾール投与に関する注意喚起について［４８頁］

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点	自己評定	S	評　　定	S
■評価項目３■ 研究・開発に関する事項 （３）担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	（総合的な評定） センターの研究分野で重要な再生医療分野について、平成22年度の国内2施設目となるヒト胚性幹（ES）細胞の3株の樹立に引き続き、平成23年度においては、再生医療センターを設置し研究を推進することにより、異種動物成分を一切使用しない培養条件においてヒトES細胞株を樹立した。 新型万能（iPS）細胞の遺伝子のメチル化状態問題について、ヒトの羊膜や月経血、子宮内膜などの細胞から作成したiPS細胞22個のメチル化を約1年間追跡することにより、iPS細胞生成直後から多数発生した異常なメチル化は、培養を続けるうちに減少することを発見する等、再生医療の臨床応用へ向けた重要な成果を挙げている。 罹患率が年々増加しているのにも拘わらず未だ原因不明である川崎病について、γグロブリンが血管内皮細胞の核内転写因子である物質の活性化を抑制することにより、炎症性サイトカインの産生を抑え、この作用はステロイドなどによる通常の遺伝子転写抑制よりも長期間持続すること等を発見した。 新生児乳児消化管アレルギーの診断について、通常の食物アレルギーと同様に牛乳などのアレルゲンに特異的な細胞の活性化が存在することを世界で初めて発見した。 成育医療の長期追跡データ構築に関する研究（成育コホート研究）を平成14年の発足以降継続してデータ収集を行い、1,273名が登録継続（追跡率82.8%）しており、我が国でも希な長期コホートとして貴重な資料となっている。 他施設共同研究は、小児がんの中央診断施設として、中央病理診断と検体保存317例、中央マーカー診断と検体保存522例を実施するとともに、今後も各施設との連携を継続していくこととしている。 センターホームページに既存の生体試料や臨床情報を医学研究調査・教育に利用させていただくことについての同意説明文書を掲載している。 高度先駆的医療として「先天性横隔膜ヘルニアに対する胎児治療」の倫理委員会の承認が得られたことで胎児治療の準備が整い、技術開発を行うとともに、その成果を発信することとしている。		**（委員会としての評定理由）** 研究所内に再生医療センターを開設し、再生医療研究を推進、その結果、異種動物成分を一切使用しない方法によるヒトES細胞株の樹立、iPS細胞遺伝子のメチル化問題に関する発見により再生医療への重要な成果、川崎病に対する新しい発見、新生児乳児消化管アレルギーのメカニズムの解明など高く評価する。また、英文・和文の原著論文数が計画を上回ったおり、高く評価する。	
［数値目標］ ・中期目標の期間中に平成21年度に比し、英文・和文の原著論文発表数を5%以上増加 （平成21年度　256本） ・中期目標の期間中に平成21年度に比し、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の5%以上の増加（平成21年度　76件） ・先進医療・高度医療について中期目標の期間中に3件申請	・センター内外の共同研究、連携の一層の推進を図った結果として、英文・和文の原著論文数は279件となり、平成21年の原著論文数256件に比して23件（9.0%）増加し、年度計画の2%を上回ることができた。特に英文原著数は、前年と比較しても205件から213件と増加した。（業務実績8頁参照） ・臨床研究の倫理に関する研修会を定期的に開催することにより、医師・研究者が積極的に倫理審査委員会に申請を行い、臨床研究実施件数は152件（倫理委員会承認件数124件、治験（製造販売後臨床試験も含む）実施件数28件）となり、平成21年度に比し、76件（100.0%）の大幅な増加となった。（業務実績11頁参照） ・平成23年度に先天性横隔膜ヘルニアの胎児治療を目的とした胎児手術に対し、倫理委員会の承認を得たことから、今後、症例を重ねて先進医療を申請予定としている。（業務実績11頁参照）		**（各委員の評定理由）** ・再生医療センター新たに開設し、再生医療研究を推進した結果、iPS細胞に関する貴重な成果を得たほか、英文・和文の原著論文発表数が9%増加した。医薬品及び医療機器の開発も152件(100%)増加しており、大いに評価できる。 ・当センターの研究分野で重要と考えられる再生医療に関して、再生医療センターを設置して研究が開始されたことは評価される。そこでの研究成果も出はじめ、iPSの性状に関して新知見が得られつつある。 ・再生医療センターの設置による異種動物細胞成分を含まないES細胞の樹立、iPS細胞遺伝子のメチル化問題に関する発見により再生医療への重要な成果、川崎病に対する新しい発見、新生児乳児消化管アレルギーに関する世界で始めての発見などを評価する。 ・再生医療センターの設置による異種動物成分を使用しない培地でのES細胞の樹立は大変高く評価できる。 ・臨床試験の実施数も伸び、研究成果も大きく上げている。その中で、地域の小児救急医療にも貢献するなど、果たしている役割は大きく評価できる。 ・メチマゾールによる催奇性に関する帰床研究の意義は大きい。 ・小児腸管アレルギーの解明は大きな成果である。 ・論文数の増加は順当である。 ・英文・和文の原著論文発表数、臨床研究実施件数が計画を上廻っている。 ・英文・和文の原著論文数は計画を上回っており大変高く評価できる。 ・センター内科の共同研究、連携の一層の推進により、英文・和文の論文数も増加してきている。また国際共同研究も着実に進んできている。 ・臨床研究実施件数大幅増について高く評価する。 ・治験を含む臨床研究は計画を大きく上回って実施されており大変高く評価できる。	
［評価の視点］ ・研究・開発を推進するため、企業、大学、学会等との連携を図っているか。	実績：○ ・大学又は企業に所属して当センター研究所に在籍した研究者の数は、それぞれ55名（3月31日49名）、19名（3月31日19名）であった。連携大学院制度として、東京医科歯科大、東京大学、三重大学、東京農業大学、早稲田大学との連携を行っており、平成23年度からは聖マリアンナ医大と連携が可能となった。さらに、平成24年度は慶応大学との連携を行うために協議を行っている。			

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点		
・当該研究センターの研究者がコレスポンディング・オーサーである論文の被引用総数がどのように推移しているか。	実績：○ ・最近2年間に発表された成育の研究者がcorresponding authorである論文の中でマイクロRNA140が関節炎症状を制御するという主旨の論文(Genes & Development 2010; 24:1173)と最重要喘息関連遺伝子インターロイキン33の機能の全容を解明した論文（Proc Natl Acad Sci USA. 2010; 107:18581）がすでに30回以上引用されている。 ・成育の研究者がcorresponding authorである論文の平成24年1月時点での過去5年間（2007～2011年）の被引用数は1,888件であり、平成23年1月時点の1,414件に比して増加した。	
・成育疾患、特に希少疾患について、最新の技術による予防・診断・治療法の開発に向けた、成育疾患の発症機序や病態の解明につながる研究を推進しているか。	実績：○ ・新生児乳児消化管アレルギーに関して、通常の食物アレルギーと同様に抗原特異的な2型ヘルパーT細胞の活性化が存在することを初めて証明した（論文投稿中）。（業務実績9頁参照）	
・不妊・不育・胎児死亡の原因究明、受精・着床メカニズムの解明に資する研究、発症メカニズム解明に関する研究を推進しているか。	実績：○ ・国際共同研究により哺乳類卵子エピゲノムの全容解明に初めて成功し（Nat Genet. 2011;43:811）、既知の着床後のゲノムインプリンティングの機構とは別に配偶子のメチル化状態が受精卵のメチル化状態に影響することを突き止めた。また、胎児と妊婦の異常について国内25の医療機関と連携し、次世代シーケンサーなどを用いたゲノム・エピゲノム解析に着手した。（業務実績9頁参照）	
・成育疾患について、その原因、危険因子などの探索に資するため、それらの疾患の罹患、転帰等の実態を把握する疫学研究を推進しているか。	実績：○ ・平成14年度から発足した出生コホートにおいて5歳までの調査を終了し、1,273名が登録継続(追跡率82.2%)している。平成23年度はアレルギー疾患に関する網羅的ゲノム（エクソーム）解析に関して倫理委員会の承認を得た。（業務実績9頁参照）	
・成育疾患の迅速かつ正確な診断に関する研究・開発や、安全かつ効果的な遺伝子・細胞治療の研究・開発を目指しているか。	実績：○ ・原発性免疫不全症のなかで最も頻度の高いX連鎖慢性肉芽腫症（X-CGD）に対する造血幹細胞遺伝子治療を計画しており、遺伝子治療臨床研究審査委員会での審議承認を経て、平成24年3月28日厚生労働省厚労科学審議会にて承認された。（業務実績10頁参照）	
・成育疾患の原因究明に加え、環境因子や栄養状態が胎児や乳幼児の成長・発達に与える長期的影響も視野に入れ、予防手法開発への展開を目指しているか。	実績：○ ・成育母子コホート研究として、胎児期からの長期にわたる児の追跡調査を行い、心身の発達や成育疾患に影響を及ぼす因子の改名を継続している。現在1,200組の母子を組み入れ、現在もリクルート中である。（業務実績9頁参照）	
・成育疾患に対する既存の治療法について、有効性と安全性を検証し、標準的治療法の確立を推進しているか。	実績：○ ・標準治療法の確立を目指す他施設共同研究は、小児がんの中央診断施設として、中央病理診断と検体保存317例、中央マーカー診断と検体保存（白血病）522例を実施し、今後も各施設との連携を継続していく。（業務実績10頁参照）	
・小児期に特有の感染症や臓器移植後の免疫不全状態等に関する新規の診断法の開発を推進しているか。	実績：○ ・臓器移植後のEBウイルスに関するリアルタイムPCR法による診断法を開発し、高度医療として申請準備中である。また、41種類のウイルス検索が可能なリアルタイムPCRを用いた診断法を開発し、臨床応用を開始した。（業務実績18頁参照）	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点		
・生体試料や臨床情報を収集し、成育医療に関する研究開発への有効活用を図っているか。	実績：○ ・センターホームページに既存の生体試料や臨床情報を医学研究調査･教育に利用させていただくことについての同意説明文章を掲載した。 （http://www.ncchd.go.jp/hospital/about/houkatsu.html） （業務実績10頁参照）	
・成育医療にかかる研究の成果を新しい診断・治療技術の開発につなげるための研究を推進しているか。	実績：○ ・平成23年度において「小児腫瘍の網羅的ゲノム解析研究」を含む8つのゲノム網羅的解析に関わる新規研究課題を改訂される予定の新しい倫理指針の情報も取り入れた上で、倫理審査委員会にて審議を行い、承認を受けて研究を開始した。 （業務実績11頁参照）	
・成育疾患に対する医薬品等については、治験、適応拡大ならびに外国では有効性と安全性が検証されているが国内では未承認の医薬品等について治験をはじめとする臨床研究を推進しているか。	実績：○ ・厚生労働省の「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」で臨床上の必要性を評価された医薬品のうち、尿素サイクル異常症の治療薬、小児2型糖尿病薬、RSウイルス、降圧薬、ムコ多糖症の治療薬、クローン病の治療薬の治験を実施した。さらに上記検討会議で治験実施が決定された未承認薬・適応外薬のうち、3品目について治験もしくは製造販売後臨床試験の実施について製薬企業との打合せの実施準備等を行った。また未承認薬/機器3品目について医師主導治験の計画・実施準備を行った。	
・成育医療に関する医療の質を評価する信頼性・妥当性のある指標の開発を行っているか。	実績：○ ・小児基本動作スケールを開発し、その信頼性と妥当性の検証を行った。Miyamura K, Hashimoto K, Honda M. Validity and reliability of Ability for Basic Movement Scale for Children (ABMS-C) in disabled pediatric patients.Brain Dev 2011;33:508-11. ）世界15か国語に翻訳されている小児炎症性腸疾患患者のQOL評価のための調査票「IMPACT-Ⅲ」の日本語版の作成を主導した。 ・小児救急/集中治療の質の評価として、予測死亡率-実死亡率の関係を示すObserved Expected Chart (O-E Chart) を用いた施設間比較を進め、その効果を救急医学会および集中治療学会にて発表している。	
・診断・治療ガイドラインの作成及び地域の医療機関において広く使用されるための方法論の確立等に必要な研究を推進しているか。	実績：○ ・周産期医療の診断・治療に関するガイドラインを作成し、全国に発信することにより、周産期医療の均てん化を推進した。（業務実績11頁参照） ・小児急性中耳炎診療ガイドライン作成委員として活動し、平成24年に改訂版が発行される予定である。	
・成育医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、人材育成教育ツールの開発を含め、系統だった教育・研修システムの開発を推進しているか。	実績：○ ・小児の消化管内視鏡施行医の育成をめざし、内視鏡モデルを利用するとともに、系統だった教育を行っている ・小児救急初期診療の教育プログラムと動画教材を開発し、その効果について小児救急医学会、救急医学会及び集中治療学会などで発表するとともに、動画教材については 動画投稿サイトへアップロードし、世界中でアクセス及び使用可能な教材として頒布している。	
・成育医療に対する正しい理解を促進し、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行うための研究を実施しているか。	実績：○ ・ホームページについては、センターのWebサイト内で、平成23年度Webサイトの年間ページ更新数（新規・更新・削除含む）1,105件、平均ページビュー2,870／日であった。最新知見等を情報発信する専門的ホームページとしては、小児がん情報ステーション、子どもの心の診療拠点病院事業等のサイトがあり、各分野の専門情報を提供している。（業務実績12頁参照） ・医療者･研究者向けに配信する「メールマガジン」は、平成23年度には11本配信し、平成24年3月時点の宛先数は442（前年比23増）であった。また、一般向けに配信する「成育すこやかジャーナル」は、12本配信し、平成24年3月時点の宛先数は1,783（前年比49増）であった。（業務実績12頁参照）	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２３年度計画	平　成　２３　年　度　の　業　務　の　実　績
２．医療の提供に関する事項 我が国における成育医療の中核的な医療機関として、「子ども・子育てビジョン（平成22年1月29日閣議決定）」に定める「妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会」の構築を目指し、	**２．医療の提供に関する事項** 成育医療においては、人が受精・妊娠に始まって、胎児、新生児、乳児、幼児、学童、思春期、成人に成長･発達し、次の世代をはぐくむに至るまでの過程を、総合的かつ継続的に診る医療が要求される。 センターは、高度先駆的な医療の提供、モデル医療の実践及び標準的医療の確立等によって、我が国における成育医療の標準化・均てん化を推進する。 また、医療の提供にあたっては、小児等の患者及びその家族の視点に立った、良質かつ安全な医療の提供に努める。	**２．医療の提供に関する事項** 成育医療の標準化、均てん化を推進するとともに、小児、周産期の高度先駆的医療の提供に努める。 また、小児等の患者及びその家族の視点に立った、良質かつ安全な医療の推進に努める。	**２．医療の提供に関する事項** 高度先駆的な医療として先天性代謝異常症や重症肝障害における生体肝臓移植、周産期医療として胎児治療などの医療を提供するとともに、標準的な医療の確立を目的に難治性川崎病に対し血漿交換療法等を開始した。また、医療連携室を新設し、医療施設はもとより、患者の視点に立った良質な医療の提供を行うとともに、医療施設間の前方・後方連携を充実させ、セカンドオピニオン外来の受診数も増加させた。 具体的成果については、下記個別事項に記載する。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２３年度計画	平　成　２３　年　度　の　業　務　の　実　績
国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。	**（１）高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供** **①　高度先駆的な医療の提供** 成育疾患に対する高度先駆的な医療を、病院と研究所が一体となって提供し、成育医療分野における日本の中核機能を担う。	**（１）高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供** **①　高度先駆的な医療の提供** 病院・研究所が協力し、生体肝移植・小腸移植および脳死肝移植・小腸移植や肝細胞移植、胎児治療等の成育疾患における高度先駆的な医療を提供する。	**（１）高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供** **①　高度先駆的な医療の提供** 平成23年度の臓器移植センターにおける小児への生体肝移植は36件、脳死肝移植は2件であった。生体及び脳死肝移植の臨床診療実績、研究活動及び、小腸移植、肝細胞移植に対する研究成果より得られた最新の考察・知見等は、英語論文19本、日本語論文12本、海外学会発表11回、国内学会発表36回、院内教育講演5回、海外学会教育講演2回、国内学会教育講演20回の発表を行った。小児肝移植症例数は世界一で、生存率90％（全国平均87％）は世界でもトップレベルである。 平成23年度については、手術指導・支援12回及びエジプトへ海外手術指導7回を実施し移植医療の標準化に努めた。 倫理委員会で小腸移植の生体・脳死移植が認められたが、手術実績を示すには至っていない。 生体肝移植においては、手術前にドナーに対して説明を行い、研究活動への利用同意を得られた場合にのみ、ドナーから摘出された一部の肝臓のうち、レシピエントへの移植に余剰であった分量の肝組織を、破棄することなく研究活動の材料として用い、肝細胞移植の研究へと利用している。 （臓器移植センター） その他、センターが実施した高度先駆的な医療について、主なものは下記のとおりである。 （周産期センター） 周産期医療の高度先駆的医療：高度先駆的医療である胎児治療は、双胎間輸血症候群に対するレーザー手術40例、胎児胸水に対するシャント術3例、胎児頻脈性不整脈に対する経胎盤抗不整脈薬投与1例を施行した。 （循環器科） 研究所の免疫アレルギー部と共同で、初回免疫グロブリン静注療法不応の川崎病（いわゆる難治性川崎病）に対して、インフリキシマブ、インフリキシマブ無効例に対して血漿交換療法を施行し、良好な結果を得るとともに、研究班を結成し、インフリキシマブ使用基準案を作成した。 （免疫科） アデノシン・デアミナーゼ欠損症に対するウシ由来PEG-ADAの酵素補充療法を開始するとともに、慢性肉芽症に対する造血幹細胞遺伝子治療の準備をしている。 （腫瘍科） 同種造血細胞移植5件、自家造血細胞移植4件を行い、全例が生存している。 （感染科） リアルタイムPCRを用いた41種類のウイルス診断と、それに基づく抗菌薬の適正使用を推進した。 （遺伝診療科） 新しい分子遺伝学的検査法を用いて、診断不明で紹介された患者の確定診断を行っている。 （耳鼻咽喉科） Auditory Neuropathy、内耳奇形、先天性CMV感染症、重複合併症例、髄膜炎による難聴などに対し、人工内耳手術を可能な限り早い年齢で行っている。また、両側声帯麻痺に対する声帯後部形成術に対しても積極的に手術を施行している。 （内分泌・代謝科） 尿素サイクル異常症に対するフェニル酪酸ナトリウム、骨形成不全症におけるビスフォスフォネート、エストロジェン過剰症と男子低身長におけるアロマターゼ阻害剤、クッシング症候群に対するメチラポンの臨床試験を継続して行っている。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２３年度計画	平　成　２３　年　度　の　業　務　の　実　績
また、成育医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。	**②　医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供** 　成育疾患について、最新の知見に基づく医療の実践を通じてその有効性及び安全性の検証を行うとともに普及に努める。	**②　医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供** 　最新のEBMに基づく成育医療を提供し、その普及に努める。	**②　医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供** 　EBMに基づく成育医療を提供するとともに、各診療科ごとに標準化に向けた教育を行っており、それに関する講習会を各診療科毎にレジデントに向けて127回開催し普及に努めた。 　具体的な医療の提供の主なものは下記のとおりである。 （母性診療部） 　「安心して産めるからだ健診」を開始し、妊娠を考えている女性の健康を内科的にサポートする体制を構築した。 （アレルギー科） 　食物アレルギー患者の入院食物負荷試験を4床で定期的に運用を開始し、安全に検査可能な体制を整備した。 （感染症科） 　抗菌薬適正使用のためのantibiogram及び感染症チェックリストを改訂した。また、他診療科からの感染症コンサルテーション数は年々増加しており、院内感染対策において、outbreak controlによる迅速な対応を行い、院内感染に大きく貢献した。 （胎児診療科） 　先進医療である双胎間輸血症候群（TTTS)に対するレーザー手術はEBMより第一選択治療となっており、平成23年度は40例と、我が国における最多治療症例となっている。また、予後においても一児生存は95％(二児生存は約60％）と高い治療効果を示している。 （眼科） 　全国から未熟児網膜症の患者が紹介・搬送されており、早期硝子体手術を積極的に行っている。また、小児の難治性眼疾患に対しても手術体制を整えている。 （小児外科および新生児科） 　重症型の先天性横隔膜ヘルニアの手術成績を向上させるため、循環動態を指標とする出生後24時間以内の早期手術を開始し、これまで救命できなかった症例でも救命症例が見られるようになった。 （皮膚科） 　ドライスキンの客観的な診断を行う機器を導入し、非侵襲的に天然保湿因子の基準値を作成することにより、治療法、治療効果等への臨床応用を開始した。 （腫瘍科） 　小児がんに関する情報発信目的の「小児がん情報ステーション」を更新するとともに、evidenceに基ずいたがん治療のレジメンを３０パターン作成し、薬剤部とともに中央混注を開始した。 （形成外科） 　自家培養表皮の製品である”ジェイス”の先天性巨大色素性母斑に対する適応拡大を目的とした医師主導型治験について、日本医師会治験センター治験推進研究事業研究費を取得し、準備を進めている。 　頭位性斜頭の診断、予防、治療システム（形状誘導ヘルメット）を確立し、”あかちゃんの頭のかたち外来”を開設した。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点	自己評定	S	評　　定	S
■評価項目４■ 医療の提供に関する事項 （１）高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供	（総合的な評定） 小児への生体肝移植を36件、脳死肝移植を2件実施するとともに、臨床診療実績や研究活動により得られた最新の考察・知見等として英語論文19本、日本語論文12本、海外学会発表11回等、様々な成果を上げている。また、小児肝移植症例数は世界一であり、生存率90％（全国平均87％）は世界でもトップレベルである。 生体肝移植において、レシピエントへの移植に余剰であった肝組織をドナーの同意の下、肝細胞移植の研究へと利用を行っている。 双胎間輸血症候群に対するレーザー手術40例、胎児胸水に対するシャント術3例、胎児頻脈性不整脈に対する経胎盤抗不整脈薬投与1例の施行等、様々な高度先駆的な医療を実施している。 EBMに基づく成育医療を提供するとともに、各診療科ごとに標準化に向けた教育を行い、レジデントに向けた講習会を127回開催し普及に努めている。 重症型の先天性横隔膜ヘルニアの手術成績向上のため、循環動態を指標とする出生後24時間以内の早期手術を開始することにより、これまで救命できなかった症例においても救命症例が見られるようになる等、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行っている。		**（委員会としての評定理由）** 年間小児肝移植症例数は世界最多となる児38例を実施し、生存率90%と良好な成績であるとともに、双胎間輸血症候群に対するレーザー手術も４０例実施するなど高度先駆的な医療を提供している。最新の知見に基づく医療の普及に向けた講習会も１２７回開催したことは高く評価できる。	
［評価の視点］ ・成育疾患に対する高度先駆的な医療を、病院と研究所が一体となって提供し、成育医療分野における日本の中核機能を担っているか。	実績：○ ・平成23年度は36例の生体肝移植、2例の脳死肝移植を行った。生体移植の際、余剰となった肝組織を用い、肝細胞移植の研究に有効利用するとともに、臨床応用に向けた準備中である。また、双胎間輸血症候群に対するレーザー手術は40例で、分娩になった場合は、研究所とともに胎盤を精査し、さらに効率のよいレーザー治療法の開発の研究を行っている。その他、胎児胸水に対するシャント術や胎児不整脈に対する経胎盤的坑不整脈剤投与を行っており、平成24年度に実施予定の先天性横隔膜ヘルニアの胎児治療に向けての準備を研究所とともに行っている。以上のような高度先駆的医療を行うことにより、成育医療分野における日本の中核的機能の役割を果たしている。（業務実績18頁参照）		**（各委員の評定理由）** ・世界最多である３８件の小児肝移植を実施し、９０％という世界トップレベルの成績をあげている。双胎間輸血症候群に対するレーザー手術も４０例実施するなど高度先駆的な医療を提供している。最新の知見に基づく医療の普及に向けた講習会も１２７回開催している。いずれも計画より大幅な増加ではないが、大いに評価できる。 ・研究所・病院が協力して高度先進的な医療の提供に努力されており、小児肝移植症例数は世界一で、生存率９０％は高く評価されている。 ・小児肝移植症例数は世界一で、生存率９０％と世界でもトップレベルの成績をあげている。また、EBMに基づく医療の提供、標準化に向けた取り組みにも力を入れている。 ・世界でトップレベルの小児肝移植症例数などさまざまな高度先駆医療の実施、レジデント向けの多数の講習会実施など評価する。 ・小児肝移植、胎児治療の実施件数ならびに高い生存率は大変高く評価できる。 ・各診療領域で高度な医療が提供されており、周産期センターで双胎間輸血症候群に対するレーザー手術４０例、循環器科での川崎病に対する血漿交換療法、腫瘍科における自家造血細胞移植、感染科でのリアルタイムPCRを用いた４１種のウィルス診断、眼科における未熟児網膜症の治療など高く評価できる。 ・小児生体肝移植の実施件数並びに生存率が世界のトップレベルにある。 ・新しい医療への挑戦は評価できる。 ・救急稀少疾患に熱心に取り組んでいる。 ・診療科毎の成育医療の標準化の推進と普及が行われたことは高く評価できる。	
・成育疾患について、最新の知見に基づく医療の実践を通じてその有効性及び安全性の検証を行うとともに普及に努めているか。	実績：○ ・劇症型急性心筋炎に対し、EBMに基づく体外心肺補助循環システムの導入を行い、その有効性、安全性について検証を行い良好な結果を得た。また、米国の感染症ガイドラインを参考に、EBMに基づく感染症チェックリストの改訂やインフルエンザのガイドラインを作成し、その有効性の検証を行っている。最新の知見に基づく医療について、レジデント・フェローを中心とした研修会を多数開催し、普及に努めた。（業務実績19頁参照）			

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２３年度計画	平　成　２３　年　度　の　業　務　の　実　績
患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう支援することに加え、	**（２）患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供** **①　患者等参加型医療の推進** 良質かつ安全な医療を提供できるよう、患者・家族との信頼関係を構築し、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うために必要な説明と情報開示を行う等の情報の共有化に努める。患者・家族の医療に対する理解の向上の為に、相談支援窓口等の設置に努める。 また、患者・家族の医療に対する理解を深めるために、情報提供や支援体制の整備等に努める。 このため、セカンドオピニオン外来実施件数を中期目標の期間中に、平成21年度に比べ5%以上増加させる。 さらに、患者・家族の視点に立った医療を提供するため、患者満足度調査を定期的に実施し、その結果をもって業務の改善に努める。	**（２）患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供** **①　患者等参加型医療の推進** 患者・家族との信頼関係を構築し、患者・家族が病態の理解及び治療法を医療者とともに選択できる環境を整え、情報の共有化に努める。 平成23年度は高度在宅医療の対象者への在宅移行支援や育児・子育て支援を中心とした患者相談窓口の体制を整備する。 また、セカンドオピニオン外来の充実を図り実施件数を平成21年度に比して2%増加させる。 さらに、患者・家族の視点に立った医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、その結果を分析することにより、業務の改善に努める。	**（２）患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供** **①　患者等参加型医療の推進** セカンドオピニオンをセンターの重要な使命として位置づけ、その意図を全病院に浸透させることによって、 ①　平成22年度～23年度にかけて医療連携室が全ての診療科への働きかけの結果、平成21年度の対応診療科5から32診療科に大幅に増設した。 ②　予約センターとの連携により、該当するケースは一般診療ではなくセカンドオピニオン外来に改めて案内した。 等を行うことにより、セカンドオピニオン外来総件数は99件となり、21年度と比較して約200%の増加となった。患者・家族との信頼関係を構築し、患者・家族が病態の理解及び治療法を医療者とともに選択できる環境を整え情報の共有化に努めるため、センターホームページのセカンドオピニオン外来の見直しを行い、利用者にとって分かりやすく、利用しやすいようにホームページを改訂した。 セカンドオピニオン外来総件数99件のうち、依頼の多かった診療科は脳神経外科18件、血液腫瘍科17件、神経内科11件であり、上位の3つの診療科が全体の約50%を占めている。セカンドピオン外来の実績時間数は平均60分であった。 高度在宅医療の対象者への在宅移行支援や育児・子育て支援を中心とした専用の患者相談窓口開設準備の為、設営場所及び患者情報コーナーの設営について検討し、配置場所を決定した。 相談室入り口に電話を設置し、相談者（利用者）が院内電話から医療連携室へコールする仕組みを採用し、MSWが患者相談電話対応を行った。相談の内容に応じて、MSW及び事務職員、患者相談専門職、看護師がそれぞれに対応した。患者及び家族からの実質的な相談の総数は82件であった。 患者満足度調査は平成23年6月1日から1ヶ月の期間、質問紙を用いて実施した。診療（6項目）、態度や言葉遣い（6項目）、設備など（8項目）の質問項目に対して、「非常に満足」～「不満」の5段階で回答してもらった。回収総数は119件で、患者年齢は1歳未満から43歳であった。患者本人の回答数24件、母親82件、父親13件であった。質問項目の満足度の結果は、全体の46%が満足、32%が非常に満足で、やや不満4%、不満2%で、全体の約78%が概ね満足の回答であった。感想・意見に関する記載には、言葉遣いや態度について指摘する内容が目に付いた。患者満足度の向上に今後も努めるために、調査結果を全職員に公開し共有を図った。 なお、政策評価・独立行政法人評価委員会による、平成22年度業務の実績に関する二次評価において、中期計画の数値目標を大幅に上回っているため、適切な目標値を設定するよう指摘のあった「セカンドオピニオン外来の実施件数」については、平成24年度計画に「セカンドオピニオン外来の充実を図り、50件以上の実施」と過去の実績を踏まえ、従来のパーセントでの目標から件数での目標に見直しを行い記載している。 **セカンドオピニオン外来実施件数** 平成21年度：29件 平成22年度：39件 平成23年度：99件 対平成21年度増減：70件（241.4%増） 【説明資料】 資料１５：セカンドオピニオン実績［５３頁］ 資料１６：MSW患者・家族相談窓口業務実績報告［５６頁］

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２３年度計画	平　成　２３　年　度　の　業　務　の　実　績
チーム医療の推進、	**②　チーム医療の推進** 成育医療に数多く見られる複数科が横断的に関係する疾患を克服するため、センターの特色を活かした多職種連携及び診療科横断的な診療体制の確立に取り組む。	**②　チーム医療の推進** 複数科による横断的な診療体制を推進し、23年度においては、発達に関するリスクを抱えた小児を継続的に評価（フォロー）するための発達評価外来を新設し、チーム医療の推進を図る。	**②　チーム医療の推進** 当センターでは、多診療科、多職種間にわたる疾患が多く見られ、チーム医療を重視した診療・連携体制をしいている。リハビリテーション科においては、発達評価センターを開設し、児の発達を総合的に評価している。このため、多くの診療科との連携が必要であるとともに、評価について担当科と議論し、依頼科へもどす体制を整備し運用を開始している。また、多診療科、多職種による症例カンファレンス(腫瘍カンファレンス、放射線診断カンファレンス、胎児カンファレンス、外科系・内科系症例カンファレンスなど）も多数行われており、チーム医療の推進に寄与している。 例えば、胎児診断された先天異常症例を、産科医、新生児科医、遺伝診療科医、外科医、循環器科医、麻酔医、看護師、助産師、MSW、臨床心理士など、多くの職種が関与し、最善の治療法を検討している。 各診療科においては、下記のような具体的取り組みを行いチーム医療を推進した。 （総合診療部） 総合診療医と臓器別専門医がお互いに連携しあいながらチームを組んで診療にあたっている。 （循環器科、心臓血管外科） 先天性心疾患は、その多くが胎児診断されるようになった。そこで、胎児診療科、循環器科、心臓血管外科、新生児科、麻酔科、コメディカル等が密な連絡を取り、情報の共有を図るとともに、多方面から患者を支える体制を構築している。 （感染症科） 多職種からなる感染対策チームの中心的な活動を行い、また他診療科より感染に関する様々なコンサルテーションを受けチーム医療として連携を図っている。 （脳神経外科） 脳外科疾患に絡む様々な疾患（てんかん、頭がい骨疾患、脳脊髄腫瘍、新生児疾患：水頭症など）を、小児神経内科、小児外科、形成外科、新生児科等とカンファレンスも含め、密に連携をとる体制を構築している。 （アレルギー科） 消化管アレルギーの診療において、消化器科、新生児科、総合診療部、栄養管理室等とチームを組んで診療にあたっている。また、重症アトピー疾患においては、皮膚科や臨床心理士、看護師とのチーム医療を展開している。 （胎児診療科） 産科医療の進歩により、多くの先天異常が胎児のうちに診断されるようになり、疾患ごとにチームを組む体制をとっている。例えば、先天性横隔膜ヘルニアと診断された場合、新生児科、NICU、小児外科、麻酔科、看護師、臨床心理士などでチームを組織し、万全の態勢をとるよう心がけている。 （内分泌・代謝科） 性分化異常について、性分化疾患ケアチーム（泌尿器科、内分泌科、遺伝診療科，新生児科、こころの診療部等）によるチーム医療、先天代謝異常症における生体肝移植診療チーム（臓器移植センター、内分泌科、腎臓科、PICU等）によるチーム診療体制を構築し、効果をあげている。 （歯科） 口蓋、顎周辺の先天奇形に対し、形成外科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、新生児科、歯科でチームを組み、低年齢時期より生活に密着した診療体制を組んでいる。 （消化器科、外科と栄養管理室） NST(栄養サポートチーム）チームを組み症例検討や回診を定期的に行っている。 なお、政策評価・独立行政法人評価委員会による、平成22年度業務の実績に関する二次評価において、数値目標を設定するよう指摘のあった「多職種から構成される医療チームによる診療」については、平成24年度計画に「複数の職種から構成される院内合同カンファレンスを年に400回以上実施」と具体的な数値目標を盛り込んでいる。 【説明資料】 資料１７：多職種（四職種以上）が参加するカンファレンス一覧［５８頁］

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

<table>
<tr><th>中期目標</th><th>中期計画</th><th>平成２３年度計画</th><th>平　成　２３　年　度　の　業　務　の　実　績</th></tr>
<tr>
<td>入院時から地域ケアを見通した医療の提供、</td>
<td>③　入院時から地域ケアを見通した医療の提供

患者に対して、入院から退院後の地域におけるケアまで、切れ目なく適切な医療を提供できるよう、医療連携を扱う人材を配置し、他の医療機関等との連携に努める。
また、連携医療機関等との定期的な情報交換を進め、良好で継続的な医療を提供するための体制の構築を推進する。
このため、退院支援チームが関与した退院困難なケース数を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ5%以上増加させる。</td>
<td>③　入院時から地域ケアを見通した医療の提供

患者に対して、入院から退院後の地域におけるケアまで行う医療連携・退院ケアチーム（退院支援チーム）の充実を図り、平成23年度は退院支援チームが関与した退院困難なケース数を平成21年度に比して、2%増加させる。
また、重複の障害をもつ患者や高度在宅医療を必要とする患者・家族への在宅移行支援を推進する。</td>
<td>③　入院時から地域ケアを見通した医療の提供

退院支援チームは、退院後の地域における継続した医療や在宅ケアへの適切な移行を支援するために、医療連携室構成員および入退院支援看護師を含む退院支援に関係する部門のスタッフによって、ケースごとにメンバー編成し退院支援を実施した。チームは、主に高度在宅医療を必要とするケース、退院後に地域と医療連携、看看連携を必要とするケースに対して支援を実施した。NICUに入室した患者は、退院支援の必要があるか否かを知るために、スクリーニングシートを活用して入院の早期にスクリーニングを実施した。在宅医療ケアを必要とするケースや育児支援を必要とする退院困難なケースに対して、退院支援チームを発足し対応した。退院支援チームが退院支援を実施した件数は35件であった。関与した退院支援ケースでの退院件数は、22件であった。

退院支援チームが関与した退院困難なケース数
<table>
<tr><th>平成21年度</th><th>平成22年度</th><th>平成23年度</th><th>対平成21年度増減</th></tr>
<tr><td>20件</td><td>22件</td><td>22件</td><td>2件
(10.0%増)</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>医療安全管理体制の充実、</td>
<td>④　医療安全管理体制の充実
センターにおける医療安全を担保するため、統括、監督する体制として医療安全管理委員会を構築し、医療事故の報告の有無に関わらず、医療安全管理委員会を最低月1回開催することにより、病院の安全管理に必要な事項を調査するとともに対策を立案し、各部門に対して助言、勧告、指導を行う。</td>
<td>④　医療安全管理体制の充実
医療安全管理委員会を毎月開催し、病院における安全管理に必要な調査を行うとともに、各部門に対し助言、勧告、指導を積極的に行う。</td>
<td>④　医療安全管理体制の充実
医療安全管理委員会を月1回開催し、インシデント集計・分析報告をもとに病院における安全管理に必要な調査を行い、対策（ジャクソンリースの変更、バンコマイシン溶解方法の変更、検体ラベル貼り間違い防止のためのラベル再発行禁止、造影CT/MRI同意書の作成等）を立案、各部署に周知した。
ヒヤリハットニュースの発行（6回）、全職員対象の医療安全感染対策研修会開催（全7回）、医療安全パトロール（2回）等を実施し、各部門に対して助言、勧告、指導を積極的に行った。また、患者・家族向けの医療安全ニュースを発行、院内に掲示した。
平成22年度に作成した「医療安全ポケットマニュアル」の改訂部分のシールを作成し、全職員に配布、医療安全への意識向上を図った。さらに、全職員対象に「医療安全ポケットマニュアル」eラーニングテストを実施し、受講率は78.9%であった。</td>
</tr>
<tr>
<td rowspan="2">客観的指標等を用いた医療の質の評価等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。</td>
<td>⑤　客観的指標等を用いた医療の質の評価

患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うため、センターで提供する医療についての客観的指標等を開発し、それを用いた質の評価を試行する。</td>
<td>⑤　客観的指標等を用いた医療の質の評価

患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うために設置した専門的な部署を中心に、「患者の声」に対して掲示板で回答を掲示する等の業務を引き続き推進する。
また、病院機能評価（Ver6）に準拠した組織の設置について検討する。</td>
<td>⑤　客観的指標等を用いた医療の質の評価

患者・家族の視点に立った医療の提供について、さらなる充実を図るため、新たに医療連携・患者支援センターを設置し、センター内に患者相談専門職及び医療ソーシャルワーカーを加えた相談窓口を設け、診療に関する心理的・経済的諸問題などについての相談に応じ解決への支援を行っている。
また、家族の視点に立ったよりきめ細やかな対応をするために、従来より実施している患者満足度調査のほか、より患者・家族の声を反映できる病院独自の患者満足度調査を実施するとともに、意見箱を設置し、意見等に対する改善策の実践と、改善事項の掲示により患者等への周知を行っている。
病院機能評価の受審に向けて、自己評価や問題点の洗い出し等の準備を開始した。

【説明資料】
資料１８：インシデント・アクシデント集計資料［６０頁］
資料１９：医療安全研修等開催状況［７５頁］
資料２０：医療安全ポケットマニュアル［７７頁］
資料２１：eラーニング受講状況［８２頁］</td>
</tr>
</table>

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点	自己評定　A	評　定　A
■評価項目５■ 医療の提供に関する事項 （２）患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供	（総合的な評定） セカンドオピニオンをセンターの重要な使命として位置づけ、全ての診療科へ働きかけ等を行うことにより、対応診療科の増を図り、セカンドオピニオン外来件数を大幅に増加させた。また、ホームページの見直しを行い、利用者にとって分かりやすく、利用しやすいよう改訂している。 患者満足度調査を実施し、回答全体の約8割が概ね満足との回答であり、不満とする回答に対しても分析等を行うとともに、患者満足度の向上に努めるために、調査結果について全職員に周知を行っている。 発達評価センターを開設し、児の発達を集約的に評価するため、多くの診療科と連携を行うことや胎児診断された先天異常症例に対し複数科・多職種が関与し、最善の治療法を検討する等、様々な取り組みを行いチーム医療を推進している。また、多診療科及び多職種による症例カンファレンスも多数行っている。 医療連携室構成員、退院支援に関する部門スタッフにより、ケースごとにメンバー編成した退院支援チームを発足し、高度在宅医療を必要とするケースや退院後に地域と医療連携を必要とするケース等、様々なケースに対して退院支援を行った。 医療安全管理委員会の毎月開催、医療安全感染対策研修会の開催及び医療安全パトロール等を実施し、各部門に対して助言、勧告、指導を積極的に行うとともに、全職員を対象に「医療安全ポケットマニュアル」のeラーニングテストを実施した。	**（委員会としての評定理由）** セカンドオピニオン外来について利用者にわかりやすいようホームページを全面的に見直し、外来枠の増加等を行うことにより、実施件数が年度計画を遙かに上回り対平成２１年度と比較して70件（241.4%）増の99件となったことは評価する。
［数値目標］ ・セカンドオピニオン外来実施件数を中期目標の期間中に、平成21年度に比べ5%以上増加 （平成21年度　29件）	・セカンドオピニオンの仕組みの整備、ホームページの改訂を行い、院内で主旨の徹底を図った結果、担当は12診療科および実施件数は99件となり、平成21年度と比して70件（241.4%）増加し、年度計画を大幅に上回った。（業務実績21頁参照）	**（各委員の評定理由）** ・セカンドオピニオン外来の実施件数が７０件（２４１．４%）増加するなど大いに評価できる。一方、医療安全感染対策研修会に全職員の参加を促す努力が必要である。また、インシデントレポート報告者に占める医師の割合をさらに高めることが求められる。 ・セカンドオピニオン外来実施数が中期、年度目標とも大幅に増加したことについて評価する。 ・セカンドオピニオン外来増に向け体制強化し大幅な増加に結びつけた。また、患者満足度への対応、発達医療センター開設、退院支援チーム発足など患者視点の医療的提供にむけ種々施策実施について評価する。 ・セカンドオピニオン外来件数は計画を大きく上回っており大変高く評価できる。 ・患者・家族との信頼関係の構築はきわめて重要であり、そのための努力が続けられており、セカンドオピニオン外来の開設に努力され、多くの診療科にセカンドオピニオン室が設けられたことは評価できる。 ・医療政策の一端として、小児の心の診療に力を入れ、周産期・小児医療で中核的な役割を果たしており、多くのハイリスク妊婦を積極的に受け入れていることも評価できる。 ・小児救急を積極的に受け入れ、日本で最も多くの小児救急を扱っている。 ・診療科毎のチーム医療が推進されていることは高く評価できる。 ・退院困難ケースに対する退院支援チームの関与は計画を大きく上回って実施されており大変高く評価できる。 ・ハイリスク分娩への対応、退院困難ケースの関わりなど、きめ細かい対応は評価できる。ただ、こういう取り組みを全国の地域でどう連携していけば良いのか示していってほしい。
・退院支援チームが関与した退院困難なケース数を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ5%以上増加 （平成21年度　20件）	・退院支援チームは、ケースごとに関与する診療科及び関連部門の関係者などでメンバー構成して対応し、退院支援の必要の可否を早期にスクリーニングする等を行うことにより、実施件数は22件となり、平成21年度と比して2件（10.0%）増加し、年度計画を上回ることができた。（業務実績23頁参照）	
・医療安全管理委員会を最低月1回開催	・医療安全管理委員会を毎月開催した。（業務実績23頁参照）	
［評価の視点］ ・患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに行うために必要な説明と情報開示を行う等の情報の共有化、相談支援窓口等の設置に努めているか。	実績：○ ・患者相談室前に院内用電話を設置し、相談のための利用方法を説明文を作成して提示し、患者・家族からの相談対応を最初にMSWが電話で受け付ける仕組みで受付をした。電話で相談内容を伺い、相談に対応する時間や日程を改めて調整し、個々の内容に応じた対応を行った。平成23年度に相談対応した総件数は82件であった。（業務実績21頁参照）	**（その他の意見）** ・医療安全ポケットマニュアルに基づくeラーニングは改善の余地あり。
・患者・家族の医療に対する理解を深めるために、情報提供や支援体制の整備等に努めているか。	実績：○ ・患者情報コーナー設置の準備を行い、場所等について検討した。患者家族相談に対応するため、地域の社会資源の利用の仕方などの案内を作成し適宜用いて活用した。（業務実績21頁参照）	
・患者・家族の視点に立った医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、その結果をもって業務の改善に努めているか。	実績：○ ・患者満足度調査は平成23年6月1日から1ヶ月の期間、質問紙を用いて実施した。診療（6項目）、態度や言葉遣い（6項目）、設備など（8項目）の質問項目に対して、「非常に満足」～「不満」の5段階で回答してもらった。質問項目の満足度の結果は、全体の46%が満足、32%が非常に満足で、やや不満4%、不満2%で、全体の約78%が概ね満足の回答であった。感想・意見に関する記載には、言葉遣いや態度について指摘する内容が目に付いた。患者満足度の向上に今後も努めるために、調査結果を全職員に公開し共有を図った。（業務実績21頁参照）	
・成育医療に数多く見られる複数科が横断的に関係する疾患を克服するため、多職種連携及び診療科横断的な診療体制の確立に取り組んでいるか。	実績：○ ・複数診療科によるケースカンファレンスの開催は、医療機関からの紹介ケースなど前方連携・後方連携に関連するケースについて積極的に開催し、関連部門のスタッフとの連絡・調整役を医療連携室メンバーが担うよう取り組んだ。（業務実績22頁参照）	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点		
・入院から退院後の地域におけるケアまで、切れ目なく適切な医療を提供できるよう、医療連携を扱う人材を配置し、他の医療機関等との連携に努めているか。	実績：○ ・各診療科及び診療部門との良好なコミュニケーションに心がけ、医療機関からの紹介など前方連携及び、他の医療機関への後方連携が速やかに進行できるよう、医療連携室内の情報の共有を図る為、事務職、MSW、看護職等多職種間の良好なコミュニケーションに努め、ミーティングを定期的に開催し情報の共有に努めた。（業務実績22頁参照）	
・連携医療機関等との情報交換を進め、良好で継続的な医療を提供するための体制の構築を推進しているか。	実績：○ ・地域の医療機関との連携を図る為、成育臨床懇話会を2回（平成23年6月、平成24年1月）開催した。成育臨床懇話会の総参加者数は、140名で、テーマは「母性・小児と放射線障害」「小児脳腫瘍の臨床」であった。また、地域の訪問看護ステーション、在宅往診医療機関との良好な連携を図る為、成育在宅臨床懇話会を2回（平成23年11月、平成24年3月）開催した。成育在宅臨床懇話会の参加総数は87名で、「小児の在宅医療とリハビリテーション」、「障害者自立支援法改正後の障害をもつ子どもの福祉」のテーマで開催した。 ・医療機関からの紹介ケースへの返書管理の仕組みを検討し、紹介ケースの患者の受診後の速やかな返書管理及び返書システム構築に努めている。	
・統括、監督する体制として医療安全管理委員会を構築し、病院の安全管理に必要な事項を調査するとともに対策を立案し、各部門に対して助言、勧告、指導を行っているか。	実績：○ ・医療安全管理委員会を月1回開催し、インシデント集計・分析報告をもとに病院における安全管理に必要な調査を行い、対策（ジャクソンリースの変更、バンコマイシン溶解方法の変更、検体ラベル貼り間違い防止のためのラベル再発行禁止、造影CT/MRI同意書の作成等）を立案、各部署に周知した。（業務実績23頁参照） ・ヒヤリハットニュースの発行（6回）、全職員対象の医療安全感染対策研修会開催（全7回）、医療安全パトロール（2回）等を実施し、各部門に対して助言、勧告、指導を積極的に行った。また、患者・家族向けの医療安全ニュースを発行、院内に掲示した。（業務実績23頁参照） ・平成22年度に作成した「医療安全ポケットマニュアル」の改訂部分のシールを作成し、全職員に配布、医療安全への意識向上を図った。さらに、全職員対象に「医療安全ポケットマニュアル」eラーニングテストを実施し、受講率は78.9%であった。（業務実績23頁参照）	
・患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うため、センターで提供する医療についての客観的指標等を開発し、それを用いた質の評価を試行しているか。	実績：○ ・患者・家族の視点に立った医療の提供について、さらなる充実を図るため、医療連携・患者支援センターを設置した。（業務実績23頁参照） ・医療連携・患者支援センターに相談窓口を設け、患者相談専門職及び医療ソーシャルワーカーによって患者・家族からの相談に応じるとともに、患者満足度調査の実施、意見箱を設置し意見に対する改善策の実践と改善事項の掲示を行っている。（業務実績23頁参照）	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２３年度計画	平　成　２３　年　度　の　業　務　の　実　績
子どもの心の問題、児童虐待、発達障害等に対応する医療体制を構築するとともに、全国の拠点病院等との連携を推進すること。	**（３）その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供** **①　子どもの心の診療** 子どもの心の問題、児童虐待、発達障害等に対応する医療体制を構築するため、全国の拠点病院等と連携して、情報収集及び発信、専門家派遣、研修、調査研究等を実施するとともに、地域の保健福祉関係機関と連携し、心の問題の症例に対するモデル的な医療を提供する。	**（３）その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供** **①　子どもの心の診療** 子どもの心の診療ネットワーク事業に参加している地域及び病院と連携し、ホームページ等を利用した診療ガイドライン等の提供を行う。また、地域の保健福祉関係機関と連携し、心の診療に携わる専門の医師やコメディカルスタッフに対する研修を行う。	**（３）その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供** **①　子どもの心の診療** 東日本大震災に合わせて、子どもの心の診療ネットワーク事業（旧名称、子どもの心の診療拠点病院事業）のホームページに、家族向けのパンフレットとして、「ご家族の皆様へ」、「障害をお持ちのお子さんのために」、「大切な方をなくしたお子さんの反応とケア」、心理教育冊子として「こころとからだのケア」をアップし、支援者向けに、「災害心理教育」、「親を亡くした子どもへのケア（支援者向け）」、「子どもトラウマ診療ガイドライン（専門家向け）」をアップし、3万件以上のアクセスがあった。その他の診療ガイドライン等は研究報告書としてホームページにアップしている。子どもの心の診療ネットワーク事業会議を平成23年10月28日と平成24年3月16日の2回行い、事業評価のあり方、被災児への心の支援のあり方などについて検討した。平成24年3月15日には、専門の医師・コメディカルスタッフ・行政担当者を対象として、子どもの心の診療を支えるコメディカルスタッフの役割に関する研修会を開催した。
周産期・小児医療において、関係医療機関と連携し、妊産婦、周産期における母児、小児の広範な救急医療に対して、質の高い医療の提供を行うこと。	**②　周産期・小児医療における中核的な役割** 周産期医療において、関係医療機関が連携して分娩のリスクに応じた医療を適切に提供する体制を構築するため、センターは、母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療、地域医療機関からの救急搬送の受入れ等、周産期医療体制における中核的な役割を果たす。 小児医療において、センターは、高度な小児医療、地域医療機関からの救急搬送の受入れ等、小児救急医療体制における中核的な役割を果たす。	**②　周産期・小児医療における中核的な役割** MFICU（母体胎児集中治療室）の新設ならびにNICU（新生児特定集中治療室）の増床を行い、母児に対するハイリスク妊娠を積極的に受け入れ、適切な周産期医療の提供を行うとともに、他医療機関との連携を強化し、周産期医療体制の中核的な役割を果たす。 小児医療においては、高度先進的な小児医療の提供を行うとともに、他医療機関との連携を強化し、小児救急医療における中核的な役割を果たして社会問題となっている小児救急医療体制のモデルを構築する。	**②　周産期・小児医療における中核的な役割** １．周産期医療の提供 年間分娩数は1,637件で、約7割がハイリスク妊娠であり、多胎は78例、胎児異常が80例、NICU入院362例、帝王切開は511例、無痛分娩は557例であった。また、新生児期に手術を必要とする症例も積極的に受け入れており、外科的治療を必要とする新生児を受け入れる周産期医療の中核的役割を果たしている。 MFICU（母体胎児集中治療室）を6床新設し、またNICU（新生児特定集中治療室）を15床から21床へ増床した。その結果母体搬送受け入れ例は前年の47例から107例と増加した。さらに、ハイリスク妊娠を積極的に受け入れ、適切な周産期医療を提供し、他医療機関との連携を強化することにより、周産期医療体制の中核的な役割を果たした。 ２．小児医療の提供 高度な小児医療の提供を行うとともに、小児救急医療についても積極的な取り組みを行うことにより、中核的な役割を果たしている。 ・　救急患者数 平成23年度は、33,827名の小児救急患者を診療し、3,222台の救急車搬送を受け入れており、日本でも一、二を争う数の小児救急患者を診療している。33,827名の来院患者の中で、“蘇生”および“緊急”とトリアージされた患者は合計で3,797名（11.2%）、入院となった患者は3,978名（11.8%）で、これらはいずれも小児救急医療として高い数字であり、緊急度、重症度の高い患者が集約されていることを示している。 ・　重症患者の緊急“迎え”搬送 他院からの搬送要請の依頼に応えて、緊急で他院まで“搬送チーム”を派遣し、患児の状態を安定させてから当院まで搬送転院させる、という緊急“迎え”搬送を、平成23年度は61件施行する等、地域の医療機関と連携して小児救急医療の中核的な役割を果たしている。 ・　東京都こども救命センター事業 平成22年9月に開始した事業が2年目に入り、平成23年度にはこの事業に則って他施設から411名の患者を受け入れることにより、小児重症患者の集約化が進んでいる。 ・　地域医療機関と連携した初期救急医療 平成23年6月より世田谷区医師会と協定を結び、地域のクリニックの小児科医3名が当院と協力して夜間の初期救急医療患者の診療に携わっており、重症救急患者の集約化とともに、小児救急医療体制のモデルを構築した。 ３．その他、前項１及び２に係る各診療科における主な取り組みについて、下記に記載する。 （消化器科） 消化管の内視鏡による評価を必要とする患者を新生児から思春期の年代まで広く受け入れ、炎症性腸疾患、アレルギー性腸症、免疫不全関連腸症など、適切な評価に基づく高度医療を提供した。また、各種、消化管出血にも、小児外科医と連携して対応するとともに、カプセル内視鏡も導入し、小児消化器病診療の拠点として機能している。 （循環器科） 劇症型急性心筋炎に対する体外心肺補助循環システム(PCPS)の導入、難治性川崎病に対するインフリキシマブ治療、総肺静脈還流異常症での肺静脈狭窄に対するステント挿入、極低出生体重児の重症大動脈弁狭窄症に対するハイブリッド手術によるバルーン弁形成術などにおいて、中核的役割を果たしている。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２３年度計画	平　成　２３　年　度　の　業　務　の　実　績
			（神経内科） 　ICU、脳外科とともに急性脳症の診断、急性期管理と予後評価、フォローを行った。磁気刺激装置の導入に伴い同装置による神経疾患治療の準備を進めている。 （遺伝診療科・血液内科） 　凝固第Ⅷ因子、第Ⅸ因子を院内において365日、24時間測定可能な体制を構築した。これは我が国において、ほとんど前例がないことであり、これによって血友病急性期の早期診断が可能になった。さらに、周術期には頻繁な凝固第Ⅷ因子、第Ⅸ因子モニターが必須であることから、周術期管理を可能とし、実際に稼働を始めた。 （アレルギー科） 　重症な乳児アトピー性皮膚炎患者は、慢性下痢・体重減少・発達遅延等を来たし生命の危機に陥る者もいるが、こうしたケースをこれまで50例以上を全て救命した。また、ドイツの小児科医から問い合わせがありノウハウを伝え救命した。 （感染症科） 　リアルタイムPCRを用いたウイルス診断と、それに基づく抗菌薬の適正使用を実施した。 （脳神経外科） 　東日本における唯一の乳幼児ガレン大静脈瘤治療センターとして、新生児科、放射線科と協力して血管内手術の支援を行っている。 　後彎など重度脊椎変形を伴った脊髄髄膜瘤に対して形成外科と合同で手術を行い、合併症なく治療実績を積み重ねており、キアリ奇形2型に由来する呼吸障害・脳幹症状に対しては積極的に外科治療を施行し、機能予後改善を図っている。 【説明資料】 　資料２２：子どもの心の診療拠点病院事業ホームページ［８４頁］ 　資料２３：「子どもの心の診療におけるコメディカルの役割」研修会［９２頁］

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点	自己評定	S	評　定	A

■評価項目６■ 医療の提供に関する事項 （３）その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供	（総合的な評定） 東日本大震災に合わせて、子どもの心の診療拠点病院事業のホームページに、家族向け及び支援者向けに様々な心のケアに関する情報を掲載し、3万件以上のアクセスがあった。 子どもの心の診療ネットワーク事業会議を開催し、事業評価のあり方、被災児への心の支援のあり方などについて検討するとともに、医師・コメディカルスタッフ・行政担当者を対象とした研修会を開催した。 年間分娩件数は約1,600件で、その内約7割がハイリスク妊娠であり、母児に対するハイリスク妊娠を積極的に受け入れることにより、適切な周産期医療の提供を行うとともに、他医療機関との連携を強化し、周産期医療体制の中核的な役割を果たしている。 様々な高度な小児医療の提供を行うとともに、小児救急医療についても約34,000人の小児救急患者及び約3,200台の救急車搬送の受け入れ、また、他院からの搬送要請に応えての迎え搬送の実施等、積極的な取り組みを行うことにより、小児救急医療体制の中核的な役割を果たしている。	**（委員会としての評定理由）** MFICUの新設、NICUの増床により、母胎搬送受け入れ例は、前年度から大幅に増加した。年間分娩件数は1,637件で、約7割が多胎分娩、胎児異常等のハイリスク分娩であるが、積極的に受け入れ、適切な周産期医療を提供しながら他医療機関との連携強化も図っており、周産期医療の中核的役割を果たしていることは評価する。
［評価の視点］ ・子どもの心の問題、児童虐待、発達障害等に対応する医療体制を構築するため、全国の拠点病院等と連携して、情報収集及び発信、専門家派遣、研修、調査研究等を実施するとともに、地域の保健福祉関係機関と連携し、心の問題の症例に対するモデル的な医療を提供しているか。	実績：○ ・東日本大震災に合わせて、子どもの心の診療拠点病院事業のホームページに、家族向けのパンフレットとして、「ご家族の皆様へ」、「障害をお持ちのお子さんのために」、「大切な方をなくしたお子さんの反応とケア」、心理教育冊子として「こころとからだのケア」をアップし、支援者向けに、「災害心理教育」、「親を亡くした子どもへのケア（支援者向け）」、「子どもトラウマ診療ガイドライン（専門家向け）」をアップし、3万件以上のアクセスがあった。その他の診療ガイドライン等は研究報告書としてホームページにアップしている。拠点病院との会議を2回開催し、医師・コメディカル・行政向けの研修を行った。（業務実績26頁参照） ・子どもの心の診療ネットワーク事業（旧子どもの心の診療拠点病院事業）を支える研究として、受療行動からみたネットワークに関する研究、コメディカルスタッフの到達目標案の作成、事業の経済的評価に関する研究を行い、こころの問題に対するモデル的な医療開発として、妊娠期からの虐待予防に関する研究を行い、重要な結果を得た。（業務実績26頁参照）	**（各委員の評定理由）** ・子どもの心の診療拠点病院事業のホームページに関連の情報を掲載し、３万件以上のアクセスがあったこと。およびMFICUを新設し、NICUを増床した結果、母体搬送受入れが４７例から１０７例と倍以上に増加したことは大いに評価できる。 ・母体胎児集中治療室を設置し、6床新設したり、新生児特定集中治療室も15→21床へ増床させ、成育センターとしての役割を果たしている。 ・MFICU、NICUの充実は高く評価できる。 ・東日本大震災で問題となっている小児の心のケアに関して、多くの情報を提供し、全国の拠点病院としての役割を果たしている。 ・東日本大震災に対応した心のケア情報のHPでの提供診療ネットワーク事業開催、ハイリスク妊娠の積極的受け入れと他の医療機関との連携強化など中核拠点機能の強化など評価する。 ・周産期・小児医療について、地域の中核的な役割を果たすと共に、地域医療機関と連携した小児の初期救急医療のモデル構築などにも取り組んだ。 ・小児救急患者数が増加しつづけている。 ・ハイリスク妊娠を中心とした周産期医療の提供は件数とともに高く評価できる。 ・小児救急の積極的受け入れは大変高く評価できる。 ・搬送チームの派遣による搬送転院の受け入れは高く評価できる。
・周産期医療において、分娩のリスクに応じた医療を適切に提供する体制を構築するため、母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療、地域医療機関からの救急搬送の受入れ等、地域医療機関からの救急搬送の受入れ等、周産期医療体制における中核的な役割を果たしているいか。	実績：○ ・MFICU（母体胎児集中治療室）を6床新設し、またNICU（新生児特定集中治療室）を15床から21床へ増床を行った。その結果母体搬送受け入れ例は前年の47例から107例と倍増した。母児に対するハイリスク妊娠を積極的に受け入れ、適切な周産期医療の提供を行うとともに、他医療機関との連携を強化し、周産期医療体制の中核的な役割を果たした。（業務実績26頁参照）	
・小児医療において、高度な小児医療、地域医療機関からの救急搬送の受入れ等、小児救急医療体制における中核的な役割を果たしているか。	実績：○ ・他院からの搬送要請の依頼に応えて、緊急で他院まで“搬送チーム”を派遣し、患児の状態を安定させてから当院まで搬送転院させる、という緊急“迎え”搬送を行うとともに、約34,000人の小児救急患者及び約3,200台の救急車搬送を受け入れトリアージを行い、緊急度に応じた診療を行う等、小児救急医療の積極的な取り組みを行うことにより、小児救急医療体制における中核的な役割を果たしている。（業務実績26頁参照）	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２３年度計画	平　成　２３　年　度　の　業　務　の　実　績
３．人材育成に関する事項 人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、成育医療及びその研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、	**３．人材育成に関する事項** **（１）リーダーとして活躍できる人材の育成** 成育医療に対する研究・医療の専門家（看護師、薬剤師等のコメディカル部門も含む。）の育成を積極的に行う。 センターでの研修・人材育成については、国際的にも活躍できる人材の輩出に努める。 また、関係学会や都道府県と連携を図りながら、医療の地域への均てん化に資する地域の指導者の育成に努める。	**３．人材育成に関する事項** **（１）リーダーとして活躍できる人材の育成** 成育医療研究の人材育成について、研究所はセンター内外からの人材を積極的に受け入れ、長期的・統括的観点から育成を図る。 また、病院は育成の場を積極的に提供し、成育医療に精通した人材育成を図り、成育医療に関するリーダー的人材を各地域に輩出する。	**３．人材育成に関する事項** **（１）リーダーとして活躍できる人材の育成** 病院所属で研究所や臨床研究センターにて新たに研究を開始した医師等は6名であった（3月31日時点で24名）。また、大学又は企業に所属して当センター研究所内で共同研究員として研究に従事した研究者の数は、それぞれ55名（3月31日時点で49名）、19名（3月31日時点で9名）であった。 英文論文執筆等国際的な業績を重視し、研究所研究員の中で顕著な英文業績を上げているもの1名に上級研究員の称号を与えた（合計5名となった）。 継続的努力の結果、大学教授として研究所から2名、病院から2名を輩出した（それぞれ客員研究部長、客員臨床部長として共同研究を継続）。 病院では成育医療研修会を通じて多くの研修生を受け入れた。医師、薬剤師、看護師、栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士等について、大学や病院等から幅広く受け入れ、成育医療に関する育成を積極的に行った。日本救急看護学会トリアージナース教育コース、小児看護専門看護師教育課程、理学療法士学生臨床実習、作業療法士学生臨床実習、言語聴覚療法士学生臨床実習、診療放射線技師コースの研修生を受け入れた。さらに、救急診療科では看護師、臨床工学技士、救急救命士に対して、多数のシナリオを作製しシミュレーション教育を行った。東京医療センターおよび関東中央病院の初期研修医にたいして小児医療研修をそれぞれ1～3か月間行った。
モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。	**（２）モデル的研修・講習の実施** 成育医療の均てん化の推進を目的として、成育医療に携わるセンター内外の医療従事者を対象としたモデル研修等を企画・実施する。 このため、センター外の医療従事者等に向けた各種研修・講演会等を年に20回以上開催する。	**（２）モデル的研修・講習の実施** 成育医療の均てん化の推進を目的として、成育医療に携わるセンター内外の医療従事者を対象とした情報発信に関するモデル研修等を企画・実施する。 実施に当たっては、最新の成育医療情報を用いた、各種研修・講演会等をセンター外の医療従事者等を対象に年間20回以上開催する。	**（２）モデル的研修・講習の実施** 成育医療の均てん化の推進を目的として、成育医療に携わるセンター内外の医療従事者を対象とした情報発信に関するモデル研修等を年16回、企画・実施した。 また、最新の成育医療情報を用いた、各種研修・講演会等をセンター外の医療従事者等を対象に年間24回開催し、成育医療の均てん化を推進した。 【説明資料】 資料２４：教育研修部［９４頁］ 資料２５：モデル研修等実施一覧［１０４頁］ 資料２６：センター外の医療従事者等に向けた各種研修・講演会等一覧［１０７頁］

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点	自己評定	A	評　定	A
■評価項目７■ 人材育成に関する事項	（総合的な評定） 病院所属で研究所や臨床研究センターで研究を開始する医師、大学又は企業に所属して当センターで研究に従事する研究者等、様々な人材交流を推進するとともに、研究所研究員の中で顕著な英文業績を上げている者に上級研究員の称号を与える等の取り組みを行っている。 研究所及び病院それぞれから大学教授を2名ずつ輩出した。 病院においては、医師に限定せず看護師及びコメディカルについても幅広く実習生を受け入れるとともに、日本救急看護学会トリアージナース教育コースや診療放射線技師コース等、様々な研修を行っている。また、救急診療科では、看護師、臨床工学技士、救急救命士を対象としてシミュレーション教育を行った。 成育医療の均てん化を目的として、情報発信に関するモデル研修等を企画・実施するとともに、最新の成育医療情報を用いた研修・講演会等を開催している。		**（委員会としての評定理由）** 英文論文執筆等国際的な業績を重視し、研究所研究員の中で顕著な英文業績を上げている者1名に上級研究員の称号を与えるなど、様々な取り組みを行っており、大学教授として研究所から2名、病院から2名排出していることは評価する。	
［数値目標］ ・センター外の医療従事者等に向けた各種研修・講演会等を年に20回以上開催	・成育医療研修会において医師・診療放射線・看護師コースを実施した他、臨床研究セミナー等センター以外の医療従事者に向けた研修会を合計24回開催した。（業務実績29頁参照）		**（各委員の評定理由）** ・大学教授を研究所から2名、病院から2名輩出すなど、リーダーとして活躍できる人材の育成に大いなる成果をあげている。センター外の医療従事者に向けた各種研修会や講演会の開催件数も前年度より約10%増加した。 ・病院・研究所から大学教授を輩出したことは高く評価できる。 ・成育医療研究の人材育成のため、センター内外から人材を積極的に受け入れ、育成へ多大な努力をしている。 ・大学や企業に所属して当センターで研究に従事しているものも多く、成育センターとしての役割を果たしている。 ・医師だけでなく、看護師、薬剤師、栄養士、理学療養士、作業療法士の育成にも十分貢献している。 ・センター外の医療従事者等に向けた各種研修・講演会等を実施している。 ・リーダー人材育成でセンター内外から人材の積極的受け入れ、また成育医療リーダー育成では上級研究員、大学教授2名の輩出など成果を上げた。また、内外から幅広い専門家の研修を数多く実施した事を評価した。 ・３大学と連携大学院の契約を結び、レジデントも４０数名を受け入れるなど、人材育成に努力しているが、育成した人材のその後のキャリアアップのあり方や、全国の小児科医の現状を見据えた育成、配置の調整など、今後、小児のＮＣとしての役割も期待した。 ・病院と研究所・臨床研究センターの人的連携は高く評価できる。 ・センター外の医療従事者向け研修が計画を上回って実施されたことは高く評価できる。 **（その他の意見）** **・研究所での成果が研究者の学院論文としてどの位認められているか示すことが重要。**	
［評価の視点］ ・成育医療に対する研究・医療の専門家（看護師、薬剤師等のコメディカル部門も含む。）の育成を積極的に行っているか。	実績：○ ・研究所と病院における人材交流を推進し、病院所属で研究所や臨床研究センターにて新たに研究を開始した医師等は6名であった（3月31日時点の数では前年を1名上回り24名）。（業務実績29頁参照） ・専門看護師2名、認定看護師9名、看護学生190名の育成を行った。薬剤部において各種研修生42名を受け入れた。臨床研究センターが主催して臨床研究セミナーおよび生物統計セミナーを開催した。			
・センターでの研修・人材育成については、国際的にも活躍できる人材の輩出に努めているか。	実績：○ ・当センターは、小児の生体肝移植の年間実施件数が世界随一の実績を誇り、海外の医師に小児生体肝移植の技術指導を行っている。 ・当センターICUの入院数は1,238名/年（転入含）、延べ数5,737名/年（1日平均15.7名）であり、欧米一流のPICUに匹敵する患者数を診療し、重症度予測指標と照らし合わせても低い死亡率を達成しており、国際的にも活躍できる医師を育成している。			
・関係学会や都道府県と連携を図りながら、医療の地域への均てん化に資する地域の指導者の育成に努めているか。	実績：○ ・東京都のこども救命センター運営事業に参加し、地域の小児救急医療の重症患者の受け皿として当センターICUが機能している。 ・成育医療に携わるセンター内外の医療従事者を対象とした情報発信に関するモデル研修等を年16回、企画・実施する等、成育医療の均てん化を推進した。（業務実績29頁参照）			
・成育医療に携わるセンター内外の医療従事者を対象としたモデル研修等を企画・実施しているか。	実績：○ ・当院主催の成育医療研修会で小児救急・集中治療コース、看護師コース、診療放射線技師コースを毎年開催している。また、各種学会で講演、シンポジウム、一般演題を発表し、当院の活動を広く発信している。（業務実績29頁参照） ・Pediatric Advenced Life Support（小児の二次救命処置）コースのインストラクターが当センターに複数人おり、講習会を3回開催した。			

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２３年度計画	平　成　２３　年　度　の　業　務　の　実　績
４．医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項 センター及び都道府県における中核的な医療機関間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。	**４．医療の均てん化と情報の収集･発信に関する事項** **（１）ネットワーク構築の推進** 成育医療の均てん化等のため、国や都道府県の中核的医療機関等との連携のもと、情報交換、技術助言等を行うとともに、標準的医療等の普及を図る。	**４．医療の均てん化と情報の収集･発信に関する事項** **（１）ネットワーク構築の推進** 国内の多くの中核的医療機関等との継続的連携を保ちながら、最新情報や技術をセミナー等によって公開することにより、標準的医療等の普及を図る。	**４．医療の均てん化と情報の収集･発信に関する事項** **（１）ネットワーク構築の推進** 臨床研究セミナー、小児整形外科カンファレンス、小児病院カンファレンス等を通じて、標準的医療等の普及を図った。 PICUに専従医の少ない施設へ診療支援を行い、標準的な医療が当院以外でも行われるようなシステム作りを平成22年度から引き続き行っている。 看護部では、日本小児総合医療施設協議会看護部長部会の下に専門領域で活動する看護師のネットワークを作っている（感染管理ネットワーク・医療安全ネットワーク・地域連携ネットワーク・皮膚排泄ケアネットワーク）。 耳鼻咽喉科では，定期的に小児病院耳鼻咽喉科の合同カンファレンス（成育、千葉、さいたま、神奈川）を行い、都立ろう学校（大塚、永福、立川など）と定期的にカンファレンスを開催している。 消費者庁・国民生活センターとの「医療機関ネットワーク事業」を行っており、事故情報の収集を行い、再発防止対策の作成に役立てている。また、地域の療育の拠点である世田谷区総合福祉センターの理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、ソーシャルワーカーなどと定期的にカンファレンスを開催している。 小児炎症性腸疾患研究会の中心施設として、患者診療や臨床研究の連携を都道府県を越えて推進している。また，聴力測定技術講習会や補聴器相談医委嘱のための講習会に講師として協力している。
情報発信にあたっては、医療従事者や患者・家族が成育医療に関して信頼のおける情報を分かりやすく入手できるよう、国内外の成育医療に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。	**（２）情報の収集・発信** 成育疾患について、医療従事者や患者・家族が信頼のおける情報を分かりやすく入手できるよう、国内外の知見の定期的な収集、整理及び評価体制を構築するとともに、センターの行った研究成果等や収集した国内外の最新知見等の情報を迅速かつ分かり易く、国民及び医療機関に提供する仕組みを構築する。	**（２）情報の収集・発信** 成育疾患について、医療従事者や患者・家族が信頼のおける情報を入手できるよう、ホームページ、メールマガジン等を通じて、小児がん等の最新の治療方法及び研究成果を公開する等、国内外の最新知見等の医療情報を提供するとともに、センターパンフレットの英語版の充実を図る。 また、テレビ会議システム等を用いた情報発信を通じて成育疾患の均てん化を図る。	**（２）情報の収集・発信** ホームページについては、センターのWebサイト内で、平成23年度Webサイトの年間ページ更新数（新規・更新・削除含む）1,105件、平均ページビュー2,870件／日であった。一例として周産期部門のページでは、一般向けにマンガを用いるなど一層わかりやすい情報を充実させた。最新知見等を情報発信する専門的ホームページとしては、小児がん情報ステーション、子どもの心の診療拠点病院事業等のサイトがあり、各分野の専門情報を提供している。 パンフレットについては、改訂のためのワーキンググループを組織し、英語版を含めた検討を進めている。 医療者･研究者向けに配信する「メールマガジン」は、平成23年度には11本配信し、平成24年3月時点の宛先数は442（前年比23増）であった。また、一般向けに配信する「成育すこやかジャーナル」は、12本配信し、平成24年3月時点の宛先数は1,783（前年比49増）であった。 テレビ会議システムについては機器の管理を情報管理部が担当して、各部署が手軽に利用できるような環境を整えた結果、毎週1回以上の利用実績が定着している。 成育医療研究を通して、全国の小児集中治療関係者との共同研究により、小児集中治療の現状と問題点を明確にし、改善すべき点を提言した。 今般、我が国全体の問題点として、 ①　小児の全ての重症患者に対して既存の小児集中治療部（PICU）が対応できていないこと ②　PICUに専従の医師がいない施設が多いこと が分かり、この問題点から、全国的なPICUの整備や既存のPICUがさらに患者受け入れが可能となるよう救急患者にも目を向ける等体制の見直し、さらに、専従医を配置することによる医療の質の保証等を提言したところである。 妊娠と薬情報センターが主体となり、全国の甲状腺専門施設と共同して行っている研究「妊娠初期に投与されたチアマゾールの妊娠結果に与える影響に関する前向き研究（Pregnancy Outcomes of Exposure to Methimazole Study：ＰＯＥＭスタディ）」の研究成果について、センターホームページだけでなく、日本甲状腺学会及び日本周産期・新生児医学会のホームページにも掲載しており、広く情報発信している。 【説明資料】 資料１１：成育すこやかジャーナル［３２頁］ 資料１４：妊娠初期のチアマゾール投与に関する注意喚起について［４８頁］

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点	自己評定 A	評　定 A
■評価項目８■ 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	（総合的な評定） 臨床研究セミナーや小児病院カンファレンス等、講演を行うことにより、標準的医療等の普及に取り組んでいる。 小児集中治療の現状と問題点を明確にし、改善すべき点の提言を行うとともに、PICUに専従医の少ない施設へ診療支援を行っている。 専門領域で活動する看護師のネットワークの構築や地域の療育拠点とのカンファレンスを開催している。 ホームページにおいて小児がん等について最新知見等を情報発信するとともに、周産期部門では、一般向けにマンガを用いるなどわかりやすい情報を充実させた。 医療者・研究者向けのメール配信及び一般向けのメール配信を積極的に行うとともに、テレビ会議システムの利用環境を整えることにより、利用実績の向上を図っている。	**（委員会としての評定理由）** 成育医療に関連した患者・家族・国民向けの情報をホームページやメールマガジンで公開し、情報提供を活発に行った。ホームページは一般向けに一層わかりやすく情報を充実させ、メールマガジンを定期的に配信することにより、着実に利用件数が増加していることは評価する。
［評価の視点］ ・国や都道府県の中核的医療機関等との連携のもと、情報交換、技術助言等を行うとともに、標準的医療等の普及を図っているか。	実績：○ ・消費者庁・国民生活センターとの「医療機関ネットワーク事業」を行っており、事故情報の収集を行い、再発防止対策の作成に役立てている。また，世田谷区地域の療育の拠点である世田谷区総合福祉センターの理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、ソーシャルワーカーなどと定期的にカンファレンスを開催している。（業務実績31頁参照） ・小児炎症性腸疾患研究会の中心施設として、患者診療や臨床研究の連携を都道府県を越えて推進している。また，聴力測定技術講習会や補聴器相談医委嘱のための講習会に講師として協力している。（業務実績31頁参照）	**（各委員の評定理由）** ・成育医療に関連した患者・家族・国民向けの情報発信が前年度よりさらに活発に行われている。 ・胆道閉鎖の早期発見のための便色カードの母子手帳への掲載は重要な情報発信である。 ・患者や家族および国民に向けて、成育医療に関連した情報をメールマガジンやホームページ等、種々の方法で提供している。 ・医療者・研究者向け「メールマガジン」、一般向け「成育すこやかジャーナル」の配信等を実施している。 ・専門家向け、一般向け情報発信が大幅に増大、小児集中治療についての問題点と改善すべき課題を提言するなど具体的アクションを評価した。 ・臨床研究セミナーや小児病院カンファレンス、また講演会等を開催し、標準的医療の普及に平成23年度もしっかりと取り組んできた。 ・PICUの専従医の少ない施設への診療支援の継続は高く評価できる。 ・小児集中治療の現状研究は高く評価できる。
・国内外の知見の定期的な収集、整理及び評価体制を構築するとともに、センターの行った研究成果等や収集した国内外の最新知見等の情報を迅速かつ分かり易く、国民及び医療機関に提供する仕組みを構築しているか。	実績：○ ・ホームページについては、センターのWebサイト内で、平成23年度Webサイトの年間ページ更新数（新規・更新・削除含む）1,105件、平均ページビュー2,870件／日であった。最新知見等を情報発信する専門的ホームページとしては、小児がん情報ステーション、子どもの心の診療拠点病院事業等のサイトがあり、各分野の専門情報を提供している。（業務実績31頁参照） ・医療者･研究者向けに配信する「メールマガジン」は、平成23年度には11本配信し、平成24年3月時点の宛先数は442（前年比23増）であった。また、一般向けに配信する「成育すこやかジャーナル」は、12本配信し、平成24年3月時点の宛先数は1,783（前年比49増）であった。（業務実績31頁参照）	**（その他の意見）** ・小児医療のネットワークなどの構築に取り組んでいるが、今後は各地域の小児医療の質向上に向けた診療機能支援などにも期待したい。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２３年度計画	平　成　２３　年　度　の　業　務　の　実　績
５．国への政策提言に関する事項 医療政策をより強固な科学的根拠に基づき、かつ、医療現場の実態に即したものにするため、科学的見地から専門的提言を行うこと。	**５．国への政策提言に関する事項** 我が国において、医療政策の企画がより強固な科学的裏づけを持ち、かつ、実情に即したものになるよう、国と連携しつつ、担当領域において事業に取り組む中で明らかとなった課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を行う。	**５．国への政策提言に関する事項** 成育疾患において、事業に取り組む中で明らかとなった課題の収集・分析に引き続き取り組むとともに、関連医療機関及び学会等と協力し、専門的提言の取りまとめを行う。	**５．国への政策提言に関する事項** 再生医療に向けたヒト幹細胞等のバンク化推進のため、6NC共同でバイオバンクの構築、高精度な医療情報とその追跡システムの構築等について検討を開始するとともに、ヒトES細胞を含む、ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関して、国が示している指針の改定についての提言をした。 平成24年度からがん対策推進基本計画に、これまでほとんど触れられていなかった小児がん対策が盛り込まれることになり、がん対策推進協議会に小児がん専門委員会が設置された。小児がん専門委員会の委員として、当センターも小児腫瘍の専門医としての意見を提出し、平成23年8月には、今後の小児がん対策のあり方についてという小児がん専門委員会報告書が作成された。 胆道閉鎖症等の早期発見のための便色カードを開発し、厚生労働省令により母子健康手帳に掲載することで、全国的規模のスクリーニングの実施につなげた。 当センターが幹事施設である日本小児総合医療施設協議会において、医療機関での児童虐待の早期発見を図り、子どもを虐待死や重症後遺症から守るためには、児童虐待対応の院内組織整備と整備された病院を拠点とした地域システムの構築が必要との結論から、「児童虐待防止医療ネットワーク構築に対する経済的支援に関しての要望」を厚生労働大臣に要望を行った。
６．その他我が国の医療政策の推進等に関する事項 **（１）公衆衛生上の重大な危害への対応** 公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。	**６．その他我が国の医療政策の推進等に関する事項** **（１）公衆衛生上の重大な危害への対応** 国の要請に応じて、国内外の公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、迅速かつ適切な対応を行う。またそのような事態に対し準備する。	**６．その他我が国の医療政策の推進等に関する事項** **（１）公衆衛生上の重大な危害への対応** 病院内の危機管理体制の確立を図るとともに、各部署における危機管理に対する取組を推進する。	**６．その他我が国の医療政策の推進等に関する事項** **（１）公衆衛生上の重大な危害への対応** センター内の危機管理体制の強化を図るとともに、危機管理室の設置について検討を行っている。危機管理室には、災害対策、感染対策、サイバーテロ、暴力対策、医療安全の5分野を包括する組織を検討中である。 平成23年度には、東日本大震災の経験を踏まえて震災対応マニュアルを改訂した。 平成24年度には、改訂した大震災が起こった際の震災対応マニュアルをもとに、危害を最小限に食い止める対策を行うとともに、シミュレ―ションを実施し、病院機能を最大限に生かす方策を検討する。 東日本大震災に対しては、家族向け及び専門家向けに心のケア関係の情報をホームページに掲載する他、DMAT１隊の派遣、災害地への医師9名派遣、災害地よりの患者受け入れ7名、医薬品の提供等を行った。 新型インフルエンザを始めとした感染症の発生に適切に対応するため、外来陰圧室を増設した。
（２）国際貢献 我が国における成育医療の中核的機関として、その特性に応じた国際貢献を行うこと。	**（２）国際貢献** 研究成果の諸外国への発表、外国人研究者等の受入れや技術支援等、成育医療分野における我が国の中核的機関として求められる国際貢献を行う。	**（２）国際貢献** 研究成果を諸外国に発信するため英文での論文、海外での研究発表、海外との共同研究を行う。 また、外国人研究者等の受入れを行う。	**（２）国際貢献** 英文原著論文数は213件であり（平成21年に比べ、19件の増加）、そのうち国際共同研究によるものは23ヶ国41件であった（平成21年は20ヶ国39件）。 平成23年度に研究所で受け入れた外国人研究者の数は、15名であった（3月31日現在15名）。 医療連携・患者支援センターに、医療ネットワーク及び成育医療における渉外、外事、広報を担う部門として医療連携開発室を新設した。渉外活動として、海外研修者受け入れに関連する連絡、連携など国際貢献に関連する役割を今後も十分に担えるよう体制の整備が進めている。また、海外からの受診希望やセカンドオピニオンの依頼について適切に対応するために事務職員を配置し、速やかな連絡・調整が図れるよう努めており、平成23年度の海外からの診療依頼件数は6件（ロシア、ウクライナ、アルゼンチン）であった。 また、タイ国国立マヒドン大学病院との交渉を進め、平成24年度以降に若手小児科医の研修の受け入れができるように準備をした。 生体肝移植チームとして、手術指導・支援12回及びエジプトへ海外手術指導7回実施し移植医療の標準化に努めた。 【説明資料】 資料１２：児童虐待防止医療ネットワーク構築に対する経済的支援に関しての要望［３４頁］ 資料２７：災害（地震）対応マニュアル［１１１頁］ 資料２８：東日本大震災におけるセンターの活動状況［１１５頁］

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点	自己評定	A	評　定	A
■評価項目９■ 国への政策提言に関する事項 その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	（総合的な評定） 再生医療に向けたヒト幹細胞等のバンク化の推進のため、ヒトES細胞を含むヒト幹細胞を用いる臨床研究に関して国が示している指針の改定について提言を行っている。 胆道閉鎖症等の早期発見のための便色カードを開発し、母子健康手帳に掲載することで全国的規模のスクリーニングの実施につなげている。 危機管理体制の強化を図り、危機管理室の設置について検討を行うとともに、東日本大震災の経験を踏まえ震災対応マニュアルの改訂を行った。また、東日本大震災に対しては、心のケア関係の情報をホームページに掲載する他、災害地への医師派遣及び災害地よりの患者受け入れ等を行っている。 医療連携・患者支援センターに医療連携開発室を新設し、海外研修者受け入れに関する連絡等の役割を持たせた。また、海外からの受診希望等に適切に対応するための事務職員を配置することにより、6件の海外からの診療依頼があった。 生体肝移植チームとして、エジプトへ海外手術指導を7回実施し、国際貢献に取り組んでいる。		**（委員会としての評定理由）** 再生医療に向けたヒト幹細胞等のバンク化の推進のため、ヒトES細胞を含むヒト幹細胞を用いる臨床研究に関して国が示している指針の改定について提言を行ったことは評価する。さらに、胆道閉鎖症等の早期発見のための便色カードを開発し、母子健康手帳に掲載することで全国的規模のスクリーニングの実施につなげていることについても評価する。	
［評価の視点］ ・国と連携しつつ、担当領域において事業に取り組む中で明らかとなった課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を行っているか。	実績：○ ・再生医療に向けたヒト幹細胞等のバンク化推進のため、6NC共同でバイオバンクの構築、高精度な医療情報とその追跡システムの構築等について検討を開始するとともに、ヒトES細胞を含む、ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関して、国が示している指針の改定についての提言を行った。（業務実績33頁参照） ・小児がん専門委員会の委員として、小児腫瘍の専門医として意見を提出し、今後の小児がん対策のあり方についてという小児がん専門委員会報告書が作成された。（業務実績33頁参照） ・胆道閉鎖症等の早期発見のための便色カードを開発し、母子健康手帳に掲載することで、全国的規模のスクリーニングの実施につなげた。（業務実績33頁参照） ・医療機関での児童虐待の早期発見を図り、子どもを虐待死や重症後遺症から守るため、「児童虐待防止医療ネットワーク構築に対する経済的支援」に関して厚生労働大臣に要望を行った。（業務実績33頁参照）		**（各委員の評定理由）** ・ヒト幹細胞の臨床研究について、国が示している指針の改定に提言を行ったこと、及び胆道閉鎖症の早期発見のために便色カードを開発し、厚生労働省令により母子健康手帳に掲載され、全国規模のスクリーニング実施に結び付けたことは大いに評価できる。また、英文原著論文数が前年度より約１０％増加したことなども大いに評価できる。 ・６NC共同でのバイオバンク構築、ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針改訂への提言、胆道閉鎖症等の早期発見のための便色カード開発、児童虐待防止医療ネットワークのための地域システム構築の必要性提言、震災マニュアル改訂と東日本大震災に対応した心のケア関連のHPへの掲載災害地への医師派遣、災害地からの患者受け入れ実績などを評価する。 ・小児医療に関する様々な研究、医療体制整備についての政策提言を行うほか、便色カードの開発と母子健康手帳への掲載で全国規模での胆道閉鎖症のスクリーニングにつなげるなど、ＮＣの役割を果たしている。 ・再生医療に力を入れており。ヒトES細胞を含むヒト幹細胞を用いる臨床研究に関して、国の指針の改定について提言したり、がん対策推進協議会に小児がん専門委員会が設置されたことから、成育センターの医師が委員として参加して活動している。 ・胎道閉塞症等の早期発見のための便色カードを開発し、厚生労働省令により母子手帳に記載され、スクリーニングの実施につなげた。 ・近年問題になっている児童虐待への早期発見等の対策に貢献している。 ・東日本大震災への災害地継続支援は高く評価できる。 ・エジプトへの海外手術指導の実施は大変高く評価できる。	
・国の要請に応じて、国内外の公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、迅速かつ適切な対応を行うとともに、そのような事態に対し準備を行っているか。	実績：○ ・平成24年度には、大震災が起こった際の震災対応マニュアルを作成し、危害を最小限に食い止める対策を行うとともに、病院機能を最大限に生かす方策を検討中である。（業務実績33頁参照） ・東日本大震災に対しては、直ちに災害対策本部を立ち上げ、DMAT派遣、医師派遣、患者受け入れ、医薬品の提供等迅速に対応を行った。（業務実績33頁参照）			
・成育医療分野における我が国の中核的機関として求められる国際貢献を行っているか。	実績：○ ・英文原著論文（国際共同研究によるものを含む）の発表や外国人の研究所受け入れを行う等、国際貢献を行っている。（業務実績33頁参照） ・医療連携・患者支援センターに医療連携開発室を新設し、海外研修者受け入れに関連する連絡、連携など国際貢献に関連する役割を今後も十分に担えるよう体制の整備が進められている。また、海外からの受診希望やセカンドオピニオンの依頼について、適切な対応ができるよう事務職員を配置し、速やかな連絡・調整が図れるよう努めている。 タイ国国立マヒドン大学病院との交渉を進め、平成24年度以降に若手小児科医の研修の受け入れができるように準備をした。（業務実績33頁参照）			

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２３年度計画	平　成　２３　年　度　の　業　務　の　実　績
第３　業務運営の効率化に関する事項 **１．効率的な業務運営に関する事項** 業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。 総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づいて人件費改革に取り組むとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとすること。 その際、併せて、医療法（昭和23年法律第23号）及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行うこと。 また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組みを行うこと。	**第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置** **１．効率的な業務運営に関する事項** **（１）効率的な業務運営体制** センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築する。 さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行う。 総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき平成22年度において１％以上を基本とする削減に取り組み、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続するとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとする。 その際、併せて、医療法（昭和23年法律第23号）及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行う。 また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組みを行う。 **①　副院長複数制の導入** 特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化する。 **②　事務部門の改革** 事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。	**第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置** **１．効率的な業務運営に関する事項** **（１）効率的な業務運営体制** ガバナンスの強化を目的として新しく構築された体制が、センターとしての使命を果たすことができるよう、組織内の企画立案、調整、分析機能を高める。 さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の見直しが可能か検討を行う。 **①　副院長複数制の導入** 平成22年度に設置した特命事項を担う副院長について、引き続きその体制を維持するとともに、役割について検証を行う。 **②　事務部門の改革** 事務部門については、平成22年度に見直した配置により、効率的・効果的な運営に努める。	**第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置** **１．効率的な業務運営に関する事項** **（１）効率的な業務運営体制** センターの使命である研究・医療等の充実に真に資する事業計画策定や的確かつ迅速な意思決定等を行うこと、及びガバナンスの強化を目的として、以下の事項を考慮しつつ、引き続き適切な運営を行った。 ・　理事会規程を整備して理事会を設置し、法人運営に関する重要事項については理事会の議事を経た上で執行 ・　理事は、センターの外部より病院・企業等の経営・運営の経験及び実績がある、又は会計に関する経験、実績を有する人材を引き続き採用 ・　理事会の他に、各部門の責任者等で構成する執行役員会議を設置し、理事会決定事項を各部門において適切に遂行 ・　理事長直属の企画戦略室を設置し、理事長の企画・立案等を具体的に実行に移す ・　監事による法人業務の適切な監査とともに、監査室を設置し専任の職員を配置。また、監事はその業務を遂行するため、必要に応じ理事会で意見を述べ、法人の業務及び財産の状況調査等を行う さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出すことを目的として、平成23年5月には、①情報管理部の設置、②再生医療センターの発足、③副所長２人体制、④病院部門診療部の改組、⑤周産期診療部の名称変更、⑥臓器移植センターの発足、⑦発達評価センターの発足、⑧医療連携・患者支援センターの発足、⑨執行役員会議の人員変更 等研究所、病院及び管理部門の大幅な組織見直しを行った。 総人件費については、技能職の退職後非常勤職員への切替を行う一方で、地域医療計画を踏まえた小児救急医療、周産期医療等への対応に伴う人材確保の他、医療サービスの質の向上、医療安全の確保及び患者の処遇の改善等にも留意しつつ、必要な人材確保を行った。 総人件費は平成23年度66.0億円となっており、平成21年度比で16.5％（補正値18.2％）増となっている。 今般の人件費の増加は、周産期医療を始めとする成育医療に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供の人材確保（※）など、NCの役割を着実に果たすために、医師・看護師等の増員等をしたものである。（※：成育医療に係る治験の推進、NICUやICU等の体制強化、周産期病棟30床の増設等） 今後の対応として、引き続き、技能職の退職後不補充等により、事務・技能職の人件費の更なる削減に努める。また、救急医や産科医の適切な配置等により病院収支の更なる向上に努め、外部研究費等の獲得についても努力する。研究体制の強化についても、治験・臨床研究の数や研究成果等について、国民に対する説明責任を果たすよう努める。また、現在政府として研究開発法人の創設が検討されていることや、平成24年度以降の独立行政法人等の人件費の在り方に係る議論も踏まえ、その方向性を注視しながら、国策としての研究を担う当センターが、より一層の成果を発揮できるよう、その研究・病院部門の人件費の在り方については更なる検討が必要であると考えている。 なお、人件費率については平成23年度実績は38.8％となり、平成22年度実績41.0％に対し2.2％の減となっている。 **①　副院長複数制の導入** 看護・環境整備担当の特命事項を担う副院長及び特命事項以外を総括的に担当する副院長という体制を継続することにより、担当業務の役割の明確化や責任の所在が明らかにし、適切かつ効率的な業務運営ができた。 **②　事務部門の改革** 業務内容に応じた4部門（総務部、人事部、企画経営部、財務経理部）により、責任の明確化と効率的な運営を引き続き図るとともに、平成23年12月には更なる業務の効率化と契約事務等の一元化による透明性の確保の観点から調達企画室を総務部から財務経理部に移す等、事務部門組織の見直しを行った。 【説明資料】 資料２９：組織改組の目的［１２１頁］ 資料３０：事務部門の組織変更について［１２６頁］

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点	自己評定	A	評　定	A
■評価項目１０■ 効率的な業務運営に関する事項 （１）効率的な業務運営体制	（総合的な評定） 理事会、執行役員会議、企画戦略室等による運営を引き続き適切に実施することにより、ガバナンスの強化や研究・医療等の充実に資する事業計画策定及び、的確かつ迅速な意思決定を行っている。さらに、センターの使命に応じて、より効率的に成果が生み出せるよう、情報管理部の設置及び臓器移植センターの発足等、研究所、病院及び管理部門の大幅な見直しを行っている。 看護・環境整備担当の特命事項を担う副院長の任命を引き続き行うことにより、担当業務の役割の明確化や責任の所在が明らかとなった。 事務部門については、更なる業務の効率化及び契約事務等の一元化による透明性確保の観点から組織の見直しを行っている。		**（委員会としての評定理由）** より効率的に成果を生み出すことを目的として、平成２３年５月には、情報管理部の設置、再生医療センターの発足、副所長２人体制、病院部門診療部の改組、周産期診療部の名称変更、臓器移植センターの発足、発達評価センターの発足、医療連携・患者支援センターの発足、執行役員会議の人員変更など研究所、病院及び管理部門の大幅な組織見直しを行ったことは評価する。	
［評価の視点］ ・センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築しているか。	実績：○ ・センターの使命である研究・医療等の充実、迅速な意思決定、ガバナンスの強化等を目的とした組織体制を維持し、引き続き適切な運営を行った。（業務実績35頁参照）		**（各委員の評定理由）** ・情報管理部の設置、再生医療センターの発足など研究所、病院、管理部門の組織を大幅に見直したことは大いに評価できる。また、人件費比率を前年度より22．２％減らし３８．８％としたことも大いに評価できる。 ・人件費率を３８．８％に引き下げた。 ・研究所、病院、管理部門の組織を大幅に見直し、情報管理部を設置し、再生医療センターを発足させた。 ・周産期医療を始めとする成育医療に関する高度先進的医療の開発・普及など人材確保のため人件費が増加したが、この点はやむを得ないと思われる。 ・４部門の責任明確化、契約業務の一元化が行われた。 ・病院、研究所、管理部門の大幅な見直しの実施は高く評価できる。	
・センターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行っているか。	実績：○ ・センターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出すことを目的として、情報管理部の設置及び再生医療センターの発足等、研究所・病院・管理部門の大幅な組織見直しを行った。（業務実績35頁参照）			
・総人件費改革取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。（政・独委評価の視点） ・総人件費改革は進んでいるか。（厚労省評価委評価の視点） ・国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行っているか。 ・独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行っているか。	実績： ・総人件費については、技能職の退職後非常勤職員への切替を行う一方で、地域医療計画を踏まえた小児救急医療、周産期医療等への対応に伴う人材確保の他、医療サービスの質の向上、医療安全の確保及び患者の処遇の改善等にも留意しつつ、必要な人材確保を行った。 総人件費は平成23年度66.0億円となっており、平成21年度比で16.5％（補正値18.2％）増となっている。 今般の人件費の増加は、周産期医療を始めとする成育医療に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供の人材確保（※）など、NCの役割を着実に果たすために、医師・看護師等の増員等をしたものである。（※：成育医療に係る治験の推進、NICUやICU等の体制強化、周産期病棟30床の増設等） 今後の対応として、引き続き、技能職の退職後不補充等により、事務・技能職の人件費の更なる削減に努める。また、救急医や産科医の適切な配置等により病院収支の更なる向上に努め、外部研究費等の獲得についても努力する。研究体制の強化についても、治験・臨床研究の数や研究成果等について、国民に対する説明責任を果たすよう努める。また、現在政府として研究開発法人の創設が検討されていることや、平成24年度以降の独立行政法人等の人件費の在り方に係る議論も踏まえ、その方向性を注視しながら、国策としての研究を担う当センターが、より一層の成果を発揮できるよう、その研究・病院部門の人件費の在り方については更なる検討が必要であると考えている。 なお、人件費率については平成23年度実績は38.8％となり、平成22年度実績41.0％に対し2.2％の減となっている。 （業務実績35頁参照）		**（その他の意見）** ・効率的な運営を行っていくため、理事会の規定を整備するなど、執行部の運営方法を改善した。またより効率的に成果を生み出すため、情報管理室を整備したり、再生医療センターを発足させたり、副所長を２人体制にするなど、組織の見直しを行っている。これらの成果については今後の経過をみたい。	
・国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。（厚労省評価委評価の視点）	実績：○ ・国家公務員の再就職者のポストについては、設置していない。なお、平成22年度末で任期満了となった理事長ポストについて、公募を実施し就任者の選考を行った。			
・独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。（厚労省評価委評価の視点）	実績：○ ・独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストについては、設置していない。			

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点		
・特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化しているか。	実績：○ ・看護・環境整備担当の特命事項を担う副院長と特命事項以外を総括的に担当する副院長の体制を継続することにより、副院長の役割と院内での位置付けの明確化を行った。（業務実績35頁参照）	
・事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制となっているか。	実績：○ ・業務内容に応じた4部門により、責任の明確化と効率的な運営を引き続き図るとともに、契約事務の一元化による透明性の確保という観点から調達企画室を総務部から財務経理部に移す等の組織見直しを行った。（業務実績35頁参照）	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２３年度計画	平　成　２３　年　度　の　業　務　の　実　績
センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。	**（２）効率化による収支改善** センターとしての使命を果たすための経営戦略や毎年の事業計画を通じた経営管理により収支相償の経営を目指すこととし、５年間を累計した損益計算において、経常収支率を100％以上となるよう経営改善に取り組む。	**（２）効率化による収支改善** センターとしての使命を果たすための経営戦略や事業計画を通じた経営管理により平成23年度の損益計算において、経常収支率を103％以上とするよう経営改善に取り組む。	**（２）効率化による収支改善** センターの特性や機能を考慮した運営方針に応じ、職員の適正配置を行うこと等により診療報酬上の上位基準の取得等を図るとともに、人件費及び材料費等に係るコスト縮減に努めることにより、全体として収支改善を推進した。 結果として、経常収支は534百万円の黒字、経常収支率は102.6％となり、平成22年度に引き続き2期連続の黒字を達成した。
①　給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し	**①　給与制度の適正化** 給与水準等については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直す。	**①　給与制度の適正化** 給与水準等については、見直した水準等を維持するとともに、必要に応じて社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう更に検討を行う。	**①　給与制度の適正化** 職員給与における基本給について、独法移行を機に職務給の原則に従い、国時代の特徴である年功的要素の影響を抑制することとし、一般職員について若年層の給与水準は変えず、民間の給与水準を勘案して中高年の年功的な給与水準を緩やかなカーブとする等、給与制度を見直し、その水準を維持している。 また、平成22年度に引き続き、平成23年度人事院勧告と同水準の給与減額改定を平成24年5月に実施し、平成23年4月からの給与については、平成24年6月期業績手当において減額調整を行うなど、柔軟な対応をした。
②　共同購入等による医薬品医療材料等購入費用の適正化	**②　材料費の節減** 医薬品医療材料等の購入方法、契約単価の見直しにより、材料費率の抑制に努める。	**②　材料費の節減** 材料費率の抑制を図るため、医薬品及び医療材料の共同購入を行うとともに、同種同効医薬品の整理など、使用医薬品の集約に取り組む。さらに在庫管理の適正化を推進し費用の節減を図る。	**②　材料費の節減** １．医薬品等の共同入札の実施 医薬品、検査試薬及び医療材料については、6NCでの共同入札を実施し、スケールメリットを生かした購入単価の低減に努めた。 また、平成24年度においては、更なる購入価格の低減を図るため、独立行政法人国立病院機構と6NCによる共同入札を実施することとしている。 **【共同入札の品目数及び割合】** ・医　薬　品：　1,237品目（総契約品目数　1,255品目）　98.6％　（平成22年度　99.2％） ・検査試薬：　273品目（総契約品目数　276品目）　98.9％　（平成22年度　68.8％） ・診療材料：　396品目（総契約品目数　3,108品目）　12.7％　（平成22年度　13.5％） ※総契約品目数については、常時使用を予定している品目数。 ２．使用医薬品の集約、後発医薬品の促進 薬剤委員会を通じて、同種同効医薬品の整理による使用医薬品の集約や、後発医薬品の採用・使用促進により医薬品費の削減に努めた。 **【医薬品品目数について】**　（単位：品目） H23.3.31現在 ／ 削除医薬品 ／ 採用医薬品 ／ H24.3.31現在 1,489 ／ 65 ／ 31 ／ 1,455 **【後発医薬品採用率】** ・品目ベース　平成22年度　10.5％　→　平成23年度　11.2％ ・数量ベース　平成22年度　16.5％　→　平成23年度　22.1％ **【材料費率　平成22年度　24.3％　→　平成23年度　26.8％（2.5％増）】** 材料費率については、特殊な疾病を有する患児が増えたことにより、高額医薬品の使用が増加したものである。 ・ムコ多糖症に対する酵素製剤 ・血友病に対する血液凝固因子製剤　等 【説明資料】 資料３１：経営の改善［１２９頁］

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２３年度計画	平　成　２３　年　度　の　業　務　の　実　績
③　一般管理費（退職手当を除く。）について、平成21年度に比し、中期目標期間の終年度において15%以上の削減	**③　一般管理費の節減** 平成21年度に比し、中期目標の期間の最終年度において、一般管理費（退職手当を除く。）について、15%以上節減を図る。	**③　一般管理費の節減** 平成23年度においても引き続き一般管理費（退職手当を除く。）の経費節減に努めることとし、平成21年度に比して、15%以上の節減に努める。	**③　一般管理費の節減** 一般管理費（退職手当を除く。）については、委託内容の見直しによる委託費の削減や消耗品費等の費用削減など、経費の縮減・見直しを継続し、平成21年度に比して22.7%（146百万円）節減を図った。
	④　建築コストの適正化 建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト削減を図り、投資の効率化を図る。	**④　建築コストの適正化** 建設資材及び設備機器等の仕様が適正であるかの検証を行うことにより、コストの削減に取り組む。	**④　建築コストの適正化** 工事を実施するにあたっては、「要求事項を満たし、各箇所が耐震設計になっているか。」、「復旧範囲、是正修復工程及び資材に問題はないか。」、「予定価格積算における設計計画を策定し仕様が適正かつ過度なものとなっていないか」等、各仕様が適正かつ過度なものとなっていないかの検証を行うことにより、以下の工事に対してコストの適正化に取り組んだ。 ①自家発電設備整備工事 ②震災復旧工事に対する整備工事 ③教育研修棟新築工事
④　医業未収金の発生防止及び徴収の改善並びに診療報酬請求業務の改善等収入の確保	**⑤　収入の確保** 医業未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努めることで、平成21年度に比して（※）医業未収金比率の縮減に取り組む。 また、診療報酬請求業務については、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努める。 ※　平成21年度（平成21年4月～平成22年1月）医業未収金比率0.05%	**⑤　収入の確保** 医業未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努める。 また、診療報酬請求業務については、診療報酬委員会におけるレセプト点検体制の充実を図り、引き続き適正な診療報酬請求事務の推進に努める。	**⑤　収入の確保** 医業未収金については、定期的な支払案内等の督促業務を精力的に行い、新規発生の防止という観点から、分娩入院の患者を対象とした事前の預かり金制度やクレジットカードによる支払いを前年度に引き続き行った。また、今年度は、クレジットカードの取引会社を増やすことにより、患者サービスの向上を図るとともに、さらなる未収金の新規発生の防止に努めた。その結果、医業未収金比率は0.04%となり、中期計画の数値目標（0.05%）を上回る低減ができた。 診療報酬委員会は、40万点以上の高額レセプトを中心に症状詳記の記載内容の指導、添付する資料の検討等の審査減対策を実施している。
２．電子化の推進 業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化を費用対効果を勘案しつつ推進し、情報を経営分析等に活用すること。推進にあたっては職員の利便性に配慮しつつ、情報セキュリティの向上に努めること。	**２．電子化の推進** **（１）電子化の推進による業務の効率化** 業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図る。	**２．電子化の推進** **（１）電子化の推進による業務の効率化** 職員に対する通報等の文書の電子化の徹底に取り組むとともに、新たに情報の解析やセキュリティを専門に扱う部署を設置する。	**２．電子化の推進** **（１）電子化の推進による業務の効率化** 情報関連部門の統一及びセキュリティの向上等を目的として、情報管理部を設置するとともにシステム管理室と情報解析室を新設し、文書の電子化を推進した。
	（２）財務会計システム導入による月次決算の実施 企業会計原則に基づく独立行政法人会計基準への移行に伴い財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努める。	**（２）財務会計システム導入による月次決算の実施** 引き続き財務会計システムの確実な稼働を図ることにより、月次決算を行い、毎月の財務状況を把握し、その経営状況の分析を行う。	**（２）財務会計システム導入による月次決算の実施** 財務会計システムの適切な稼働を図ることにより、企業会計原則に基づく事務処理を行い、月次及び年次での決算処理を速やかに実施することができた。 月次決算では、財務会計システムから作成される財務諸表の数値（収支状況、人件費率等）及び他システムからの情報（患者数、診療点数、平均在院日数等）を組み合わせることにより、多角的な観点から詳細な分析を行うことが可能となった。 また、月次決算を行うことにより、早い段階での問題点把握及び対応策の検討を行い、幹部を対象とした執行役員会議や職員を対象とした診療管理連絡会議等において報告することにより、センター全体として経営に対する参加意識を高めることができた。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点	自己評定	A	評　　定	A
■評価項目１１■ 効率的な業務運営に関する事項 （２）効率化による収支改善 電子化の推進	（総合的な評定） センターの特性や機能を考慮した運営方針に応じ、職員の適正配置を行うこと等により診療報酬上の上位施設基準の取得等を図るとともに、コスト縮減に努め収支改善を推進したことにより、平成23年度の経常収支率は102.6％となった。 医薬品、検査試薬及び医療材料について、スケールメリットを勘案した6NCによる共同購入を引き続き実施することにより、購入単価の低減に努めるとともに、使用医薬品の集約や後発医薬品の使用促進等により、医薬品費の削減に努めた。 一般管理費（退職手当を除く。）については、消耗品費等の費用削減等に引き続き取り組むことにより22.7％の節減を図っている。 医業未収金については、定期的な督促業務、事前の預り金制度、カード決済等の様々な取り組みを引き続き実施し、さらにクレジットカードの取引会社を増やすことにより、患者サービスの向上を図るとともに未収金の新規発生の防止に努め、中期計画の数値目標を上回った。 診療報酬委員会において、40万点以上の高額レセプトを中心に症状詳記の記載内容の指導等の審査減対策を行っている。 情報管理部を新規に設置し、文書の電子化の推進及びセキュリティの向上を図っている。 財務会計システムを適正に稼働することにより、企業会計原則に基づく月次決算等を行い、財務会計システムから作成される財務諸表の数値と他システムからの情報を組み合わせることにより、詳細な分析等を行っている。また、月次決算を行うことにより早い段階での対応が可能となり、さらに各種会議等において役職員に報告することにより、センター全体として経営に対する参加意識が高められた。		**（委員会としての評定理由）** 6つのナショナルセンターによる医薬品等の共同入札を実施するなど、業務運営コストを節減する取り組みを評価する。一般管理費の節減については、中期計画の目標として15%減のところ22.7%減と既に中期計画を上回っていることについても評価する。	
［数値目標］ ・５年間を累計した損益計算において、経常収支率が100%以上	・平成23年度の経常収支率は、102.6％となった。（業務実績38頁参照）		**（各委員の評定理由）** ・損益計算における経常収支（率）、医業未収金比率の縮減など、年度計画通りに成果を挙げ、評価できる。 ・経常利益５３４百万円、経常収支率１０２．６％と、ほぼ目標を達成した。 ・収支は年度計画で１０３％以上となっており概ね目標達成、一般管理費対２１年度２２．７％減、昨年度２１％減、他も目標通りである。 ・引き続き経常収支率を黒字に保ったことは高く評価できる。後発医薬品使用率の増加は高く評価できる。 ・職員の適正配置を行って効率化による収支改善が図られている。問題も多いが給与制度の改革にも努力されている。 ・材料費を少しでも節約するため、共同入札についてこれまで通り実施している。 ・医薬品、試薬、医療材料について、６ＮＣでの共同購入により単価の低減に努めた。 ・材料費の６NC共同入札率増大も、材料費比率増大となっている。 ・医業未収金比率は中期計画が達成されており高く評価できる。 ・未収金対策に引き続き力を入れている。 ・未収金の低減は成果が見られる。 ・電子化の推進により業務の効率化に努力している。 ・情報管理体制の対応が進んでいる。	
・中期目標期間最終年度において一般管理費を平成21年度比15％以上節減 （平成21年度　643,472千円）	・一般管理費（退職手当を除く。）については、委託内容の見直しによる委託費の削減などを行い、平成21年度に比して22.7％（146百万円）の節減を図った。 （業務実績39頁参照）			
・平成21年度に比した医業未収金比率の縮減 （平成21年度　0.05%）	・平成23年度の医業未収金比率は、医業未収金の新規発生の防止に取り組むことによって0.04％となり、中期計画の数値目標（0.05％）を上回る低減ができた。 （業務実績39頁参照）			
［評価の視点］ ・当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。（政・独委評価の視点）	実績：○ ・センターの特性や機能を考慮した運営方針に応じ、職員の適正配置を行うこと等により、診療報酬上の上位基準の取得等を図るとともに、人件費及び材料費等に係るコスト削減に努め収支改善を推進したことにより、当期総利益520百万円を計上したものであり、適切な業務運営を行った結果である。			
・繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画どおり進んでいるか （政・独委評価の視点）	実績：－ ・繰越欠損金は、計上されていない。			
・当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。（政・独委評価の視点）	実績：○ ・平成23年度における運営費交付金の未執行額は、275,147千円（5.9％）であり、運営費交付金全体に占める額、割合ともに高くはない。また、その理由については、バイオバンク棟未完成による研究機器購入の延期及び定年退職予定者の勤務延長によるものである。			

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点		
・法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼性確保の観点から、必要な見直しが行われているか。（政・独委評価の視点） ・法定外福利費の支出は、適切であるか。（厚労省評価委評価の視点）	実績：○ 法定外福利厚生費（職員厚生費、健康診断費、その他福利厚生費）については、その支出自体、限定的に取り扱っており、日常的に点検を行い支出した結果、平成23年度における法定外福利厚生費は、4,262千円と支出額全体に占める額としては僅かなものとなった。	
・事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。（厚労省評価委評価の視点）	実績：○ ・事業費における冗費については、日常的に点検を行いつつ支出するとともに、契約の適正化及び低廉化を目的とした外部有識者を委員に含めた「契約審査委員会」において事前審査を実施した。 ・経費削減を目的とした「経費削減部会」において、コージェネ発電機の運転による受電電力の抑制による削減や高額医薬品等の価格交渉による経費削減等、様々な取組を行うとともに、職員に対して広報及び啓発活動を行った。	
・給与水準等については、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直しを行っているか。	実績：○ ・独法移行により給与体系の見直しを行い、年功的要素の影響を少なくし、民間の給与水準を勘案し、中高年層の給与カーブを緩やかにした。（業務実績38頁参照） ・平成22年度に引き続き、平成23年度人事院勧告と同水準の給与減額改定を平成24年5月に実施し、平成23年4月からの給与については、平成24年6月期業績手当において減額調整を行うなど、柔軟な対応をした。（業務実績38頁参照）	
・国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。 ・　給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ・　法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。（政・独委評価の視点） ・給与水準が適正に設定されているか（特に、給与水準が対国家公務員指数100を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか）。（厚労省評価委評価の視点）	実績：○ ・センターの給与水準については、国の給与制度等を踏まえ、通則法に則って適切に対応しているところである。 ・平成23年度のラスパイレス指数においては、全職種において国の水準よりも高いものとなっているが、これは、当法人は地域手当1級地に所在していることが大きな原因となっているが、その他、センターの主たる事業かつ目的である医療の提供に不可欠である医療職種について、社会一般情勢に適応するよう独法移行時を機に改善を行ったところである。 　特に医師、看護師の確保については全国的に厳しい情勢であることから、民間医療機関等の給与実態を踏まえた手当を設けるなど改善を進めたところである。	
・国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。（厚労省評価委評価の視点）	実績：○ ・国と異なる又は法人独自の手当とされているものは、国と同旨の手当、民間医療機関と同様の手当、国の施策に対応した手当、有能な人材確保を図るための手当であり、民間医療機関との給与水準の違いや独立行政法人に求められる能力実績主義を踏まえれば、適切なものである。 ・また、特殊業務手当は、賞与・退職手当の基礎としない手当であり、国の俸給の調整額と異なるものの、民間の給与を踏まえた適切なものである。	
・医薬品、医療材料等の購入方法、契約単価の見直しにより、材料費率の抑制に努めているか。	実績：○ ・医薬品等について6NCでの共同入札の実施、同種同効医薬品の整理による使用品目の集約、後発医薬品の使用促進、適正な在庫管理の徹底を図ることにより材料費率の抑制に努めた。（業務実績38頁参照）	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点		
・一般管理費（退職手当を除く。）について、中期計画に掲げている目標の達成に向けて取り組み、着実に進展しているか。	実績：○ ・一般管理費（退職手当を除く。）については、委託内容の見直しによる委託費の削減などを行い、平成21年度に比して22.7％（146百万円）の節減を図った。（業務実績39頁参照）	
・建築単価の見直し等を進め、コスト削減を図り、投資の効率化を図っているか。	実績：○ ・　施設・設備整備工事を実施する際に、①要求事項を満たし、各箇所が耐震設計になっているか、②復旧範囲、是正修復工程及び資材に問題は無いか等、各仕様が適正かつ過度なものとなっていないかの検証を行うことにより、コスト削減に取り組んだ。（業務実績39頁参照）	
・医業未収金の新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な督促業務を行うなど、中期計画に掲げる目標の達成に向けて取り組み、また、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努めているか。	実績：○ ・医業未収金については、定期的な支払案内等の督促業務を精力的に行うと共に、分娩入院の患者を対象として事前の預かり金制度を前年度に引き続き行う等、新規発生の防止に努めた。（業務実績39頁参照） ・40万点以上の高額レセプト（基金・国保の特別審査委員会審査対象）については、全件について診療報酬委員会において点検するとともに、担当診療科のヒアリングを行い必要な症状詳記、臨床データの追加等を指導している。（業務実績39頁参照）	
・貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点）	実績：○ ・中期計画において、医業未収金比率を0.05%以内に抑える計画を策定しており、平成24年1月末現在の医業収益に対する医業未収金の割合は、0.04％と計画を達成している。（業務実績39頁参照）	
・回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、ⅰ）貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ⅱ）計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点）	実績：○ ・中期計画において、医業未収金比率を0.05%以内に抑える計画を策定しており、平成24年1月末現在の医業収益に対する医業未収金の割合は、0.04％と計画を達成している。（業務実績39頁参照）	
・回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点）	実績：○ ・中期計画において、医業未収金比率を0.05%以内に抑える計画を策定しており、平成24年1月末現在の医業収益に対する医業未収金の割合は、0.04％と計画を達成しているが、引き続き新規発生の防止を重点とした未収金対策を徹底していく。（業務実績39頁参照）	
・文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図っているか。	実績：○ ・既存のグループウェアの文書管理機能を用いて、電子化した文書の管理を開始した。（業務実績39頁参照） ・情報関連部門の統一化及びセキュリティの向上等を目的として、情報管理部を新設した。（業務実績39頁参照）	
・財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努めているか。	実績：○ ・財務会計システムの適切な稼働を図ることにより、月次及び年次での決算処理を速やかに実施することができた。月次決算では様々な指標を活用することにより、多角的な観点から詳細な分析を行い、更に早い段階での問題点把握及び検討をし、それらを会議において報告することにより、センター全体として経営に対する参加意識が高められた。（業務実績39頁参照）	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２３年度計画	平　成　２３　年　度　の　業　務　の　実　績
３．法令遵守等内部統制の適切な構築 法令遵守（コンプライアンス）等内部統制を適切に構築すること。 特に契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施するとともに、随意契約の適正化を図ること。	**３．法令遵守等内部統制の適切な構築** 法令遵守（コンプライアンス）等の内部統制のため、内部監査等の組織を構築する。 契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況を公表する。	**３．法令遵守等内部統制の適切な構築** 内部監査等の組織を維持し、法令遵守（コンプライアンス）をはじめとする内部統制体制の確立を図る。 契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化の強化を図り、その取組状況を公表する。	**３．法令遵守等内部統制の適切な構築** （１）内部統制体制の確立 内部統制体制の確立のため独立行政法人発足時より監査室を設置しており、内部監査を実施している。 平成23年度は、平成22年度に交付された科研費等補助金について証拠書類等により補助金の使用状況の無作為モニタリング監査を実施し、要改善事項を指摘している。 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、契約の点検・見直しを行うため、監事及び外部有識者で構成する「契約監視委員会」を平成23年4月1日に設置し、委員会を3回開催した。 法令遵守の厳格化を目的としてコンプライアンス室を独法発足時より設置しており、外部の弁護士を室長に選任している。 コンプライアンスの徹底を目的とし、相談内容に応じた窓口担当を明確にするとともに、弁護士と契約を結び、相談窓口では対応が困難だと思われる事項、専門の相談窓口がない事項等に関して直接相談が可能となるコンプライアンスホットラインを開設した。 なお、コンプライアンスホットラインでの相談者については、センターの役職員のみならず、派遣職員、請負契約職員、ボランティアも対象としている。 （２）契約業務の競争性、公平性、透明性の確保 ①　契約業務について、原則として、1件の契約予定金額が100万円を超える案件については、一般競争入札によるものとし、一定金額以上の契約については、外部有識者を含む契約審査委員会においてあらかじめ契約に関する重要事項の審議を行っている。 契約金額が 100万円を超える案件については、契約方法に関わらずホームページにて公表することにより、競争性、公平性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行した。 ②　契約監視委員会においては、平成22年4月から平成23年12月までに契約が締結された随意契約および一者応札・応募案件について点検・見直しを実施した。 ③　一者応札・応募となった案件については、契約者以外の応募希望者に対して、改善すべき事項等のアンケートを実施し、その改善を図った。 なお、従前、競争性がないとされていた随意契約の見直し、一者応札の改善を図った実績は以下のとおりである。 ・随意契約から入札へ移行　3件　15,812千円 ・一者応札から複数応札　1件　8,122千円 （３）その他 株式会社メド城取の民事再生法の適用申請（平成23年10月14日）に関して、債権者リストに当センターが記載されていたことに対して調査中である。なお、メド城取より明細については、開示されていない。 【説明資料】 資料３２：無作為モニタリング監査関係［１４２頁］ 資料３３：契約監視委員会の審議概要［１４６頁］ 資料３４：コンプライアンスホットライン［１５３頁］

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点	自己評定 A	評　定 B
■評価項目１２■ 法令遵守等内部統制の適切な構築	（総合的な評定） 内部統制体制の確立のため、監査室を設置しており、継続的に内部監査を実施している。 平成23年度は科研費等補助金について、証拠書類等により使用状況の無作為モニタリング監査を実施し、要改善事項の指摘を行っている。 法令遵守の厳格化を目的として、コンプライアンス室を設置しており、室長には外部の弁護士を引き続き選任している。 契約業務については、原則として1件の契約予定金額が100万円を超える案件については、一般競争入札とし、さらに、一定金額以上の契約については、外部有識者を含む契約審査委員会において審議を行う等、適正に契約業務を遂行している。また、一者応札・応募となった案件については、改善すべき事項等のアンケートを実施し改善に努めている。 監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会を設置し、随意契約及び一者応札・応募案件について点検・見直しを実施している。	**（委員会としての評定理由）** コンプライアンスの徹底を目的とし、相談内容に応じた窓口担当を明確にするとともに、弁護士によるコンプライアンスホットラインを開設したことは、今後に期待する。
［評価の視点］ ・内部統制（業務の有効性、効率性、法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性）に係る取組についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）	実績：○ ・内部統制体制の確立のため独立行政法人発足時より監査室を設置しており、内部監査を実施している。 平成23年度は、平成22年度に交付された科研費等補助金について証拠書類等により補助金の使用状況の無作為モニタリング監査を実施し、要改善事項を指摘している。（業務実績43頁参照） ・法令遵守の厳格化を目的としてコンプライアンス室を独法発足時より設置しており、外部の弁護士を室長に選任している。（業務実績43頁参照） ・コンプライアンスの徹底を目的とし、相談内容に応じた窓口担当を明確にするとともに、弁護士によるコンプライアンスホットラインを開設した。（業務実績43頁参照）	**（各委員の評定理由）** ・内部統制体制の確立、契約業務の透明性等の確保など年度計画通りに順調に実行しており、評価できる。 ・コンプライアンスのホットライン契約の在り方も改善が進んでいる。 ・契約監視委員会設置、コンプライアンスホットライン開設の具体的施策を評価する。 ・内部統制体制の確立のための監査室を設置して内部監査を実施して、常に改善に努力している。 ・契約の点検・見直しを行うため、契約監視委員会が設置され、入札の透明性が確保されるなど、機能を発揮している。 ・監事、外部監査人、内部監査室が連携して監査を実施した。 ・コンプライアンス室の設置により、法令遵守に対応した。 ・科学研究費のモニタリングの実施は評価できる。 ・一般競争入札の推進が進捗したことは評価できる。
・関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを図っているか。（厚労省評価委評価の視点） ※ 独立行政法人会計基準上の関連公益法人に限らず、すでに批判をされていたり、国民から疑念を抱かれる可能性のある業務委託等について、①当該業務委託等の必要性、②独立行政法人自ら行わず他者に行わせる必要性、③①及び②の必要があるとして、他者との契約についてその競争性を高める方策等を検討し、見直しを図っているか等	実績：－ ・関連公益法人は該当がない。	**（その他の意見）** ・不正経理防止のための対策を明確にすべきである。昔のこととはいえセンターの信用は大きく損なわれたことを認識すべきである。 ・（株）メド城取の事件で、研究費不正受給とマスコミ報道がなされ、調査中との回答を得ているが迅速に調査を進め善処されるべきである。
・契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況を公表しているか。	実績：○ ・1件あたりの契約予定金額が100万円を超える案件については、原則として一般競争入札を行っており、さらに「随意契約見直し計画」に基づく取組状況については、ホームページにおいて公表を行っている。（業務実績43頁参照） ・平成20年度の見直し計画における随意契約から一般競争入札への切り換えについては、21年度中に終了しており、23年度においては、少額なものを除き、真に随意契約とせざるを得ないもののみを随意契約とし、公表も行っている。（業務実績43頁参照）	
・契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点）	実績：○ ・契約の方式等は、契約に関する事務の適正かつ効率的な運営を図ることを目的として会計規程及び契約事務取扱細則に規定されており、契約事務の実施にあたっては、これら両規程等を遵守し、適切に行っている。	
・契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点）	実績：○ ・一定額以上の契約については、外部有識者を含む契約審査委員会においてあらかじめ審議を行い、仕様書の見直し等を検討する等、契約に関する事務の適正化に努めた。	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点		
・個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。（政・独委評価の視点）	実績：○ ・契約の締結に当たっては、契約予定金額が100万円を超える案件については、原則一般競争入札を実施し、競争性を確保している。また、契約金額が100万円を超える案件については、契約方法に関わらず、ホームページにて公表し、透明性を確保している。（業務実績43頁参照） ・一定額以上の契約については、外部有識者を含む契約審査委員会においてあらかじめ審議を行い、仕様書の見直し等を検討する等、契約に関する事務の適正化に努めた。また、一者応札・応募になった案件については、契約者以外の応募希望者に対して、改善すべき事項等のアンケート等を実施し、その改善を図っている。（業務実績43頁参照）	
・「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況について、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点）	実績：○ ・随意契約見直し計画により競争性のある随意契約について一般競争入札に切り換えるとともに、少額随意契約（1件の契約予定金額が100万円未満）を除き、原則として一般競争入札を行い、随意契約を行った場合には内容を公表し、透明性を確保している。 　また、入札参加資格や仕様書等の見直しにより一者応札の改善を図った。（業務実績43頁参照） 　随意契約の見直し及び一者応札の改善を図った実績は以下のとおりである。 ○随意契約から競争入札へ移行 　3件　15,812千円 ○一者応札から複数応札 　1件　8,122千円	
・契約の締結に当たって、透明性・競争性等が確保されているか。（厚労省評価委評価の視点）	実績：○ ・契約の締結に当たっては、契約予定金額が100万円を超える案件については、原則一般競争入札を実施し、競争性を確保している。また、契約金額が100万円を超える案件については、契約方法に関わらず、ホームページにて公表し、透明性を確保している。（業務実績43頁参照） ・一定額以上の契約については、外部有識者を含む契約審査委員会においてあらかじめ審議を行い、仕様書の見直し等を検討する等、契約に関する事務の適正化に努めた。また、一者応札・応募になった案件については、契約者以外の応募希望者に対して、改善すべき事項等のアンケート等を実施し、その改善を図っている。（業務実績43頁参照）	
・契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか（その後のフォローアップを含む。）。（厚労省評価委評価の視点）	実績：○ ・「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき。監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会を平成23年4月1日に設置した。（業務実績43頁参照） ・平成23年度においては3回委員会を開催し、平成22年4月から平成23年12月までに契約が締結された随意契約、一者応札・応募案件について点検・見直しを行った。（業務実績43頁参照） ・随意契約については、リース契約の残期間に係る継続案件、医療機器等の緊急を要する修理案件及びその相手以外からは購入することが出来ない等の「やむを得ない理由」や「競争の余地がない」ものとなっていた。（業務実績43頁参照）	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２３年度計画	平　成　２３　年　度　の　業　務　の　実　績
第４　財務内容の改善に関する事項 「第３　業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。	**第３　予算、収支計算書及び資金計画** 「第２　業務の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置」で定めた計画を確実に実施し、財務内容の改善を図る。	**第３　予算、収支計算書及び資金計画**	**第３　予算、収支計算書及び資金計画**
１．自己収入の増加に関する事項 成育医療に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。	**１．自己収入の増加に関する事項** 民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。	**１．自己収入の増加に関する事項** 寄附や受託研究の受け入れ等による外部資金の獲得を推進する。	**１．自己収入の増加に関する事項** 寄附受け入れについては、ホームページ上で、担当部署の明確化、具体的な目的及び税制上の優遇措置等について案内をし、その他の競争的資金については、事業を実施する省庁等から研究内容や応募にかかる情報を入手し、職員に対し情報提供や手続きにかかる助言を行う等、その獲得に努めた。 【外部資金獲得状況】 平成23年度 寄　附　77件　43,087千円 厚生労働科学研究費　157件　950,673千円 文部科学研究費　120件　229,221千円 その他の競争的資金　16件　25,598千円
２．資産及び負債の管理に関する事項 センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。	**２．資産及び負債の管理に関する事項** センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、中・長期的な固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める。 そのため、大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保する。 （１）予　　算　別紙２ （２）収支計画　別紙３ （３）資金計画　別紙４	**２．資産及び負債の管理に関する事項** 平成23年度においても長期借入を行わず、内部資金の有効活用により、センターの機能の維持・向上を図りつつ、センターの固定負債（長期借入金の残高）を減少させる。 （１）予　　算　別紙２ （２）収支計画　別紙３ （３）資金計画　別紙４	**２．資産及び負債の管理に関する事項** センター機能の維持・向上のための整備については長期借入を行わず、内部資金等を活用する事によって行った。 また、固定負債（長期借入金の残高）については約定どおり償還を行い、その残高を減少させた。 【財政融資資金】 平成22年度末残高　9,563,965千円 平成23年度償還額　元金　682,888千円　利息　123,731千円　合計　806,619千円 平成23年度末残高　8,881,077千円
	第４　短期借入金の限度額 １．限度額　２，１００百万円 ２．想定される理由 （１）運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 （２）業績手当（ボーナス）の支給等、資金繰り資金の出費への対応 （３）予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応	**第４　短期借入金の限度額** １．限度額　２，１００百万円 ２．想定される理由 （１）運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 （２）業績手当（ボーナス）の支給等、資金繰り資金の出費への対応 （３）予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応	**第４　短期借入金の限度額** 平成23年度における短期借入金はない。
	第５　重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画 なし	**第５　重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画** なし	**第５　重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画** 平成23年度における重要な財産の処分、又は担保に供した実績はない。
	第６　剰余金の使途 決算において剰余を生じた場合は、将来の投資（建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。	**第６　剰余金の使途** 決算において剰余を生じた場合は、将来の投資（建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。	**第６　剰余金の使途** 平成23年度の決算において520百万円の剰余が生じたため、積立金とすることとしている。
			【説明資料】 資料３５：寄付の受け入れについて［１５６頁］

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２３年度計画	平　成　２３　年　度　の　業　務　の　実　績
第５　その他業務運営に関する重要な事項 **１．施設・設備整備に関する事項** 施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。	**第７　その他主務省令で定める業務運営に関する事項** **１．施設・設備整備に関する事項** 中期目標の期間中に整備する施設・設備整備については、別紙５のとおりとする。	**第７　その他主務省令で定める業務運営に関する事項** **１．施設・設備整備に関する事項** 自己資金を活用して、長期債務の縮減を図りつつ、研究・医療の高度化や経営面の改善及び患者の療養環境の改善が図られるよう、必要な整備を行う。	**第７　その他主務省令で定める業務運営に関する事項** **１．施設・設備整備に関する事項** 長期借入を行わず自己資金を活用し、研究・医療の高度化や経営面の改善及び患者の療養環境の改善のための施設整備として、 ①医療連携・患者支援センター改修工事 ②発達・評価支援外来改修工事 ③11階周産期病棟のシャワールーム改修工事 等を実施し、また、平成22年度に策定した中期的整備計画に基づく保守及び修繕についても必要な整備を行った。 さらに、東日本大震災関連整備事業として ①自家発電設備整備工事 ②震災復旧工事 を実施し、併せて教育研修棟新築工事を平成23年度から平成24年度の2年間で整備することとしている。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点	自己評定 A	評　定 A
■評価項目１３■ 予算、収支計画及び資金計画等 短期借入金の限度額 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画 剰余金の使途	（総合的な評定） 寄附受け入れについては、ホームページにて具体的な目的等の案内を行い、その他の競争的資金についても職員に対する情報提供や手続きにかかる助言を行う等、獲得に努めている。 研究・医療の高度化、経営面の改善、患者の療養環境の改善等のための整備を実施するものの、財源については長期借入を行わず自己資金等を活用した。また、借入金の元利償還については、約定通り確実な償還を行うことにより、長期借入金の残高を減少させることができた。 自己資金等を活用し、計画的な資金運用を行うことにより、短期借入金は必要としなかった。 平成23年度の決算において、520百万円の剰余が生じたため、将来の投資及び借入金の償還に充てるための積立金とすることとしている。	**（委員会としての評定理由）** 寄附については、ホームページ上での案内を継続するとともに、その他の競争的資金については、事業を実施する省庁等から研究内容や応募にかかる情報を入手し、職員に対し情報提供、手続きの助言を行うなど、その獲得に努めた結果、43,087千円の多額の寄附を受けることができたことは評価する。
［評価の視点］ ・民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄付や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行っているか。	実績：○ ・寄附受け入れについては、ホームページ上で具体的な目的等を案内し、その他の競争的資金については、事業を実施する省庁等から研究内容や応募にかかる情報を入手し、職員に対し情報提供や手続きにかかる助言を行う等、その獲得に努めた。（業務実績46頁参照） ・寄附及び受託研究等の競争的資金を受け入れるための担当部署を明確にし、規程等に則り適切な運用を行っている。	**（各委員の評定理由）** ・寄付・受託研究等の外部資金獲得、長期借入金の償還など、年度計画通りに順調に推移している点は評価できる。 ・NICU増床と看護師増員など積極的な取り組みが認められる。 ・センター機能の維持・向上のための整備について、長期借入金を使わず、内部資金等の活用によって行ったことは評価できる。 ・大型医療機器等の投資にあたって、センター内の整備委員会で議論を重ねて可否が決定されているが、引続きその努力を続けてもらいたい。 ・経常改善の努力として、職員の適正配置を十分考慮して計画を立てており、その努力を続けてもらいたい。 ・寄付金、受託研究等外部資金の獲得に努力した。 ・計画通り実施している。 ・寄付金、競争的研究資金の積極的獲得が行われたことは評価できる。
・センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努めているか。	実績：○ ・センター機能の維持・向上のための整備については、長期借入を行わず、内部資金等を活用することによって行った。また、固定負債（長期借入金の残高）については約定どおりの償還を行いその残額を減少させた。（業務実績46頁参照）	
・大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保しているか。	実績：○ ・大型医療機器等の投資に当たっては、センター内に設置した「施設・医療機器等整備委員会」において、償還確実性についても検証を行い整備の可否を決定している。	
・資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。（ⅱについては、事前に明らかにされているか。） ⅰ　資金運用の実績 ⅱ　資金運用の基本的方針（具体的な投資行動の意志決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託間の責任分担の考え方等）、資産構成、運用実績を評価するための基準（以下「運用方針等」という。）（政・独委評価の視点）	実績：○ ・時価又は為替相場の変動等の影響を受ける資金の運用はない。 ・資金運用については、安全性を重視して余裕資金である10億円を短期間の6ヶ月定期預金とし、大手銀行等の格付上位による入札を実施することにより、1,022,191円の受取利息を得ることができた。	
・資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。（政・独委評価の視点）		
・短期借入金について、借入理由や借入額等の状況は適切なものと認められるか。	実績：○ ・計画的な資金運用を行い、短期借入金を必要としなかった。（業務実績46頁参照）	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点		
・固定資産等の活用状況等について評価が行われているか。活用状況等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有効活用又は処分等の法人の取組についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）	実績：○ ・保有資産については、自らの病院事業、研究所及び臨床事業に有効活用する他、老朽化した宿舎については除却し、その跡地には教育研修センターの整備を開始することにより、有効活用を行っている。	
・利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。（政・独委評価の視点）	実績：○ ・センターの特性や機能を考慮した運営方針に応じ、職員の適正配置を行うこと等により、診療報酬上の上位基準の取得等を図るとともに、コスト削減に努め収支改善を推進したことにより、当期総利益520百万円を計上した。 　利益剰余金については、経営基盤を安定させ、質の高い医療の提供に欠くことのできない新規投資及び長期借入金の償還に充当する資金として必要な額であり、安定的な業務遂行のために過大な利益とはなっていない。（業務実績46頁参照）	
・中期計画に掲げる施設・設備整備について、計画的に進展しているか。	実績：○ ・自己資金を活用し、研究・医療の高度化や患者の療養環境の改善のため、①医療連携・患者支援センター改修工事、②発達・評価支援外来改修工事等の整備を実施し、また、平成22年度に策定した中期的整備計画に基づく保守及び修繕についても必要な整備を行った。さらに、施設整備費補助金により東日本大震災関連整備及び教育研修棟新築工事を実施した。（業務実績47頁参照）	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２３年度計画	平　成　２３　年　度　の　業　務　の　実　績
第５　その他業務運営に関する重要な事項 **２．人事の最適化に関する事項** センターの専門的機能の向上を図るため、職員の意欲向上及び能力開発に努めるとともに、人事評価を適切に行うシステムを構築すること。 また、年功序列を排し、能力・実績本位の人材登用などの確立に努め、さらに、優秀な人材を持続的に確保するため、女性の働きやすい環境の整備及び非公務員型独立行政法人の特性を活かした人材交流の促進等を推進すること。	**第７　その他主務省令で定める業務運営に関する事項** **２．人事システムの最適化** 職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。当該制度の適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげる。 非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、優秀な人材を持続的に確保する観点から人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。 女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。 **３．人事に関する方針** **（１）方針** 良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。 特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策を講じる。 また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。	**第７　その他主務省令で定める業務運営に関する事項** **２．人事システムの最適化** 平成２２年度の１２月期業績手当で行った課長相当職以上の業績評価制度を継続し、一般職員、年俸制職員へ拡大を図り、職員が業務で発揮した能力、適正、実績等を給与に反映する。 非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う。 女性の働きやすい環境の整備及び職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。 **３．人事に関する方針** **（１）方針** 良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮していく。 特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策に取り組む。 また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。	**第７　その他主務省令で定める業務運営に関する事項** **２．人事システムの最適化** 組織目標を効率的かつ効果的に達成するための人事評価制度を導入し、平成22年度の12月期賞与の支給において一部管理職に対して評価結果の反映を実施し、平成23年度は、看護部門において一般職員である看護師等において実施した。その他職員については平成24年度から実施することとしている。 国立病院機構との人事交流については、円滑な交流を進めるられるよう、異動が職員の不利益とならないようにするために、給与制度の基本となる部分については、国の制度を踏まえて国立病院機構と同じくすることとした。また、異動者の給与水準を維持するための現給補償制度についてお互いに決定した。さらに、退職手当の期間通算を設けることで、将来においても不利益が生じないよう規程を整備した。転籍出向や在籍出向といった制度を構築し適切に運用を図り、平成23年度中の国、国立病院機構、他のNCとの人事交流は転出入併せて36人となった。 女性の働きやすい環境整備について、独法発足時において国の制度と比較した場合に、育児短時間勤務制度の対象範囲拡大及び3歳までの子を養育する職員の請求により時間外勤務を制限するなど制度面での充実を図るとともに、院内保育所設置について検討を開始し職員アンケート調査を行った。 医師の業務軽減策として、医療クラークの導入を平成22年度から行い、導入効果を検証しながら計画的な増員を行っており、平成23年度は6名の増員を行った。さらに、医師の業務軽減のためのワーキンググループによる検討を開始した。 **３．人事に関する方針** **（１）方針** 良質な医療を効率的に提供していくとともに、人件費率の高騰を招かないよう、収支相償の原則のもと、医療安全や労働基準法等各種法令を遵守しつつ、適正な人員配置を行うための増員計画を策定し、人員確保に努力した。 また、職員人事規程を整備し、医長職以上の管理職員については公募制を基本として採用委員会により優秀な人材の確保に努め、平成23年度の常勤職員の公募件数は26件行ったところである。 １．看護師確保対策の推進 １）看護師確保対策 看護部、人事部が協力し看護大学、助産学校等の訪問や各種就職説明会への参加など、センター外での活動を行った。 センター内見学説明会　3回 業者による説明会　2回 看護大学等学内説明会　3回 ２）離職防止策 ①2交替制勤務を推進し、平成23年度は4看護単位で導入した。 ３）看護師の処遇改善 平成22年度から、看護師の勤務実態に応じた諸手当の新設、改定等を行い、引き続き処遇改善に努めている。 専門看護手当・夜間看護等手当 ２．医師の処遇改善 平成22年度に行った以下の改善策を引き続き23年度も踏襲した。 ①医師の勤務実態に応じた緊急呼出待機手当、分娩手当、救急医療体制確保手当等の諸手当の新設、改定等を行い、処遇改善に努めた。 ②医長以上は年俸制にすることで、業務実績を業績年俸に反映できる制度とした。 ③一部の診療科においては、交替制勤務を導入することで勤務時間の改善を図った。 【説明資料】 資料３６：基本給表等別男女別職員数［１５９頁］ 資料３７：平成24年度の増員等について［１６１頁］ 資料３８：常勤職員公募一覧［１６７頁］

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成２３年度計画	平　成　２３　年　度　の　業　務　の　実　績
	（２）指針 センターの平成22年度期首における職員数を751人とするものの、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、中期目標の期間においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。 特に、技能職については、外部委託の推進に努める。 （参考）中期目標の期間中の人件費総額見込み　３１，５２４百万円	**（２）指針** 安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう、適正な人員配置に努める。 技能職については、外部委託の推進に努める。	**（２）指針** 平成22年度から平成24年度にかけての病棟再編計画を立て、現在の病棟機能が抱える問題点を整理し、年齢発達段階に応じた療育環境の提供という基本的な考え方に、安全・感染管理、専門診療・看護の視点から機能別の構成を加味する病棟構成とした。 平成22年度は、病棟再編計画の第1段階を12月に行い、9階東病棟にスムーズな在宅ケアへの移行等を目的とした専用病床8床を設置したことに伴い、非常勤看護師8名を常勤看護師として採用し、3人夜勤体制から4人夜勤体制へと変更した。 平成23年度は第2段階として救急入院病床8床を設置し、夜間緊急入院の受入病床を確保することで、他の病棟の夜間の安定を保持した。また、周産期病床30床の増床、MFICUの設置など行い、地域医療計画の中で当センターの役割を担う体制を整備した。 これら体制整備に必要な看護師75名を増員し確保したところである。 技能職については、平成22年度末1名、平成23年度末2名の定年退職後は、非常勤職員による後補充を行い、業務の集約が図られてきた段階で、その業務を外部委託する方向で検討を行う。
３．その他の事項 中期目標に基づきセンターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランとして中期計画を立て、具体的な行動に移すことができるように努めること。また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うように努めること。 ミッションの確認、現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するため、定期的に職員の意見を聞くよう、努めること。	**４．その他の事項** センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるように努める。 また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示をホームページ等で行うように努める。 ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見をセンター内メール・システム等にて聴取を行うよう努める。	**４．その他の事項** センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランの作成に取り組む。 ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見をセンター内メール・システム等にて聴取を開始する。	**４．その他の事項** 理事長及び理事により、平成22年度に実施した各職場の職場長等を対象とした意見交換に引き続き、平成23年度においては各職場の一般職員等を対象にセンターが抱える問題点や解決に向けての方策等について意見交換を行った。 その意見交換を踏まえて、センターとして取り組むべき事項を選定し、「重要性が高く早急に着手する必要がある事項、又は迅速な対応が比較的可能な事項」と「重要性はあるが人員の増強や予算等が関係し時間がかかる事項、又は緊急性がそれほど高くない事項」とに区分したアクションプランを作成し、緊急性が高い項目に対しては取り組みを開始した。 また、重要性が高い病棟再編成等については、計画や実施方法等をイントラの掲示板等を利用することで職員に周知を図るとともに、中間段階での職員アンケート及び評価会を実施する等、情報の共有化と意識の向上に努めた。 なお、厚生労働省から取り組みの要請を受けている総人件費の削減については、それに特化したアクションプランを作成し、その実現に向けた取り組みを開始した。 【説明資料】 資料３９：病棟再編関係［１６９頁］ 資料４０：アクションプラン関係［１９３頁］

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点	自己評定	A	評　　定	A
■評価項目１４■ 人事システムの最適化 人事に関する方針 その他事項	（総合的な評定） 人事評価制度を導入し、平成22年度12月期賞与において一部管理職に対して評価結果の反映を実施したことに続き、平成23年度は看護部門において、一般職員である看護師等に実施している。 人事交流を円滑に推進できるよう、退職手当の期間通算や異動者の現給補償等の制度を引き続き運用することにより、国・国立病院機構・他のNCとで転出・転入併せて36人の人事交流を行った。 育児短時間勤務制度の対象範囲拡大、こどもを養育する職員の時間外勤務制限、院内保育所の設置についての検討等、女性にとって働きやすい環境の整備に努めている。 良質な医療を効率的に提供するため、医療安全や労働基準法等各種法令を遵守しつつ、人件費率の高騰を招かないよう適正な人員配置を行うための増員計画を策定し、看護大学、助産学校等への訪問や各種就職説明会への参加など人材確保に向けての取り組みを行っている。 理事長及び理事により、各職場の一般職員等を対象にセンターが抱える問題点や解決に向けての方策等について意見交換を行い、重要性や緊急性等を考慮したアクションプランを作成し、緊急性が高い項目については取り組みを開始している。		**（委員会としての評定理由）** 医師の業務軽減策として、医療クラークの導入を平成２２年度から行い、導入効果を検証しながら計画的な増員を行っており、平成２３年度は6名の増員を行った。さらに、医師の業務軽減のためのワーキンググループによる検討を開始したことは評価する。また、人事システムの差的化など年度計画通りに順調に実行している点も評価する。	
［評価の視点］ ・職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入するとともに、適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の効率的運営につなげているか。	実績：○ ・組織目標を効率的かつ効果的に達成するための人事評価制度を導入し、平成22年度の12月期賞与の支給において一部管理職に対して評価結果の反映を実施し、平成23年度は、看護部門において看護師等において実施した。その他一般職員については平成24年度から実施することとしている。（業務実績50頁参照）		**（各委員の評定理由）** **・人事システムの差的化など年度計画通りに順調に実行している点は評価できる。** **・人事評価制度が平成22年から導入され、23年度はその適応をさらに広げて着実にこの制度を定着させてきたことは評価される。** **・人事評価制度を導入し、看護部門において、一般職員である看護師等に実施した。** **・計画通り実施も、人事評価制度の導入、4人夜勤体制への変更、緊急、夜間など地域医療への体制整備へ具体的に施策の実施を評価する。** **・女性が働きやすい職場になるような取組をさらに進めてもらいたい。** **・医師の業務が多く、かなりの負担になっているように思え、医療クラークを出来ればさらに増員する必要があるように思える。**	
・人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築しているか。	実績：○ ・退職手当の期間通算及び在籍出向や転籍出向といった制度等を構築し適切に運用を図り、国、国立病院機構等との平成23年度中の人事交流は転出入併せて36人となった。（業務実績50頁参照）			
・女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努めているか。	実績：○ ・女性の働きやすい環境整備として、独法発足時において国の制度と比較した場合に育児短時間勤務制度の対象範囲拡大及び3歳までの子を養育する職員の請求により時間外勤務を制限するなど制度面での充実を図った。平成24年度においては、院内保育所設置について検討を開始し職員アンケート調査を行った。（業務実績50頁参照） ・医師の業務軽減策として、医療クラークの導入を行い、導入効果を検証しながら、計画的に増員を図っている。 平成22年度　6名 平成23年度　6名　（業務実績50頁参照）			
・医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応し、経営に十分配慮しているか。	実績：○ ・良質な医療を効率的に提供していくため、人件費率の上昇を招かないよう収支相償の原則を守りつつ、医療安全や労働基準法等の遵守を考え、平成24年度に向け増員を計画した。（業務実績50頁参照） ・平成24年度の増員計画は医師4名、施設基準取得に向けた対応や増床等に伴う看護師の増員33名、その他コメディカル等5名の計42名とした。（業務実績50頁参照）			
・幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努めているか。	実績：○ ・職員人事規程を整備し、医長職以上の管理職員の採用については、公募制を基本としたところであり、平成23年度の常勤職員の公募件数は26件行った。（業務実績50頁参照）			

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点		
・医療ニーズに適切に対応するため、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努めているか。	実績：○ ・平成22年度から平成24年度にかけての病棟再編計画を立て、現在の病棟機能が抱える問題点を整理し、年齢発達段階に応じた療育環境の提供という基本的な考え方に、安全・感染管理、専門診療・看護の視点から機能別の構成を加味する病棟構成とした。 　平成23年度は第2段階として救急入院病床8床の設置、周産期病床30床の増床、MFICUの設置など行い、必要となる看護師の確保を行った。（業務実績51頁参照） ・平成23年度において行った救急入院病床8床の運用は、夜間緊急入院の受入病床を確保することで、他の病棟の夜間の安定を保持した。また、NICUの増床、周産期病床の増床を行うことで、地域医療計画の中で当センターの役割を担う体制を整備した。（業務実績51頁参照）	
・技能職については、外部委託の推進に努めているか。	実績：○ ・平成22年度末定年退職者1名及び平成23年度末定年退職者2名の後補充は非常勤職員とし、業務の集約が図られてきた段階で外部委託をすることを検討する。（業務実績51頁参照）	
・センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるように努めているか。	実績：○ ・センターの理念、基本方針及び職員としての行動宣言についてイントラの掲示板に掲載するとともに、ポケットマニュアルにも掲載し職員の意識を高めることを行った。 ・年度計画及びアクションプランについては、イントラの掲示板において掲載するとともに、会議等を通じて職員に周知を図った。	
・アクションプランやセンターの成果について、国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うよう努めているか。	実績：○ ・センターの成果については、プレスリリースを行うとともに、ホームページにおいて積極的に公表を行った。	
・ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見を聴取するよう努めているか。	実績：○ ・年度計画に係る進捗状況について、四半期毎に会議において報告を行い目標の達成に努めた。また、理事長及び理事により、各職場の一般職員等を対象にセンターが抱える問題点等について意見交換を行った。（業務実績51頁参照）	
・法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。（政・独委評価の視点）	実績：○ ・業務の改善等について、多大な効果又は便益をもたらし、顕著な功績をあげた職員に対して表彰が可能となるよう規程を整備している。 ・組織目標を効率的かつ効果的に達成するための人事評価制度を導入し、平成22年度の12月期賞与の支給において一部管理職に対して評価結果の反映を実施し、平成23年度は看護部門において一般職員である看護師等において実施した。その他一般職員については平成24年度から実施することとしている。（業務実績50頁参照）	
・業務改善の取組を適切に講じているか。（業務改善の取組：国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事上評価しているか等）（厚労省評価委評価の視点）	実績：○ ・家族の視点に立った、よりきめ細やかな対応をするため、従来より実施している患者満足度調査のほか、より患者・家族の声を反映できる病院独自の患者満足度調査を実施するとともに、意見箱を設置し、意見等に対する改善策の実践と改善事項の掲示により患者等への周知を行っている。（業務実績23頁参照） ・センターとして取り組んだ業務の中で重要性等が高いものについては、職員に無記名のアンケートを実施する等を行うことにより素直な提案を受け、その業務の評価を行っている。 ・組織目標を効率的かつ効果的に達成するための人事評価制度を導入し、平成22年度の12月期賞与の支給において一部管理職に対して評価結果の反映を実施し、平成23年度は看護部門において一般職員である看護師等において実施した。その他一般職員については平成24年度から実施することとしている。（業務実績50頁参照）	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点		
・国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。（厚労省評価委評価の視点）	実績：○ ・センターが実施する事務・事業については、センターに課せられた使命、国民のニーズ、費用に対する効果等を考慮しつつ、適切なセンター運営及び経営改善の観点から、各職場や委員会を通じ企画戦略会議、執行役員会議等の審議を経て、積極的な実施につながるよう見直しが行われている。	